橿原市高齢者福祉計画
認知症施策推進計画
第 10 期介護保険事業計画
【素案】

目　次

第１章　計画策定にあたって ・・・

第６章　介護保険サービス等の量の見込み（介護保険事業計画）・・・・・・・・・・・・・・・・・95
１　居宅サービス・居宅介護予防サービス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
２　地域密着型サービス・・・
３　施設サービス・・・
４　地域支援事業・・・
５　保健福祉事業・・・
６　介護保険の総事業費等の見込み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
７　介護保険料基準額の設定・・・

第７章　サービスの円滑な運営について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
１　要介護認定・介護給付の適正化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
２　誰もがわかりやすい情報提供・・
３　苦情処理システムの確立・・・
４　低所得者対策・・・
５　ＰＤＣＡサイクルに沿った計画の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
６　地域関係団体等との連携・・・

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

最新の「高齢社会白書」によると、我が国の65歳以上の高齢者数は、令和７年（2025年）10月１日時点で3,622万人となり、総人口に占める割合（高齢化率）は29.4%に達し、今後もさらなる高齢化の進行が予測されています。また、65歳以上の１人暮らしの高齢者が増加傾向にある一方で、労働力人口に占める65歳以上の割合は上昇を続けており、高齢期の就業状況の多様化や、学習・地域活動への積極的な社会参加など、社会を支える元気な高齢者の活躍が新たな動向として示されています。

本市においても人口減少と世帯の小規模化が進行しており、市の最新の統計データによると、令和８年（2026年）10月１日時点の総人口は117,320人（男性55,437人、女性61,883人）、世帯数は56,809世帯となっています。本市の高齢化率は、本計画策定時である令和８年（2026年）には30.1%となり、すべての団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年（2040年）には36.0%と、人口の４割近くが高齢者になると見込まれています。

すべての団塊ジュニア世代が65歳に到達する令和22年（2040年）には高齢者人口がピークを迎え、介護ニーズが急速に増加していくなかで、生産年齢人口は急減することから、福祉・介護人材の確保が大きな課題となっています。このような中、第10期に向けた国の新たな「基本指針」では、2040年等の中長期的なサービス見込量を見据え、総合的な介護人材の確保対策と併せて、テクノロジーの活用等による介護現場の生産性向上や経営改善支援といった視点を計画に盛り込むことが必須とされています。

また、同指針では「地域包括ケアシステムの深化」として、多様なニーズに応じた医療・介護連携の推進や、さらに「共生社会の実現を推進するための認知症基本法（以下「認知症基本法」という。）」等を踏まえた認知症施策の総合的な推進が求められています。これらに加え、新たに頼れる身寄りのない高齢者等への切れ目のない支援体制を地域全体で協議・構築することが喫緊の課題とされています。

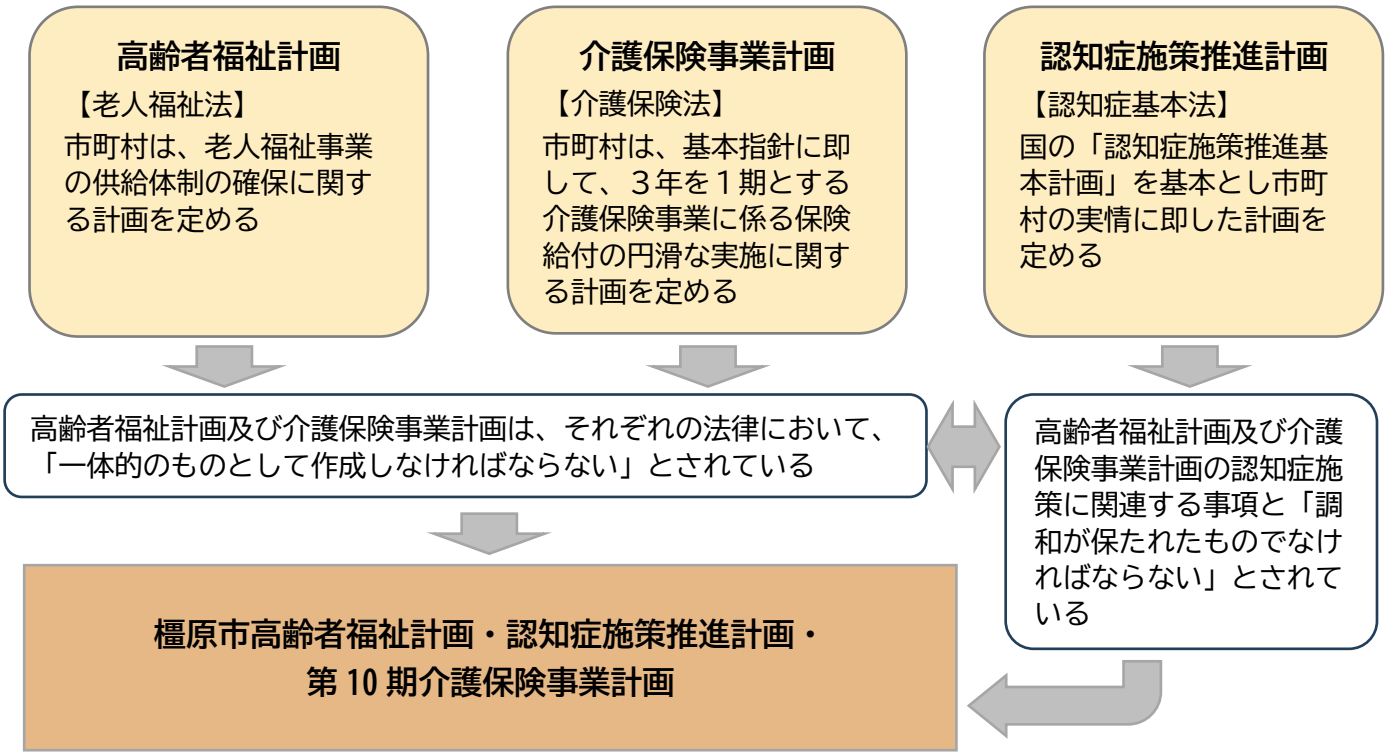
このような高齢者を取り巻く状況や課題を踏まえ、今後も保険者として中長期的なニーズを把握し、計画的に介護サービス基盤を整備していくことが重要となります。このため、「橿原市高齢者福祉計画及び第９期介護保険事業計画」（以下「第９期計画」という。）の取組について検証を行い、住み慣れた地域で生活するすべての高齢者が、生きがいを持って自分らしく暮らせる環境を実現するために「橿原市高齢者福祉計画・認知症施策推進計画・第10期介護保険事業計画」（以下「本計画」という。）を策定し、総合的かつ効果的に施策を推進します。

2 計画の位置づけと役割

（１）法的根拠

高齢者福祉計画は老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の８に規定する「市町村老人福祉計画」に基づき、介護保険事業計画は介護保険法（平成９年法律第123号）第117条に規定する「市町村介護保険事業計画」に基づき、策定するものです。なお、高齢者福祉計画は介護保険事業計画を内包する位置づけにあることから、本市では両計画を一体的に策定します。

また、本計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）第14条の規定に基づく市町村計画の位置づけとして有するとともに、認知症基本法（令和５年法律第65号）第13条第１項に基づく、市町村の実情に即した「市町村認知症施策推進計画」として策定するものです。

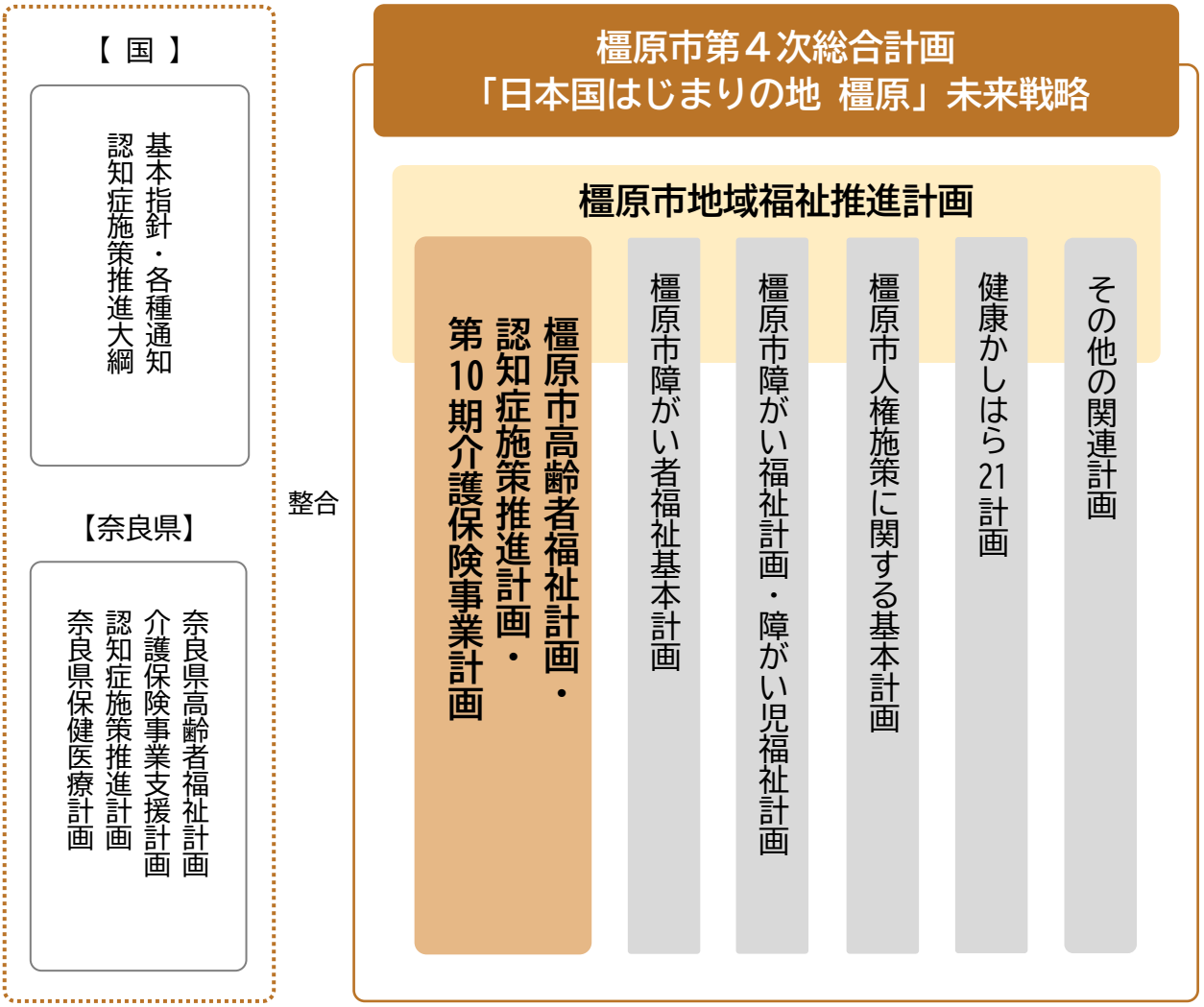


（２）橿原市第４次総合計画との整合

本計画は、本市における最上位計画である「橿原市第４次総合計画」及び「日本国はじまりの地橿原」未来戦略に掲げられた将来ビジョン「はじまりから未来へ、つながりきらめくまち　かしはら」の実現に向けて、高齢者福祉及び介護保険事業に関する個別計画として策定するものです。

（３）市の上位・関連計画との整合

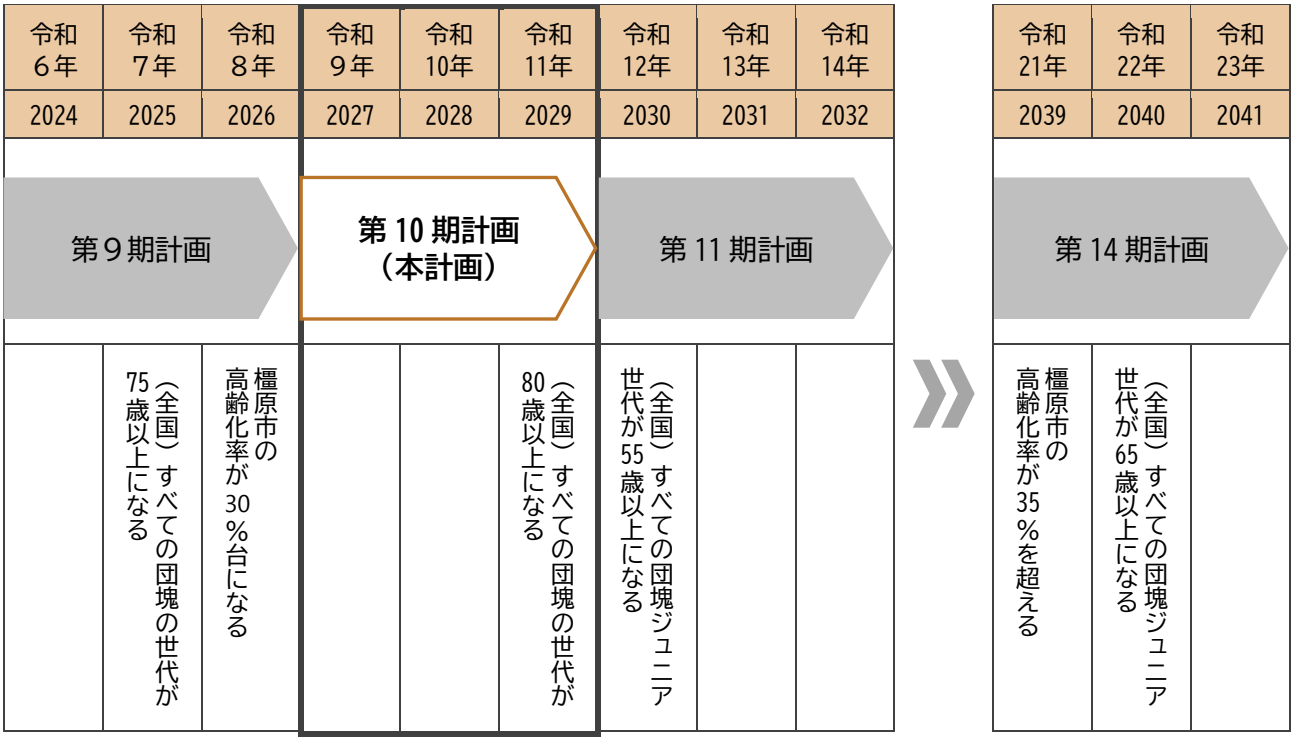
上位計画として市の地域福祉を推進するための「橿原市地域福祉推進計画」をはじめ、高齢者を含む障がいのある人の自立支援については「橿原市障がい者福祉基本計画」、「橿原市障がい福祉計画・障がい児福祉計画」、介護予防や高齢期に向けた壮年期からの健康づくり、生活習慣病予防対策などについては「健康かしはら21計画」など、各分野の関連計画との整合を図ります。



3 計画の期間

本計画の期間は、令和９年度（2027年度）から令和11年度（2029年度）までの３年間です。

すべての団塊ジュニア世代が65歳以上となり、高齢者人口がピークを迎える一方で、現役世代の人口が急激に減少する令和22年度（2040年度）を見据え、中長期的な視点に立った施策の展開を図る期間とします。



4 計画策定のポイント

本計画においては、これまで「地域包括ケアシステムの構築」の目途としてきた令和７年（2025年）を経過し、すべての団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年（2040年）を見据え、「地域包括ケアシステムの深化」を図ることが求められています。また今後も、要介護認定率の高まりや認知症高齢者の一層の増加が見込まれます。

第10期計画の基本指針については、国の社会保障審議会において、「基本指針の見直しにあたっての基本的な考え方及び第10期計画において記載を充実する事項（案）」が議論されています。

（１）現状・課題

・これまで目途としていた、すべての団塊の世代が後期高齢者となる令和７年（2025年）を経過し、今後はこれまで以上に介護や支援を必要とする高齢者の増加が見込まれています。

・すべての団塊ジュニア世代が65歳以上となり、高齢者人口がピークを迎える令和22年（2040年）を見据えると、85歳以上人口が急増し、要支援・要介護認定者や介護給付費が増加する一方で、生産年齢人口は急減すると見込まれています。

・高齢化の進行や生産年齢人口の減少状況は、地域の類型（大都市部、中山間・人口減少地域、一般市等）によって大きく異なることから、2040年を見据えた中長期的な人口推計や地域の実情に応じて、注力すべき高齢者施策を検討し、計画的に推進することが必要です。

（２）改正のポイント

Ⅰ 介護サービス基盤の計画的な整備

【介護保険事業（支援）計画の策定】

・中長期的な人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉え、都道府県と市町村が2040年度を見据えた中長期的な推計を実施し、共通の課題認識を持った上で、地域の関係者を含めてサービス提供体制の在り方を検討することが重要です。

・計画策定における都道府県の関与や医療・介護連携の強化等のため、計画の策定過程における議論のプロセスを整理する必要があります。

【地域の実情に応じたサービス提供体制の構築】

・地域の類型（中山間・人口減少地域、大都市部、一般市等）を念頭に置いた計画策定が求められます。

・医療との連携状況や、有料老人ホーム等の高齢者向け住まいへの入居の状況等を踏まえたサービス提供体制の構築が求められます。

Ⅱ 地域包括ケアシステムの深化

【総合事業等の充実】

・総合事業の多様なサービス・活動の充実に向け、つながりづくり等の更なる支援や質の向上を図るための分析・評価等を推進する必要があります。

【地域共生社会の実現と身寄りのない高齢者等への対応】

・頼れる身寄りがいない高齢者等の生活ニーズを地域課題として解決するため、関係者を含めて地域全体で対応を協議し、切れ目のない支援が提供される地域づくりを推進することが重要です。

【認知症施策の推進】

・認知症基本法及び認知症施策推進基本計画を踏まえた取組の推進が重要です。

Ⅲ 介護人材確保と職場環境改善に向けた生産性向上、経営改善支援等

【介護人材確保に向けた取組】

・都道府県が主体となって介護人材確保に関するプラットフォームを構築し、地域の関係者が協働して課題解決に向けた実践的な取組を推進することが求められます。

【生産性向上・経営改善支援等】

・テクノロジーの更なる活用等による生産性向上や、協働化・大規模化の推進等による経営基盤の強化等を図ることが重要です。

※出典：第 135 回社会保険審議会介護保険部会（令和８年６月 29 日）

5 計画の策定体制

（１）アンケート調査の実施

本計画の策定にあたり、高齢者の介護サービスや生活支援のニーズを把握する目的として、65歳以上の方を対象とした実態調査（校区別調査）を実施しました。

また、要介護認定を受けている方を対象に、高齢者等の適切な在宅生活の継続と家族等介護者の就労継続の実現に向けたサービスの在り方を検討することを目的として、「在宅介護実態調査」を実施しました。

併せて、介護サービスを提供する側からの視点から高齢者を取り巻く課題を把握するため、「ケアマネジャー調査」及び「介護人材実態調査」を実施しました。

さらに、認知症当事者の方やご家族の生活実態、社会参加の状況、支援体制の課題を把握することを目的として「認知症施策推進基本計画策定のための実態調査（本人）・（家族）」についても実施しました。

（結果の詳細は、第２章「４　アンケート結果からみた高齢者の状況と課題」をご参照ください。）

（２）策定委員会の開催

市民代表、介護保険被保険者代表、学識経験者、保健医療関係者、福祉関係者、被用者保険等保険者代表により構成された「橿原市介護保険事業計画等策定委員会」において、現状・課題分析をはじめ、計画の方向性、目標達成に向けた施策の在り方等についての検討を行いました。

（３）庁内関係課での検討

高齢者施策に関連する関係各課との連携を図り、第９期計画の現状・課題分析を踏まえて、「橿原市介護保険事業計画等策定庁内検討委員会」において検討を行いました。

（４）パブリックコメントの実施

計画案についてパブリックコメントを実施し、広く市民の意見を聴取して、その反映に努めました。

第２章 本市を取り巻く現状と課題

１ 高齢者、認定者の状況

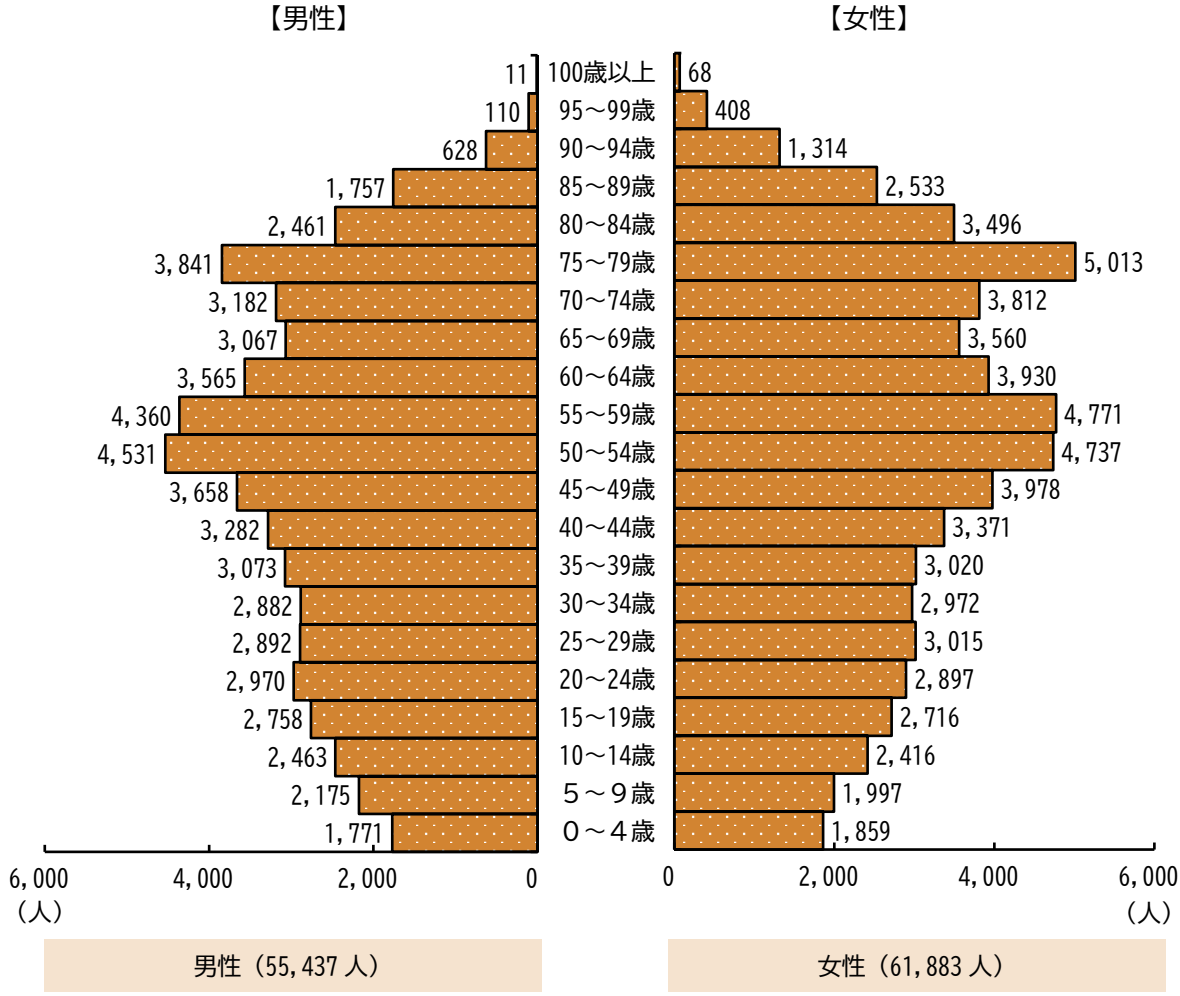
（１）人口構造等

① 人口ピラミッド

本市の令和８年（2026年）10月１日現在の人口は、117,320人となっており、男性が55,437人、女性が61,883人となっています。

年代別にみると、団塊世代である75～79歳、団塊ジュニア世代である50～54歳が多くなっており、おおよそ20年後には団塊ジュニア世代が後期高齢者となることから、高齢化の進行が予測されます。

人口ピラミッド（令和８年（2026 年））



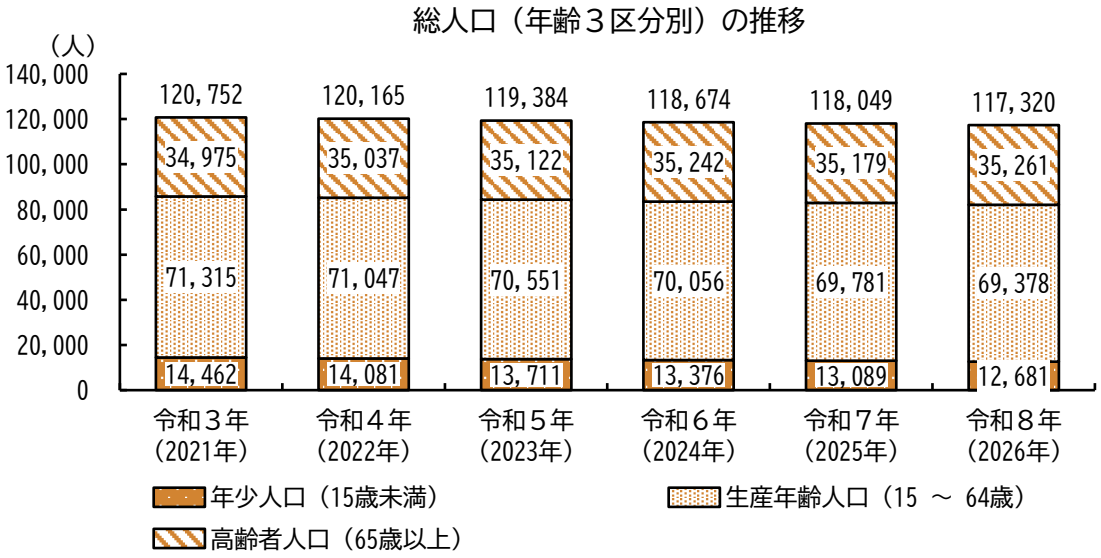
資料：住民基本台帳人口（令和８年（2026 年）10 月１日現在）

② 人口の推移

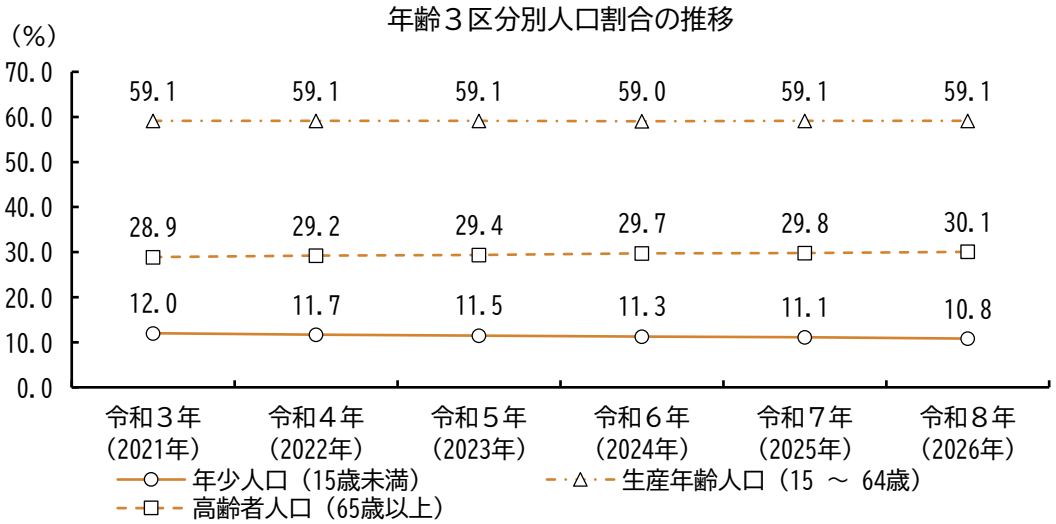
令和３年（2021年）以降の推移をみると、総人口は緩やかに減少しています。

また、年齢３区分別人口をみると、年少人口（15歳未満）及び生産年齢人口（15～64歳）は減少しているのに対し、高齢者人口（65歳以上）はおおむね横ばいで推移しています。

65歳以上の高齢者人口の総人口に占める割合（高齢化率）をみると、令和３年（2021年）以降、上昇傾向で推移しており、令和８年（2026年）には30.1%と３割を占めています。



資料：住民基本台帳（各年度 10 月１日現在）

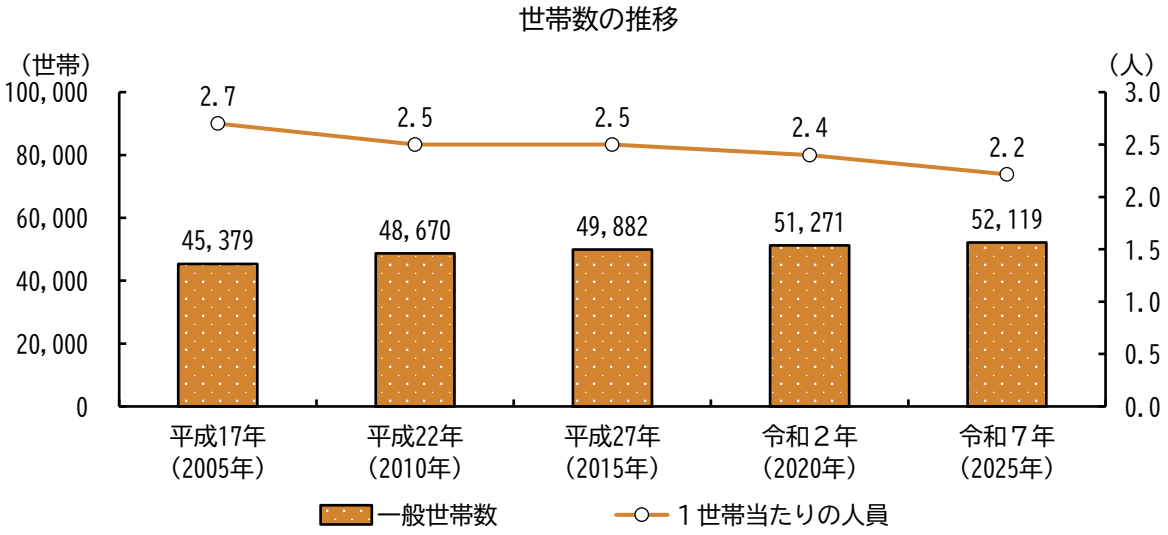


資料：住民基本台帳（各年度 10 月１日現在）

（２）世帯の状況

① 世帯数の推移

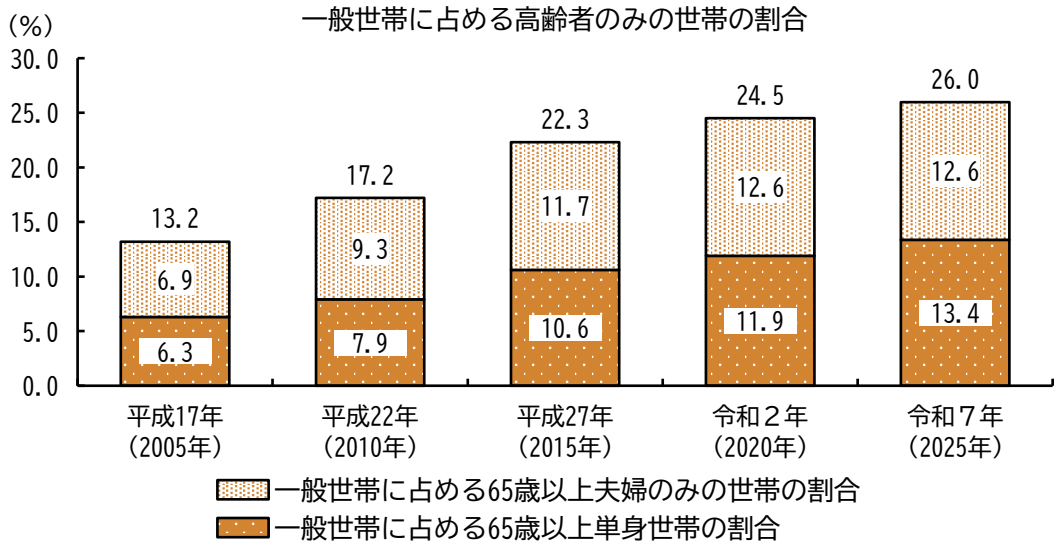
本市の世帯数をみると、平成17年（2005年）以降、増加傾向で推移している一方で、１世帯当たりの人員は減少傾向で推移しており、令和７年（2025年）には52,119世帯で、１世帯当たりの人員は2.2人となっています。



資料：国勢調査（各年 10 月１日現在）

② 高齢者世帯の状況

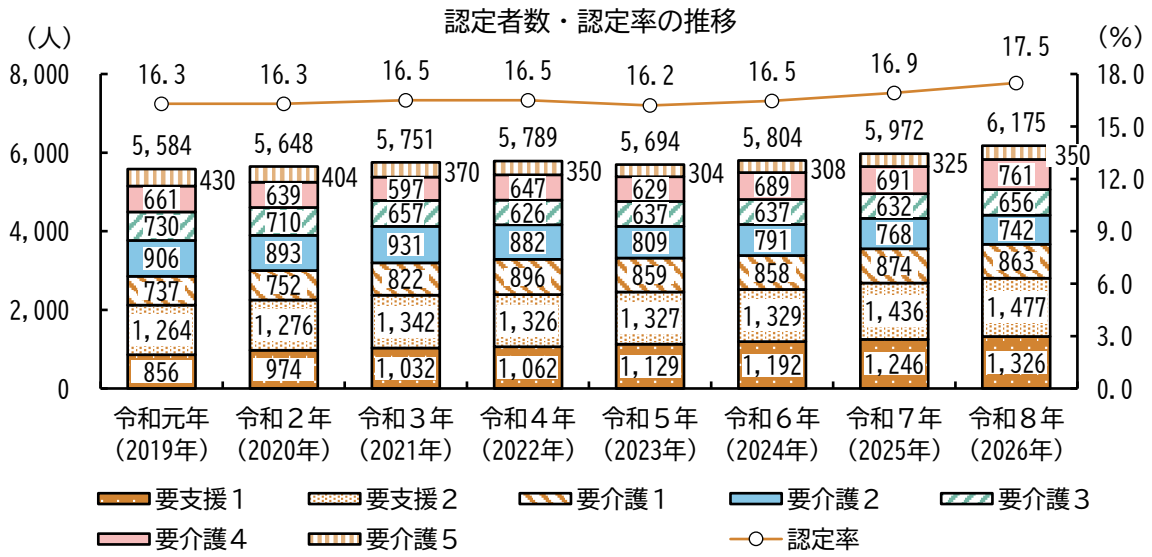
高齢者の単身世帯及び高齢夫婦世帯の割合は、平成17年（2005年）以降、年々上昇しており、令和７年（2025年）には一般世帯のうち26.0%が高齢者のみの世帯となっています。



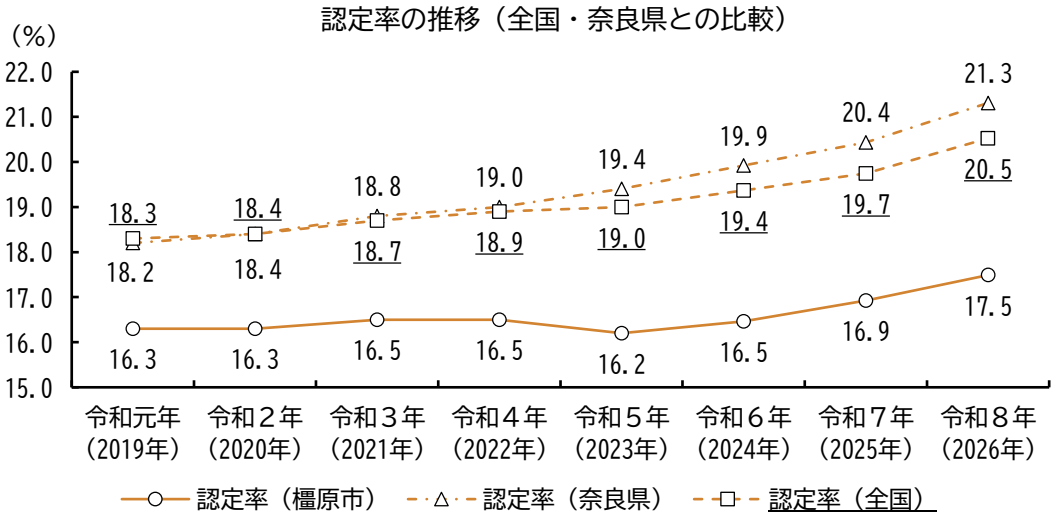
資料：国勢調査（各年 10 月１日現在）

（３）要介護（要支援）認定者等の状況

認定者数は増加傾向にあり、令和８年（2026年）年３月末時点で6,175人となっています。認定率は、17.5%となっています。



資料：介護保険事業状況報告（３月月報）



資料：介護保険事業状況報告（３月月報）

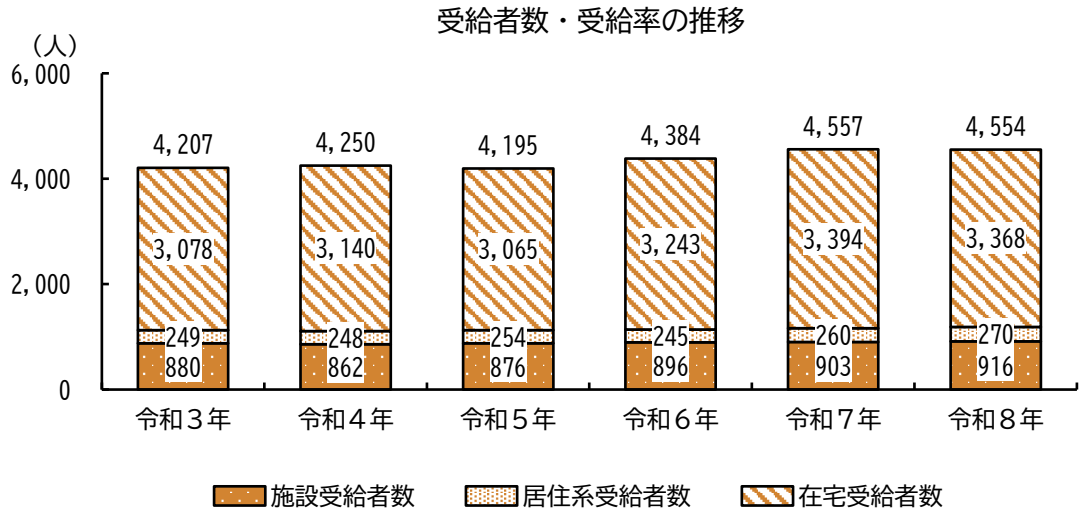
2 介護給付などの状況

（１）介護保険サービスの利用状況

① 受給者数・受給率の推移

受給者数全体は、4,500人前後で推移しており、第１号被保険者数に占める割合は、令和８年（2026年）４月時点で12.9%となっています。

サービス類型別に第１号被保険者数に占める割合をみると、在宅受給者は微増傾向で推移しています。また、認定者数に占める受給者の割合は、７割台で推移しており、令和８年（2026年）４月時点で73.6%となっています。



資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報（各年 10 月）※令和８年は４月データ

		令和３年	令和４年	令和５年	令和６年	令和７年	令和８年
第１号被保険者数		35,060	35,097	35,182	35,336	35,293	35,339
認定者数		5,831	5,784	5,720	5,979	6,148	6,187
受給者数		4,207	4,250	4,195	4,384	4,557	4,554
	施設受給者数	880	862	876	896	903	916
	居住系受給者数	249	248	254	245	260	270
	在宅受給者数	3,078	3,140	3,065	3,243	3,394	3,368
第１号被保険者数に占める割合		12.0%	12.1%	11.9%	12.4%	12.9%	12.9%
	施設受給者数	2.5%	2.5%	2.5%	2.5%	2.6%	2.6%
	居住系受給者数	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.8%
	在宅受給者数	8.8%	8.9%	8.7%	9.2%	9.6%	9.5%
認定者数に占める割合		72.1%	73.5%	73.3%	73.3%	74.1%	73.6%
	施設受給者数	15.1%	14.9%	15.3%	15.0%	14.7%	14.8%
	居住系受給者数	4.3%	4.3%	4.4%	4.1%	4.2%	4.4%
	在宅受給者数	52.8%	54.3%	53.6%	54.2%	55.2%	54.4%

資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報（各年 10 月）（地域包括ケア「見える化」システム）
※令和８年は４月データ

※地域包括ケア「見える化」システムとは、市町村における介護保険事業（支援）計画等の策定・実行を総合的に支援するための情報システム。介護保険に関連する情報をはじめ、地域包括ケアシステムの構築に関する様々な情報が本システムに一元化され、かつグラフ等を用いた見やすい形で提供される。

② 介護予防サービス給付の実績

介護予防サービスの給付費は、令和７年度（2025年度）時点で107.0%と計画値を上回っており、特に介護予防居宅療養管理指導、介護予防福祉用具貸与は大きく計画値を上回りました。

地域密着型介護予防サービスの給付費は、令和７年度（2025年度）時点で68.8%と計画値を下回っていますが、介護予防認知症対応型共同生活介護は、152.6%と計画値を大きく上回っています。

介護予防サービス給付の計画値と実績値

単位：千円

	令和６年度（2024 年度）			令和７年度（2025 年度）		
	計画値	実績値	計画比	計画値	実績値	計画比
介護予防サービス	343,994	348,984	101.5%	358,772	383,812	107.0%
介護予防訪問入浴介護	0	172	－	0	75	－
介護予防訪問看護	42,945	46,516	108.3%	44,331	50,887	114.8%
介護予防訪問リハビリテーション	15,128	13,644	90.2%	15,475	15,567	100.6%
介護予防居宅療養管理指導	10,862	10,606	97.6%	11,247	13,193	117.3%
介護予防通所リハビリテーション	117,422	123,437	105.1%	122,080	134,751	110.4%
介護予防短期入所生活介護	11,813	8,215	69.5%	12,267	8,166	66.6%
介護予防短期入所療養介護	5,575	4,219	75.7%	5,582	5,640	101.0%
介護予防福祉用具貸与	71,720	80,430	112.1%	73,663	88,750	120.5%
特定介護予防福祉用具購入費	7,870	6,689	85.0%	8,994	7,999	88.9%
介護予防住宅改修費	29,507	29,068	98.5%	32,713	30,974	94.7%
介護予防特定施設入居者生活介護	31,152	25,989	83.4%	32,420	27,810	85.8%
地域密着型介護予防サービス	13,880	6,711	48.3%	13,898	9,560	68.8%
介護予防認知症対応型通所介護	2,928	0	0.0%	2,932	0	0.0%
介護予防小規模多機能型居宅介護	5,204	1,005	19.3%	5,211	778	14.9%
介護予防認知症対応型共同生活介護	5,748	5,706	99.3%	5,755	8,782	152.6%
介護予防支援	66,979	69,965	104.5%	68,845	77,859	113.1%
合 計	424,853	425,660	100.2%	441,515	471,231	106.7%

※　単位未満は端数処理をしています。

資料：地域包括ケア「見える化」システム

③ 介護サービス給付の実績

介護サービス給付費の合計では、令和７年度（2025年度）時点で95.5%と計画値を下回っています。

サービス別にみると、居宅サービスの給付費は、令和７年度（2025年度）時点で92.4%と計画値を下回っていますが、居宅療養管理指導では、大きく計画値を上回っています。

地域密着型サービスの給付費は、令和７年度（2025年度）時点で88.8%と計画値を下回っていますが、認知症対応型通所介護では、計画値を大きく上回っています。

施設サービスの給付費は、令和７年度（2025年度）時点で101.7%と計画値を上回っています。

介護サービス給付の計画値と実績値

単位：千円

	令和６年度（2024 年度）			令和７年度（2025 年度）		
	計画値	実績値	計画比	計画値	実績値	計画比
居宅サービス	3,278,618	3,130,737	95.5%	3,467,525	3,202,886	92.4%
訪問介護	900,648	843,691	93.7%	964,888	884,649	91.7%
訪問入浴介護	43,332	41,527	95.8%	49,545	44,009	88.8%
訪問看護	218,476	191,121	87.5%	230,064	189,787	82.5%
訪問リハビリテーション	42,447	33,641	79.3%	43,680	34,381	78.7%
居宅療養管理指導	70,821	84,706	119.6%	75,880	96,434	127.1%
通所介護	745,600	750,695	100.7%	783,263	768,773	98.2%
通所リハビリテーション	413,683	396,786	95.9%	434,443	382,198	88.0%
短期入所生活介護	275,693	245,166	88.9%	288,630	229,766	79.6%
短期入所療養介護	82,116	60,779	74.0%	88,991	67,081	75.4%
福祉用具貸与	254,457	258,289	101.5%	266,794	259,099	97.1%
特定福祉用具購入費	11,891	8,882	74.7%	13,259	7,859	59.3%
住宅改修費	20,505	15,907	77.6%	23,816	12,779	53.7%
特定施設入居者生活介護	198,949	199,547	100.3%	204,272	226,072	110.7%
居宅介護支援	339,011	333,359	98.3%	353,996	340,371	96.2%

※　単位未満は端数処理をしています。

資料：地域包括ケア「見える化」システム

単位：千円

		令和６年度（2024 年度）			令和７年度（2025 年度）		
		計画値	実績値	計画比	計画値	実績値	計画比
地域密着型サービス		1,007,571	988,187	98.1%	1,126,387	1,000,475	88.8%
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	103,173	126,626	122.7%	109,388	120,168	109.9%
	夜間対応型訪問介護	0	0	－	0	0	－
	地域密着型通所介護	254,021	221,328	87.1%	277,767	206,466	74.3%
	認知症対応型通所介護	26,324	25,407	96.5%	26,357	31,181	118.3%
	小規模多機能型居宅介護	94,666	117,133	123.7%	101,214	67,712	66.9%
	認知症対応型共同生活介護	437,194	418,197	95.7%	441,215	421,623	95.6%
	地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	－	0	0	－
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	92,193	79,497	86.2%	95,653	92,736	96.9%
	看護小規模多機能型居宅介護	0	0	－	74,793	60,590	81.0%
施設サービス		2,960,454	2,986,501	100.9%	2,980,951	3,030,410	101.7%
	介護老人福祉施設	1,273,654	1,286,656	101.0%	1,284,836	1,325,290	103.1%
	介護老人保健施設	1,489,493	1,506,901	101.2%	1,498,558	1,500,127	100.1%
	介護医療院	197,307	192,943	97.8%	197,557	204,992	103.8%
合 計		7,585,654	7,438,784	98.1%	7,928,859	7,574,142	95.5%

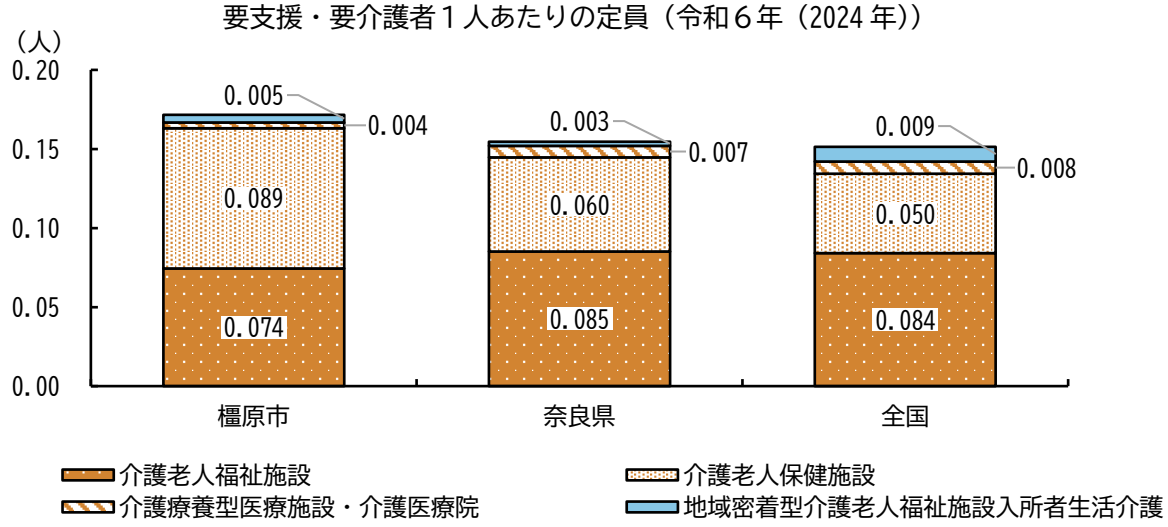
※　単位未満は端数処理をしています。

資料：地域包括ケア「見える化」システム

（２）介護サービス基盤と地域資源

要介護（要支援）認定者１人あたりの定員をみると、「介護老人福祉施設」は全国、奈良県に比べて、提供可能な量が少ない状況です。一方で、「介護老人保健施設」では全国、奈良県に比べて、提供可能な量が多くなっています。

要支援・要介護者１人あたりの定員（令和６年（2024 年））



資料：地域包括ケア「見える化」システム（令和６年（2024 年）時点）

高齢者が介護を必要とする状態となっても、住み慣れた地域で生活を継続できるように中学校区ごとに地域密着型サービス事業所を整備しています。

日常生活圏域別の介護サービス基盤の整備状況

単位：か所

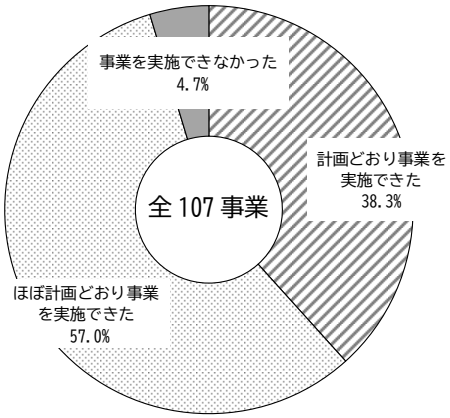
圏域	介護保険施設			地域密着型サービス事業所					
	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護医療院	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	地域密着型通所介護	認知症対応型通所介護	小規模多機能型居宅介護	認知症対応型共同生活介護	地域密着型介護老人福祉施設
橿原	1	0	0	0	6	0	0	1	0
大成	0	1	1	0	0	0	0	1	0
八木北	1	1	0	0	1	0	0	1	0
八木南	1	1	0	0	1	0	0	1	0
畝傍	0	1	0	1	2	1	1	1	0
光陽	2	2	0	0	0	1	0	4	1
白橿	0	0	0	0	1	0	0	0	0

令和７年（2025 年）10 月１日現在

3 第９期計画の検証結果

各事業の取組状況について、関係各課において自己評価を行ったところ、全107事業のうち、61事業（57.0%）がＢ評価（ほぼ計画どおり事業を実施できた）、41事業（38.3%）がＡ評価（計画どおり事業を実施できた）となりました。また、Ｃ評価（事業を実施できなかった）の事業は５事業（4.7%）となっています。

前計画の基本方針ごとに整理した詳細は以下のとおりです。



基本方針１　地域包括ケアシステムを支えるネットワークづくり

地域ケア会議等を通じた多職種連携や情報共有の仕組みが定着し、地域における課題解決や関係機関との協調体制が着実に進展しました。

一方で、住民参加型の取組やボランティア活動における「担い手の不足・高齢化」及び「活動領域の偏り」が浮き彫りとなっております。また、地域の孤立防止に向けては、地域見守りネットワーク事業等を通じて見守り体制の強化を図ってきたものの、少子高齢化や核家族化の進行に伴い、一人暮らし高齢者の増加や孤独死のリスクへの対応が引き続き重要な課題です。

基本方針２　介護予防・健康づくりと社会参加の推進

多様な通いの場やボランティア活動の提供、高齢者の就労促進を通じて、住民の健康増進や社会参加の機会の拡充を進めてきました。

一方で、各事業における課題も明らかとなっています。介護予防においては、ハイリスク者への効果的なアプローチや卒業に向けた基本チェックリストですが、利用者のサービスの固定化が見られます。また、老人クラブ等への参加率の低下や新規加入者の減少、就労支援における認知度の不足など、幅広い層の参加を促す工夫が依然として必要です。

基本方針３　介護サービスの充実強化

看護小規模多機能型居宅介護の開設をはじめ、医療的ケアニーズ等に対応する各種基盤整備を進めました。あわせて、ＢＣＰ（事業継続計画）策定支援や研修等の実施、電子申請システムの導入などによる事業所の事務負担の軽減、運営指導や給付適正化事業を通じた質の向上と適切な給付管理に取り組んできました。

一方で、一部地域密着型サービスでの事業者の応募不足などの基盤整備上の課題が残されています。さらに、介護人材の確保や研修機会の工夫、事業所の事務負担軽減に向けた手続の更なる周知、相談対応を担う人材の確保など、運営面での課題も浮き彫りとなっています。

基本方針４　認知症予防及び支援策の充実

認知症に関する普及啓発や認知症サポーター養成講座の実施、認知症カフェの開催、はいかい高齢者等家族支援サービスの推進などを通じて、理解促進と支援体制の整備を進めました。また、初期集中支援チームや認知症地域支援推進員の配置により、早期発見・早期対応の推進及び医療・介護の連携強化に寄与しました。

一方で、認知症サポーター養成講座やキャラバン・メイト活動における参加者・団体の偏り、チームオレンジの活動の継続性の確保が課題となっています。さらに、認知症カフェの各地区での開催手法や従来の集団教育にとらわれない予防手法の検討、高齢者人口の増加（2040年）を見据えた介護サービス基盤の確保や早期対応体制の検証も求められています。

基本方針５　高齢者の尊厳を守る支援体制の確立

成年後見制度の利用促進に向けた相談対応や申立支援、権利侵害等に対する助言のほか、広報紙・各種ＳＮＳを活用した啓発活動や人権講座の開催、ＡＣＰ（人生会議）の普及啓発などを推進しました。関係機関との連携のもと、権利擁護に関する相談支援体制の構築を着実に進めています。

一方で、成年後見制度の認知度の不足や申立手続に時間を要する点、支援を必要とする方への早期介入や専門職・地域との連携の更なる強化が課題となっています。また、高齢者虐待への対応における関係機関との円滑な連携体制の確保、各種事業における幅広い周知や対象者の拡大、更なる理解促進に向けた啓発方法の工夫も求められています。

基本方針６　住みよいまちづくりの推進

養護老人ホームの適正な入所判定や各種生活支援サービスの提供、食の自立支援や緊急通報システム等による安全・安心な暮らしの確保に努めました。また、駅周辺・歩道のバリアフリー化、住宅改修支援、防犯灯補助や交通事故防止事業など、安心・安全な都市環境の整備を促進しました。

一方で、高齢者の世帯増加に伴うごみ収集等の支援需要の増加や、見守り事業の認知度の不足、厳しい財政状況下での効率的なバリアフリー化の推進が課題となっています。さらに、自治会等の負担増に伴う集会所整備等の対応、多種多様化する消費生活相談への対応力の強化、特殊詐欺被害の撲滅に向けた啓発の強化も求められています。

基本方針７　災害時における高齢者支援体制の確立

災害ボランティアの登録・育成や講座・ハザードマップの全戸配布等による防災意識の向上、安心メールの登録促進に努めました。また、行政や民生委員・児童委員等と連携し、避難行動要支援者制度の周知や名簿・個別避難計画の共有を進めたほか、指定避難所開設の手順確認、福祉避難所との連携強化、介護事業所における業務継続計画（ＢＣＰ）の確認・指導などを実施しました。

一方で、ボランティア登録者の更なる確保や地域の関心が低い層への啓発、名簿を活用した実践的な防災訓練の実施、福祉避難所への円滑な移送訓練などが課題として挙げられています。

4 アンケート結果からみた本市の状況と課題

本計画の策定にあたり、高齢者等の生活状況や健康状態、地域の課題やニーズ等を的確に把握するとともに、介護や福祉などの事業の充実に向けた基礎資料とすることを目的にして、各種調査を実施しました。

（１）調査概要

≪調査対象≫

	調査票の種類	調査対象	調査方法
調査①	校区別調査 （介護予防・日常圏域ニーズ調査）	市内の65歳以上の方から無作為抽出	郵送（郵送回答、WEB回答）
調査②	在宅介護実態調査	市内の要介護認定を受けている方から無作為抽出	郵送（郵送回答、WEB回答）、訪問
調査③	事業所調査（介護人材実態調査）	市内の介護サービス事業所	郵送
調査④	ケアマネジャー調査	市内のケアマネジャー	郵送
調査⑤	橿原市認知症施策推進基本計画策定のための実態調査	認知症の当事者かその家族	聞き取り調査

≪回収期間≫

令和７年11月～令和８年１月

≪回収状況≫

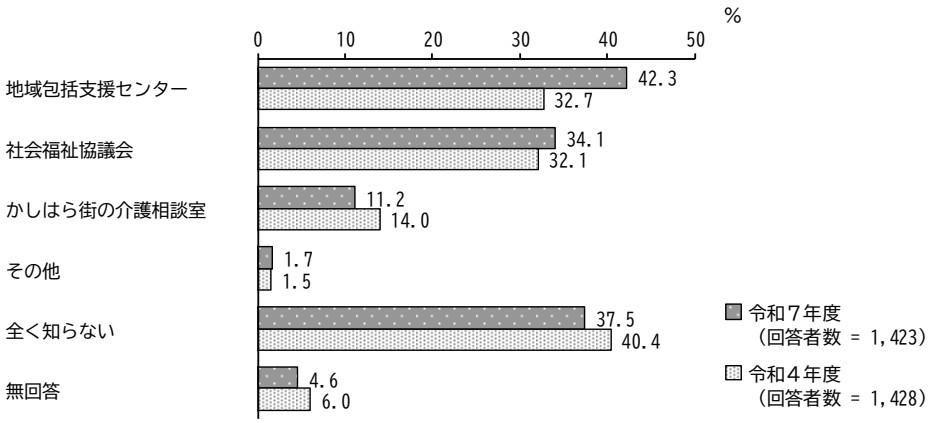
	調査票の種類	配布数	有効回収数	有効回収率
調査①	校区別調査 （介護予防・日常圏域ニーズ調査）	2,000件	1,423件	71.2%
調査②	在宅介護実態調査	1,000件	562件	56.2%
調査③	事業所調査（介護人材実態調査）	204事業所	149事業所	73.0%
調査④	ケアマネジャー調査	125件	105件	84.0%
調査⑤	橿原市認知症施策推進基本計画策定のための実態調査	47件	当事者　21件 家　族　26件	100.0%

（２）相談窓口と情報提供について

① 相談窓口で知っているもの（校区別調査）

身近な相談場所の認知は、「地域包括支援センター」が42.3%で最も高く、次いで「社会福祉協議会」が34.1%となっています。前回調査（32.7%）と比較して「地域包括支援センター」は9.6ポイント増加しており、認知度の上昇がみられます。しかし、一方で「全く知らない」の割合も37.5%となっています。

性・年齢別に見ると、男性は、65～74歳（43.6%）、75～84歳（45.9%）、85歳以上（45.5%）と、すべての年代において「全く知らない」の割合が４割を超えて全体と比べて高くなっています。



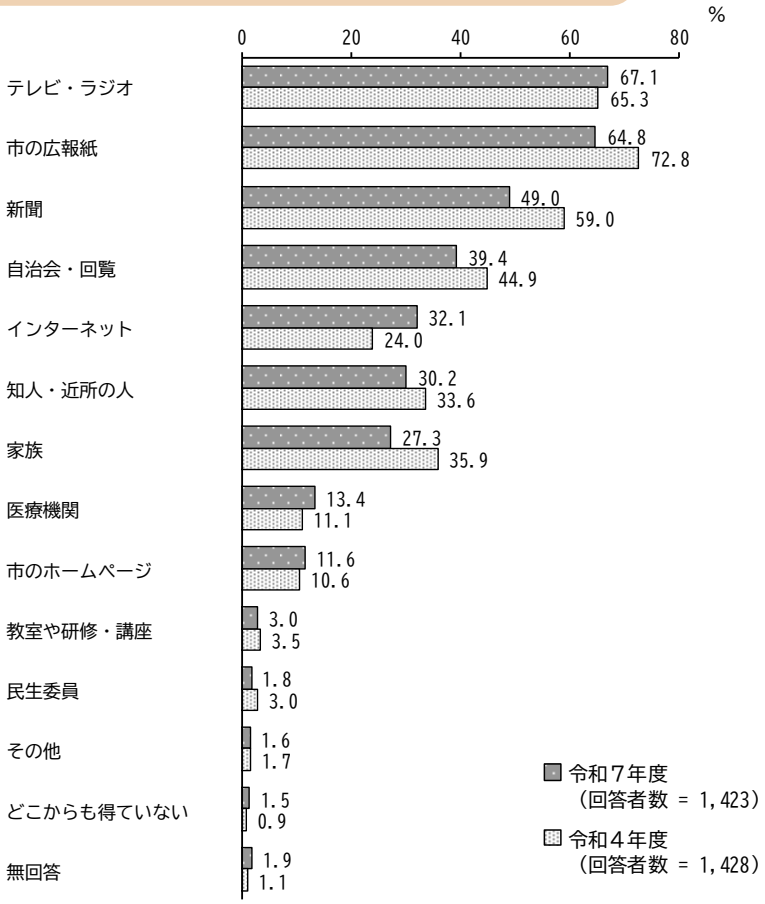
【性・年齢別】

区分	回答者数（件）	かしはら街の介護相談室	地域包括支援センター	社会福祉協議会	その他	全く知らない	無回答
全　体	1,423	11.2	42.3	34.1	1.7	37.5	4.6
男性　65～74歳	291	8.6	33.0	34.4	1.0	43.6	4.8
75～84歳	244	7.8	33.2	32.4	2.9	45.9	4.5
85歳以上	110	8.2	33.6	33.6	1.8	45.5	1.8
女性　65～74歳	382	13.6	49.0	37.2	1.3	31.9	4.7
75～84歳	280	14.6	48.9	33.2	2.5	31.1	5.4
85歳以上	116	11.2	55.2	29.3	0.0	31.0	4.3

ポイント	○高齢者に関する相談場所を「全く知らない」の割合が高く、特に65歳以上のすべての男性層で４割を超えており、認知度が十分でない層を意識した効果的な周知・啓発が必要と考えられます。

② 普段の生活に必要な情報の入手方法（校区別調査）

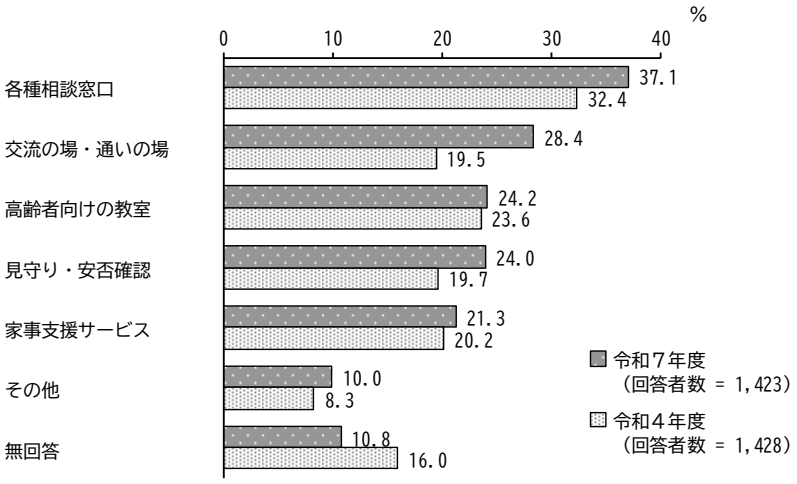
普段の生活に必要な情報の入手経路は、「テレビ・ラジオ」が67.1%で最も高く、次いで「市の広報紙」が64.8%となっています。前回調査と比較すると、「インターネット」が24.0%から32.1%へと増加しています。



ポイント	○情報の入手先として「インターネット」が24.0%から32.1%へ増加しており、多様な媒体を活用した情報提供の充実が求められます。

③ 興味のある情報（校区別調査）

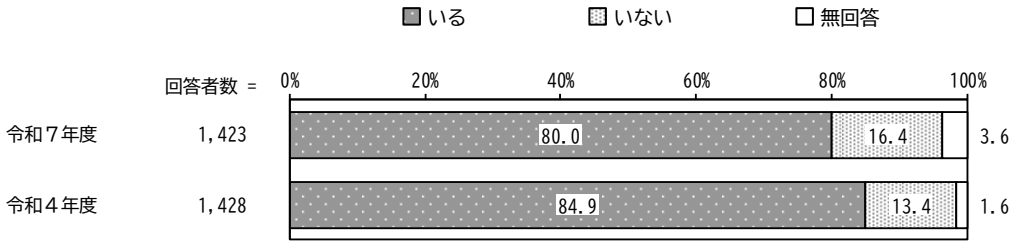
興味のある情報については、「各種相談窓口（37.1%）」の割合が最も高く、次いで「交流の場・通いの場」が28.4%となっています。



ポイント	○興味のある情報として「各種相談窓口」の割合が最も高く、「交流の場・通いの場」の割合は増加しています。相談窓口や地域での交流・通いの場に関する情報を分かりやすく提供するとともに、必要な人に確実に届くよう情報発信の充実を図ることが重要です。

④ かかりつけ医の有無について（校区別調査）

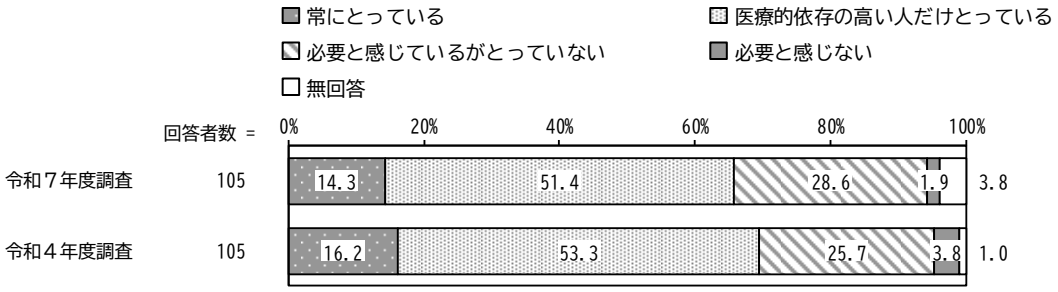
「いる」の割合が80.0%、「いない」の割合が16.4%となっています。



ポイント	○かかりつけ医を持つ割合が８割に達しており、かかりつけ医の重要性が浸透してきています。

⑤ 主治医との認定結果報告やケアプランの内容についての連携を取っているか（ケアマネジャー調査）

「医療的依存の高い人だけとっている」の割合が51.4%と最も高く、次いで「必要と感じているがとっていない」の割合が28.6%、「常にとっている」の割合が14.3%となっています。

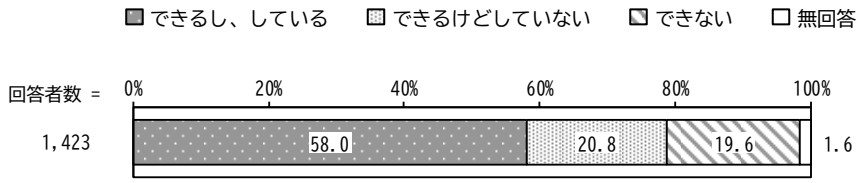


ポイント	○必要性を感じつつも主治医と連携がとれていないケアマネジャーが約３割となっており、連携の促進を図ることが求められます。

（３）からだを動かすことについて

① 階段を手すりや壁をつたわらずに昇っているか（校区別調査）

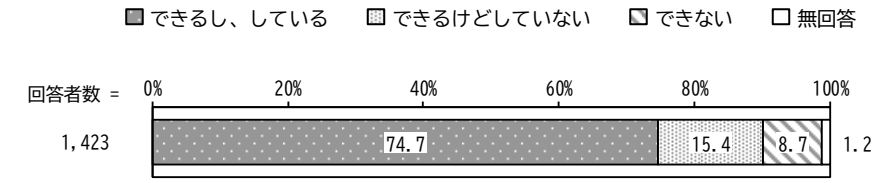
「できるし、している」の割合が58.0%、「できるけどしていない」の割合が20.8%、「できない」の割合が19.6%となっています。



ポイント	○手すりや壁をつたわらない階段の昇降ができない高齢者は約２割を占めています。

② 15分位続けて歩いているか（校区別調査）

「できるし、している」の割合が74.7%、「できるけどしていない」の割合が15.4%、「できない」の割合が8.7%となっています。



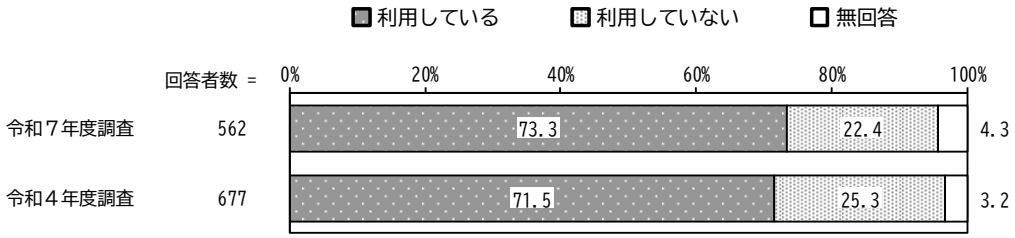
ポイント	○高齢化に伴う身体機能の低下について、その予防と進行を防ぐことが重要です。

（４）介護保険サービスについて

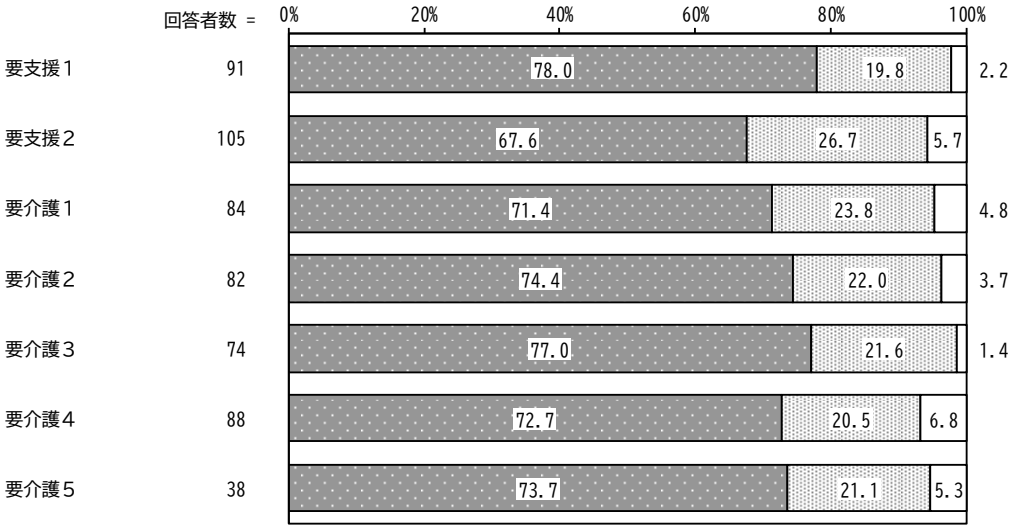
① 現在の介護保険サービスの利用状況（在宅介護実態調査）

「利用している」の割合が73.3%、「利用していない」の割合が22.4%となっています。

要介護度別にみると、要介護度別にみると要支援２で「利用している」の割合が低くなっています。



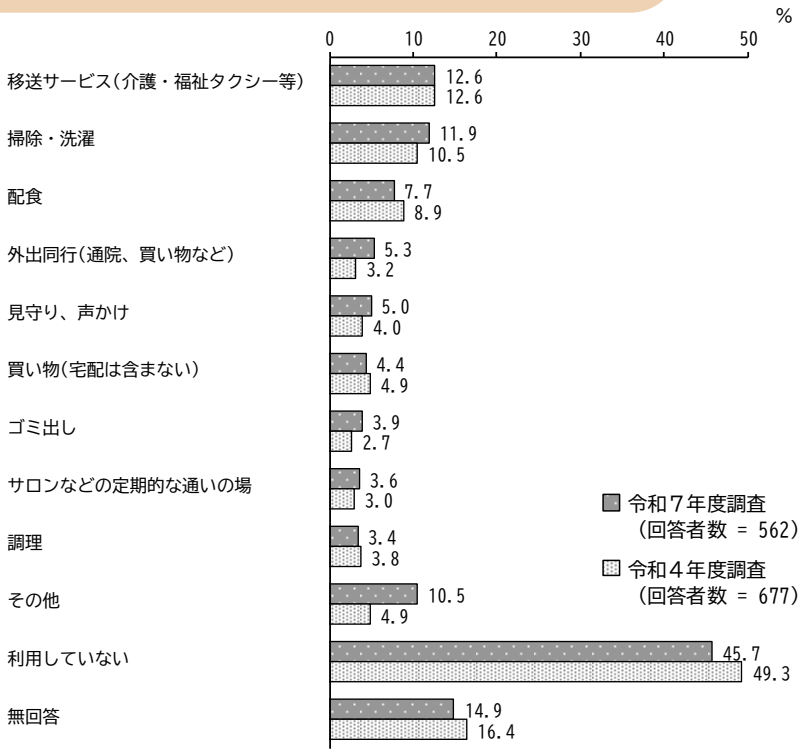
【要介護度別】



ポイント	○介護保険サービスを「利用していない」割合が全体で22.4%となっており、未利用層が介護保険サービスを必要となった時に利用できるサービス提供体制が求められます。 ○要支援２においてサービスを「利用している」割合が67.6%と全区分で最も低く、家族介護のみに偏らないための働きかけが求められます。

② 利用している「介護保険サービス・介護予防・日常生活支援総合事業以外」の支援・サービス（在宅介護実態調査）

「移送サービス(介護・福祉タクシー等)」の割合が12.6%と最も高く、次いで「掃除・洗濯」の割合が11.9%となっています。

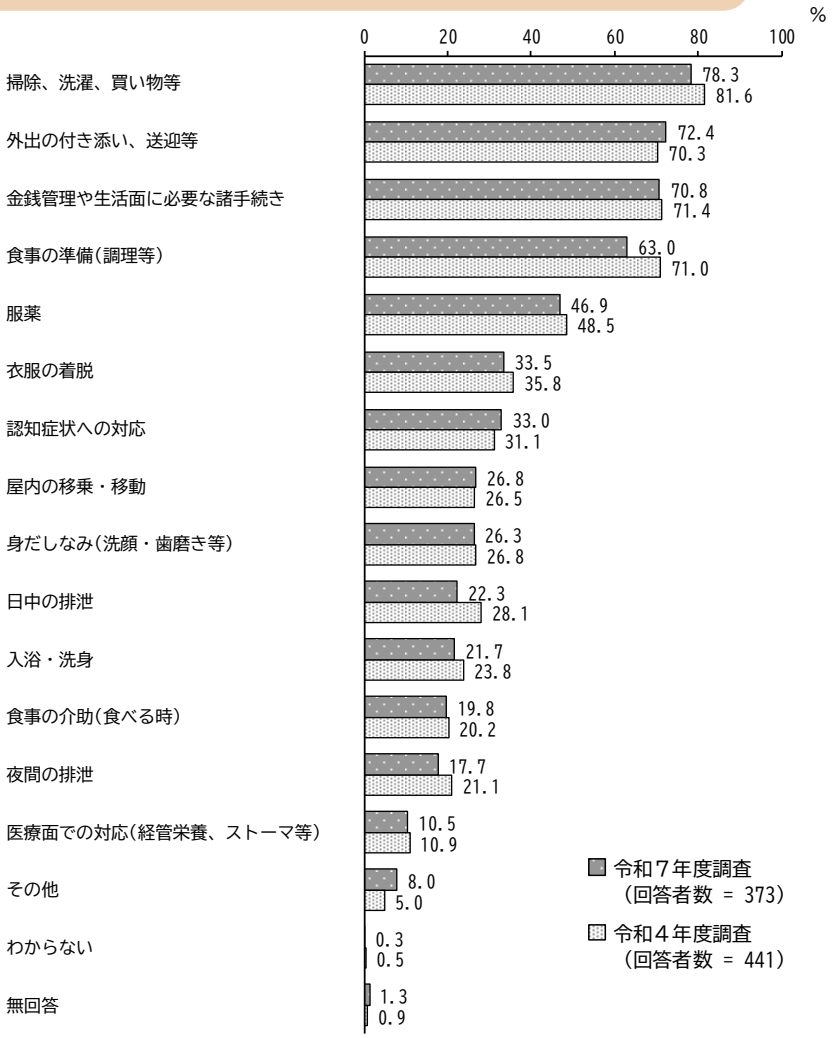


ポイント	○現在利用している支援やサービスについて「移送サービス」や「外出同行」は、現在の利用割合（12.6%および5.3%）と、移動や外出に関する支援・サービスへの対応が必要です。

③ 主な介護者の方が行っている介護等について（在宅介護実態調査）

「掃除、洗濯、買い物等」の割合が78.3%と最も高く、次いで「外出の付き添い、送迎等」の割合が72.4%、「金銭管理や生活面に必要な諸手続き」の割合が70.8%となっています。

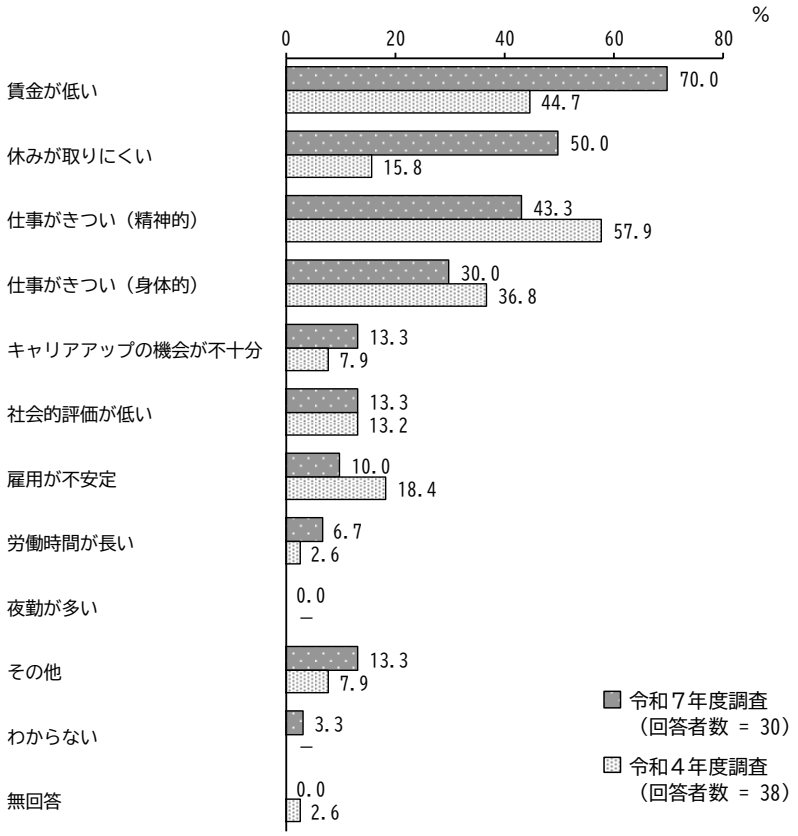
令和４年度調査と比較すると、「日中の排泄」「食事の準備（調理等）」の割合が減少しています。



ポイント	○掃除や洗濯、外出の付き添い、送迎など様々な介護を行っており、介護者の心身の負担解消を図っていく必要があります。

④ 従業者の定着率が低い具体的な原因（在宅介護実態調査）

定着に課題を抱える事業所において、その具体的な原因をみると、「賃金が低い」の割合が70.0%と最も高く、次いで「休みが取りにくい」が50.0%、「仕事がきつい（精神的）」が43.3%となっています。令和４年度調査と比較すると、「賃金が低い」が44.7%から70.0%へ、「休みが取りにくい」が15.8%から50.0%へと、いずれも20ポイント以上大幅に増加しており、従業者側が求める処遇や労働条件の基準が高まっている、あるいは現状への不満の主因が変化していることがうかがえます。一方で、「仕事がきつい（精神的・身体的）」といった業務負荷を理由とする割合は減少傾向にあります。



※令和４年度調査では、「夜勤が多い」、「わからない」がありませんでした。

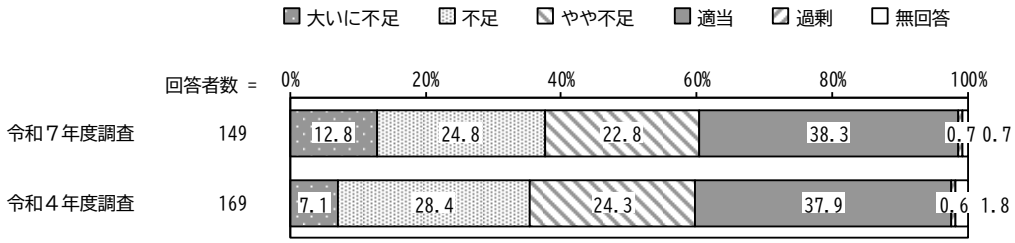
ポイント	○事業所側では賃金の低さから、従業者の定着率が低いことが課題となっています。

（５）介護人材について

① 事業所全体での従業者の過不足の状況について（事業所調査）

「大いに不足」「不足」「やや不足」を合わせた“不足”の割合が60.4%となっています。

令和４年度調査と比較すると、“不足”と回答する事業所の割合は依然として過半数を超えており、事業所が深刻な人員不足に直面していることが伺えます。

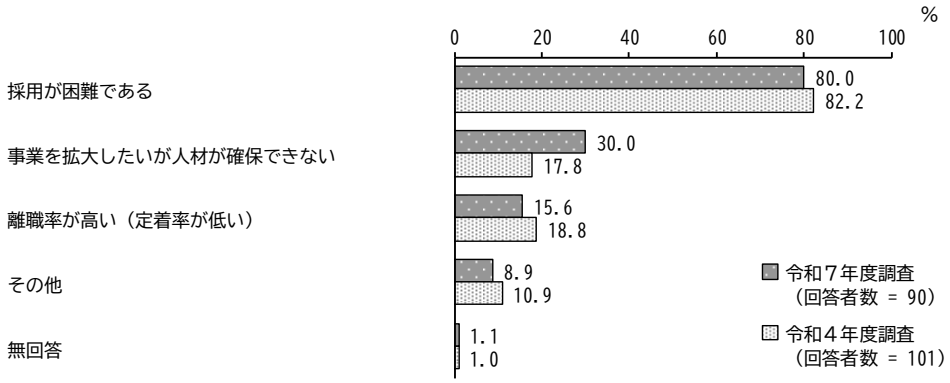


ポイント	○事業所全体の60.4%が従業者の「不足」を感じており、深刻な人手不足が生じています。

② 従業者が不足している理由について（事業所調査）

「採用が困難である」の割合が80.0%、「事業を拡大したいが人材が確保できない」の割合が30.0%、「離職率が高い（定着率が低い）」の割合が15.6%となっています。

令和４年度調査と比較すると、「事業を拡大したいが人材が確保できない」の割合が増加しており、事業拡大の意欲はあるものの、人材確保が困難な事業所が増加していることが伺えます。

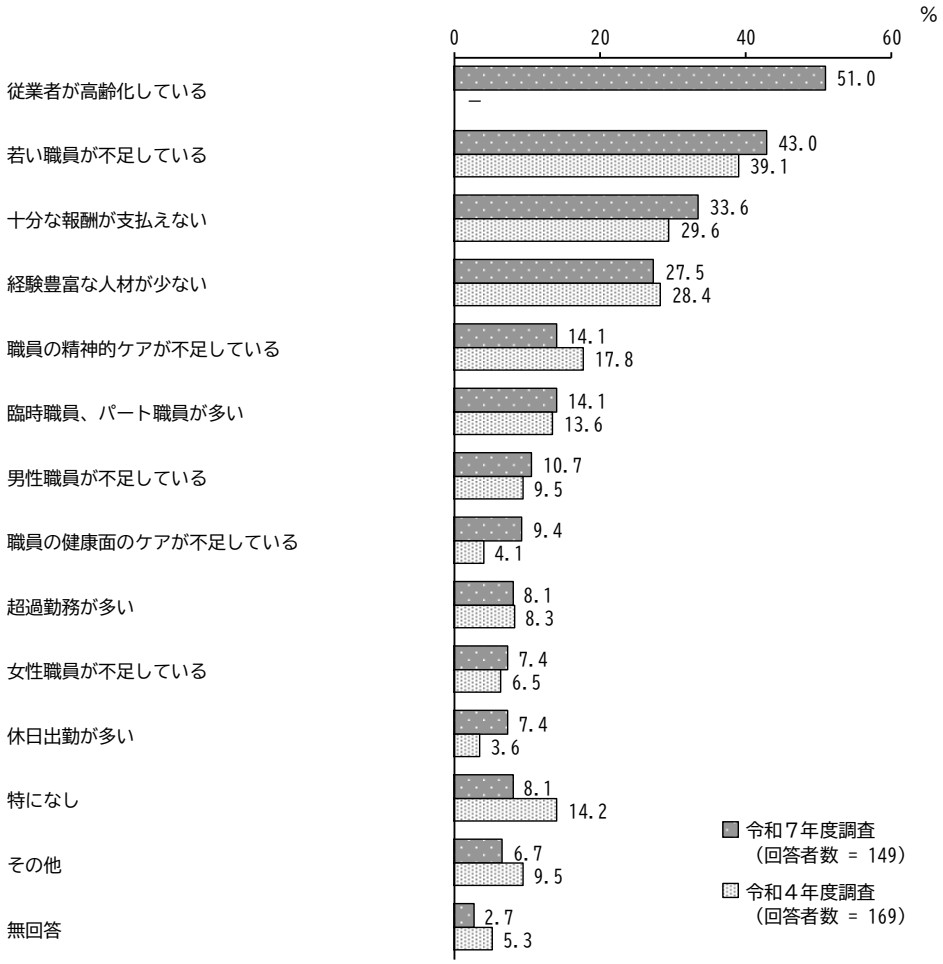


ポイント	○不足の理由として「採用が困難」や「事業を拡大したいが人材が確保できない」が高く、人材確保が課題となっています。

③ 従業者の雇用・勤務面での課題について（事業所調査）

「従業者が高齢化している」の割合が51.0%と最も高く、次いで「若い職員が不足している」の割合が43.0%、「十分な報酬が支払えない」の割合が33.6%となっています。現役の高齢職員の就労環境を整え、新規人材の確保を進めていくことが求められています。

令和４年度調査と比較すると、「職員の健康面のケアが不足している」の割合が増加しています。

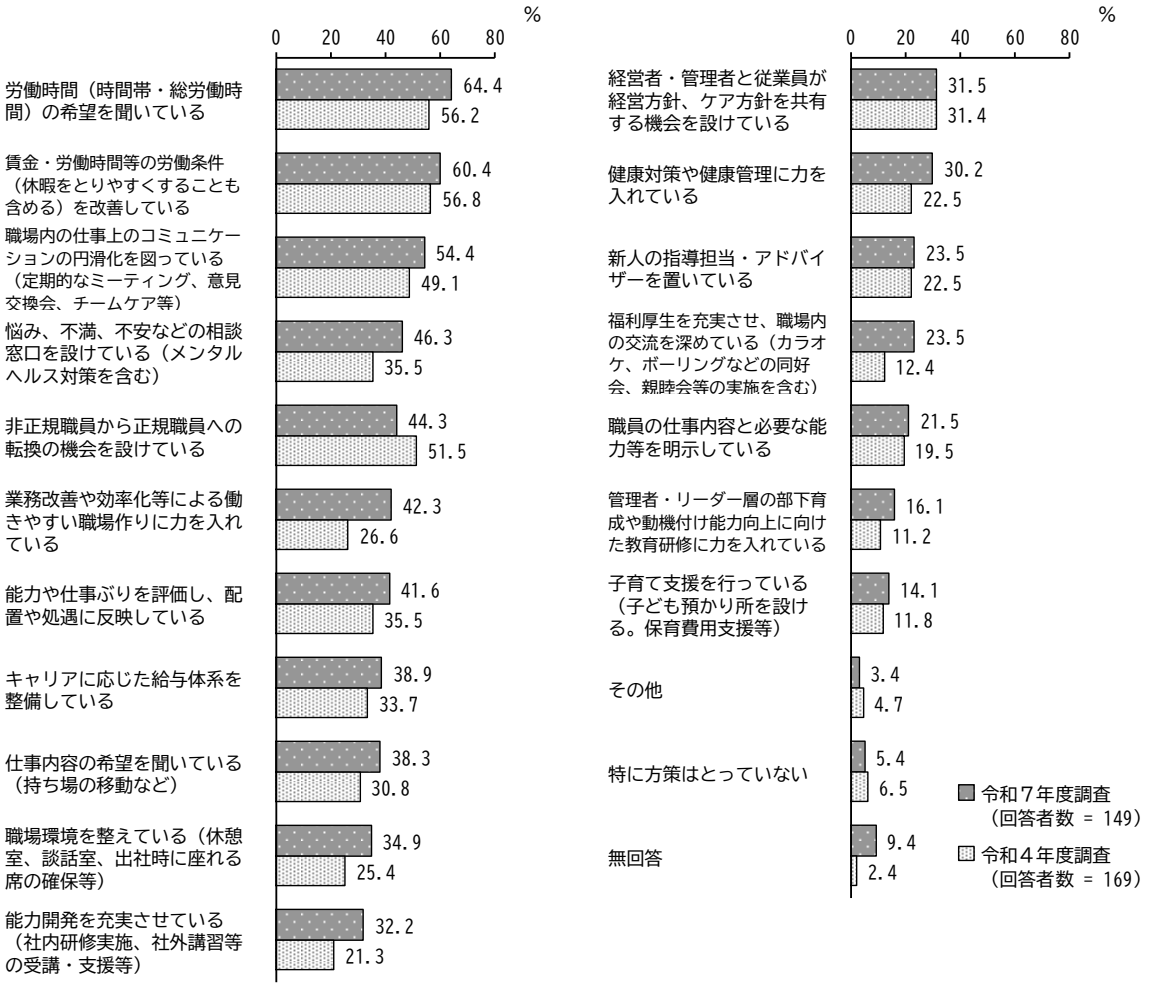


ポイント	○雇用面の課題として「従業者が高齢化している」や「若い職員が不足している」が上位に挙がり、若手層の確保が急務となっています。

④ 介護職員の早期離職防止や定着促進を図るために行っている方策（事業所調査）

早期離職防止や従業員の定着促進に向けた事業所側の取組をみると、「労働時間（時間帯・総労働時間）の希望を聞いている」の割合が64.4%と最も高く、次いで「賃金・労働時間等の労働条件（休暇の取りやすさの改善を含む）」が60.4%、「職場内の仕事上のコミュニケーションの円滑化を図っている（定期的なミーティング、意見交換会、チームケア等）」が54.4%となっています。

令和４年度調査と比較すると、「悩み、不満、不安などの相談窓口を設けている（メンタルヘルス対策含む）」の割合が増加しており、従業員のメンタルケアや精神的負担の軽減に対する各法人の意識が高まるともに、具体的な対策の広がりがうかがえます。

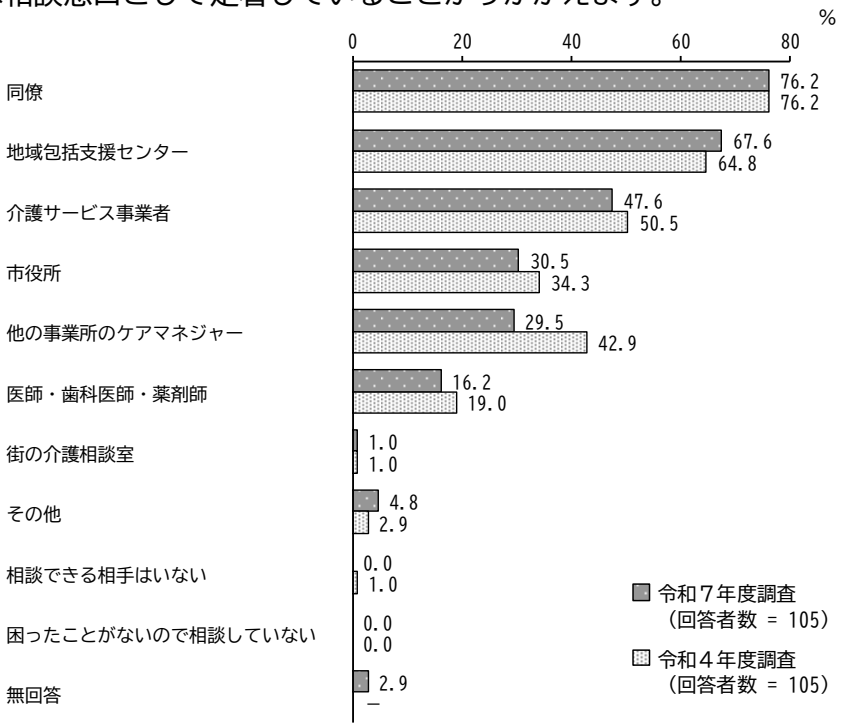


ポイント	○早期離職防止や定着促進の方策として「労働時間の希望を聞いている」や「賃金・労働時間等の労働条件を改善している」が上位に挙がっています。前回調査に比べて「悩み、不満、不安などの相談窓口を設けている（メンタルヘルス対策含む）」が増加しており、職員の相談対応や精神的負担の軽減に向けた取組が進んでいます。

（６）ケアマネジャーの現状等について

① 困ったときの相談相手（ケアマネジャー調査）

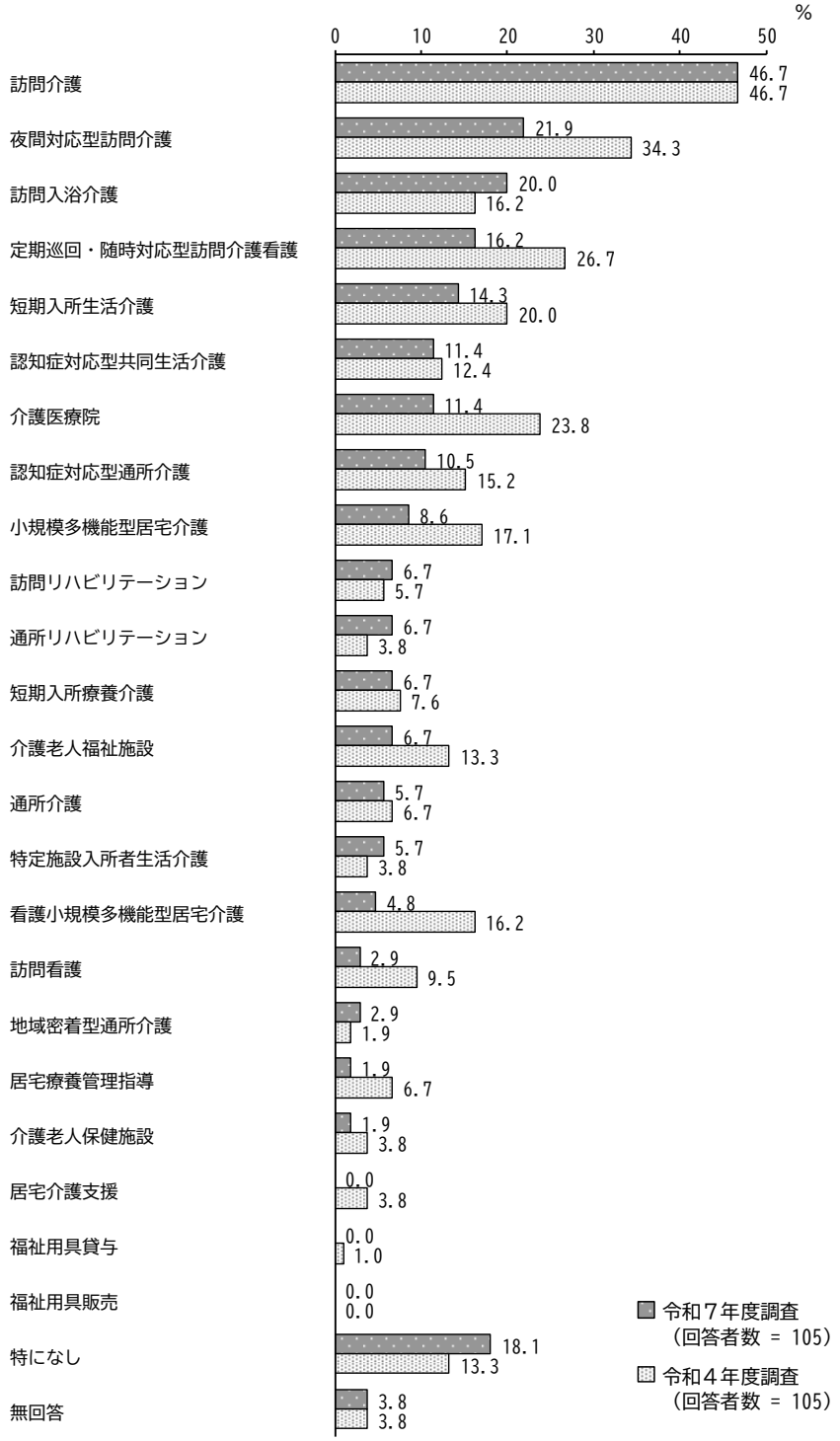
「同僚」の割合が76.2%と最も高く、次いで「地域包括支援センター」の割合が67.6%、「介護サービス事業者」の割合が47.6%となっており、事業所内および地域包括支援センターが身近な相談窓口として定着していることがうかがえます。



ポイント	○ケアマネジャーの相談相手として、「地域包括支援センター」の割合が高く、定着していることがうかがえます。

② 市内で不足していると感じるサービス（ケアマネジャー調査）

「訪問介護」の割合が 46.7%と最も高く、次いで「夜間対応型訪問介護」の割合が 21.9%、「訪問入浴介護」の割合が 20.0%と、上位を訪問系サービスが占めています。

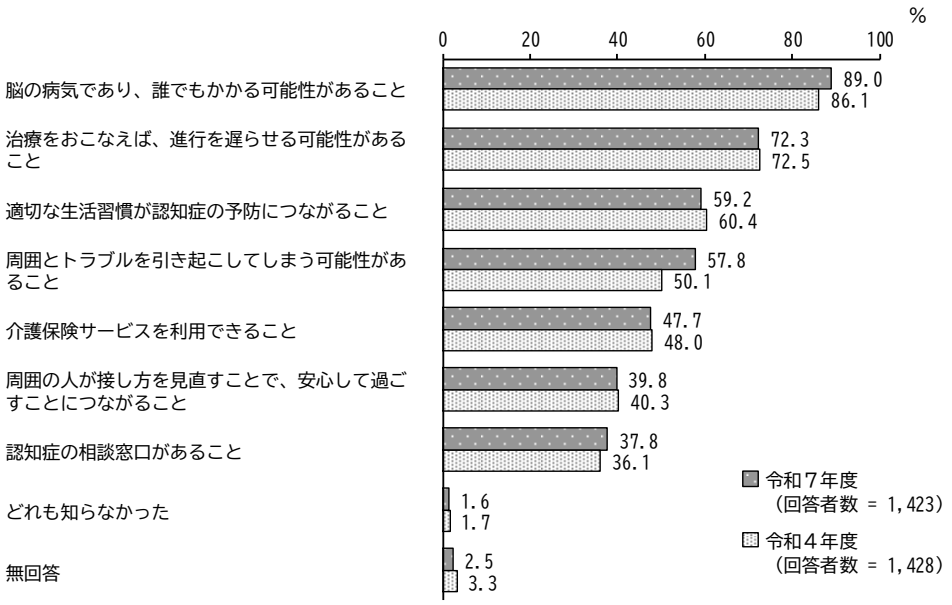


ポイント	○不足するサービスとしては、訪問介護をはじめとする訪問系サービスが上位に挙がっており、サービスの充実が求められています。

（７）認知症について

① 認知症について知っていること（校区別調査）

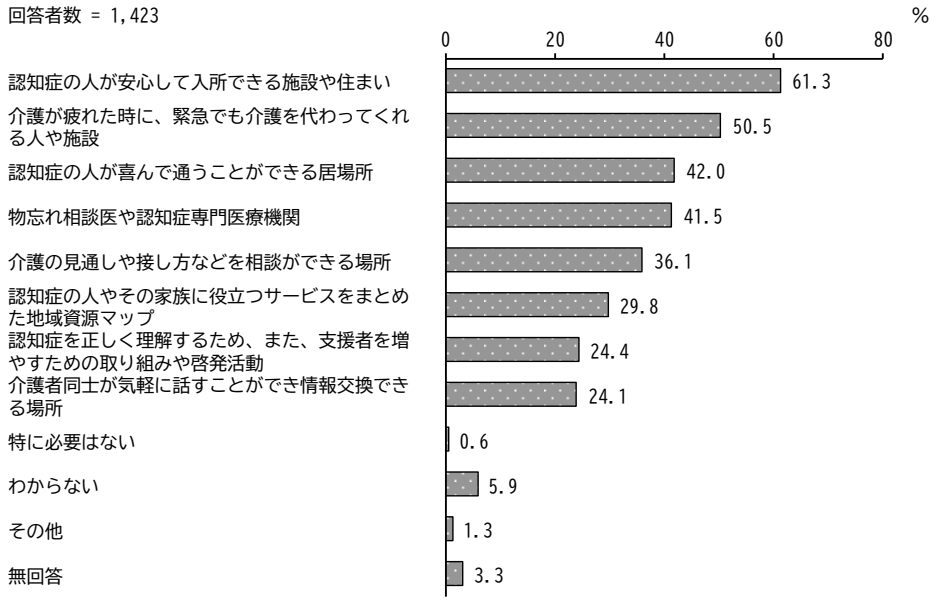
「脳の病気であり、誰でもかかる可能性があること」の割合が89.0%と最も高く、次いで「治療をおこなえば、進行を遅らせる可能性があること」の割合が72.3%、「適切な生活習慣が認知症の予防につながること」の割合が59.2%となっています。



ポイント	○認知症について、「脳の病気であり、誰でもかかる可能性があること」の割合が高い一方、「認知症の相談窓口があること」、「周囲の人が接し方を見直すことで、安心して過ごすことにつながること」は４割未満となっています。認知症に関する正しい理解に加え、相談窓口や認知症の人への接し方に関する周知が重要です。

② 認知症の人の介護を続けていくために必要な支援（校区別調査）

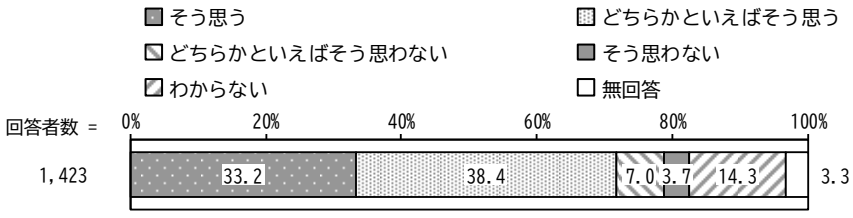
「認知症の人が安心して入所できる施設や住まい」の割合が61.3%と最も高く、次いで「介護が疲れた時に、緊急でも介護を代わってくれる人や施設」の割合が50.5%、「認知症の人が喜んで通うことができる居場所」の割合が42.0%となっています。



ポイント	○認知症の人の介護を続けるために必要な支援として、「認知症の人が安心して入所できる施設や住まい」、「介護が疲れた時に、緊急でも介護を代わってくれる人や施設」の割合が高くなっており、介護継続に必要とされる支援ニーズに対応することが求められます。

③ 周囲の人の対応によっては認知症の症状や進行が変わると思うか（校区別調査）

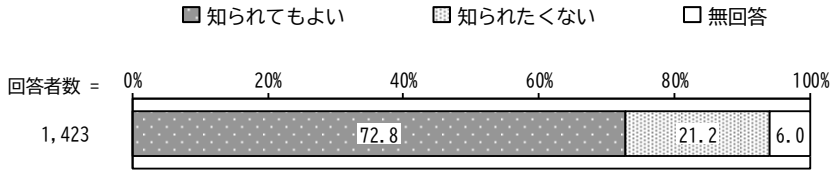
「そう思う」「どちらかといえばそう思う」を合わせた“そう思う”の割合が71.6%、「どちらかといえばそう思わない」「そう思わない」を合わせた“そう思わない”の割合が10.7%となっています。



ポイント	○周囲の人の対応が重要となることがうかがえ、市民への認知症への正しい認識が必要です。

④ 家族が認知症になったら、周囲に知られてもよいか（校区別調査）

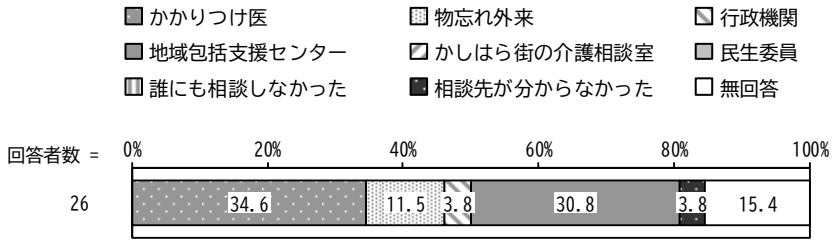
「知られてもよい」の割合が72.8%、「知られたくない」の割合が21.2%となっています。



ポイント	○自身が認知症になった場合に「知られたくない」が21.9%、家族が認知症になった場合に「知られたくない」が21.2%であり、周囲に知られることへの抵抗感がある人も一定数いることから、認知症への正しい理解の促進が必要です。

⑤ 認知症の疑いを感じた時、最初どこに相談したか（認知症調査（家族））

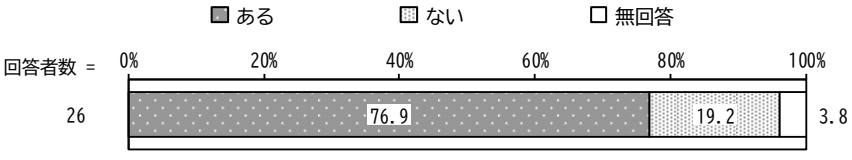
「かかりつけ医」の割合が34.6%と最も高く、次いで「地域包括支援センター」の割合が30.8%、「物忘れ外来」の割合が11.5%となっています。「相談先が分からなかった」が3.8%と割合は低いものの少数ながらみられます。



ポイント	○認知症の疑いを感じた時の最初の相談先として「かかりつけ医」や「地域包括支援センター」が重要な役割を果たしています。

⑥ 日々感じている認知症の介護に関する困りごとの有無（認知症調査（家族））

「ある」の割合が 76.9%と７割以上の方が、日々の介護で困りごとをかかえています。



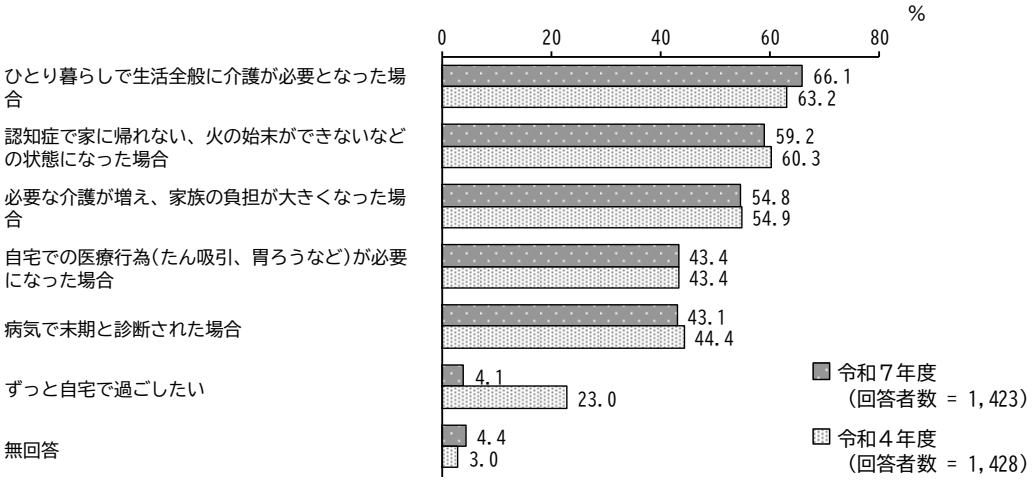
ポイント	○介護者の多くが困りごとを抱えており、周囲の助けが必要であることがうかがえます。

（８）人生の最終段階に向けた医療・ケアについて

① どのような状態になったら自宅での生活が困難になると思うか（校区別調査）

「ひとり暮らしで生活全般に介護が必要となった場合」の割合が66.1%と最も高く、次いで「認知症で家に帰れない、火の始末ができないなどの状態になった場合」の割合が59.2%、「必要な介護が増え、家族の負担が大きくなった場合」の割合が54.8%となっています。

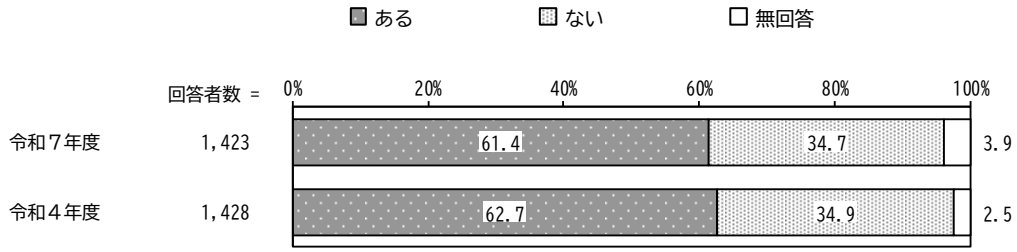
令和４年度と比較すると、「ずっと自宅で過ごしたい」の割合が減少しています。



ポイント	○生活が困難になった場合でも、住み慣れた地域で生活ができる支援体制が求められています。

② 介護や延命治療が必要になった時の希望を考えたことがあるか（校区別調査）

「ある」の割合が61.4%、「ない」の割合が34.7%となっています。

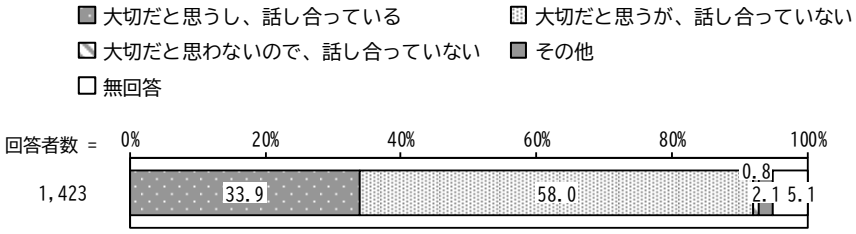


ポイント	○６割以上の高齢者が介護等が必要になった時の希望を考えたことがあり、その希望に対して支援ができる体制や環境が必要となっています。

③ 自らの考えや思いを伝えられなくなったときに備えて家族などと話し合っておくことは大切だと思うか（校区別調査）

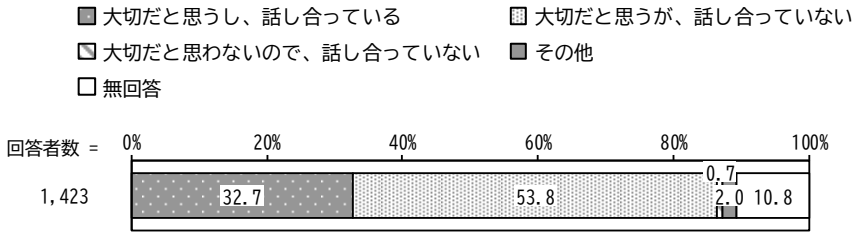
≪自分のこと≫

「大切だと思うし、話し合っている」の割合が33.9%、「大切だと思うが、話し合っていない」の割合が58.0%、「大切だと思わないので、話し合っていない」の割合が0.8%となっています。



≪家族などのこと≫

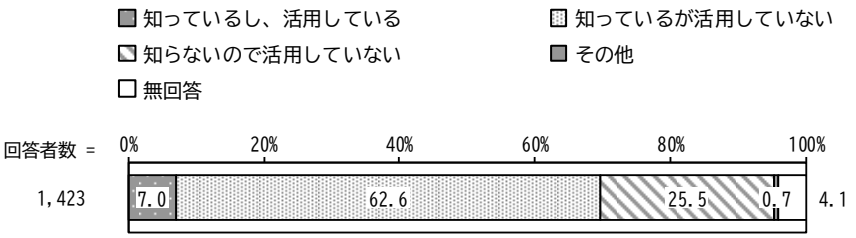
「大切だと思うし、話し合っている」の割合が32.7%、「大切だと思うが、話し合っていない」の割合が53.8%、「大切だと思わないので、話し合っていない」の割合が0.7%となっています。



ポイント	○自身の医療やケアについて家族と話し合っておくことが大切だと認識しつつも「大切だと思うが、話し合っていない」の割合が自身のことで58.0%、家族のことで53.8%となっています。今後は、人生の最終段階に向けた医療・ケアについて、本人や家族が日頃から話し合う機会を持てるよう普及・啓発を進めていくことが重要です。

④ エンディングノートの認知状況（校区別調査）

「知っているし、活用している」の割合が7.0%、「知っているが活用していない」の割合が62.6%、「知らないので活用していない」の割合が25.5%となっています。



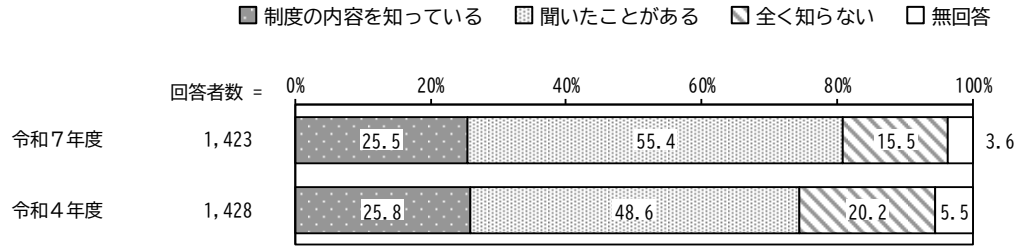
ポイント	○エンディングノートを知っていても活用していない割合が62.6%、知らない割合が25.5%となっており、実際の活用率が7.0%にとどまっています。早期からエンディングノートの認知向上を図るとともに、実際の活用につながるきっかけづくりや普及啓発を進めていくことが必要です。

（９）権利擁護について

① 成年後見制度の認知状況（校区別調査）

「制度の内容を知っている」の割合が25.5%、「聞いたことがある」の割合が55.4%、「全く知らない」の割合が15.5%となっています。

令和４年度と比較すると、「聞いたことがある」の割合が増加しています。

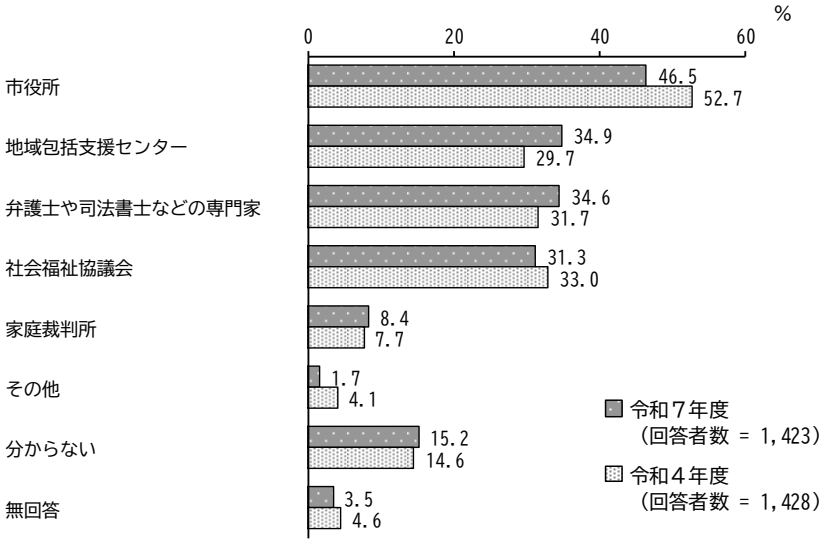


ポイント	○成年後見制度について「全く知らない」が15.5%となっており、特に制度を知らない層に対する認知度の向上が求められます。

② 成年後見制度についてどこに相談すればいいと思うか（校区別調査）

「市役所」の割合が46.5%と最も高く、次いで「地域包括支援センター」の割合が34.9%、「弁護士や司法書士などの専門家」の割合が34.6%となっています。

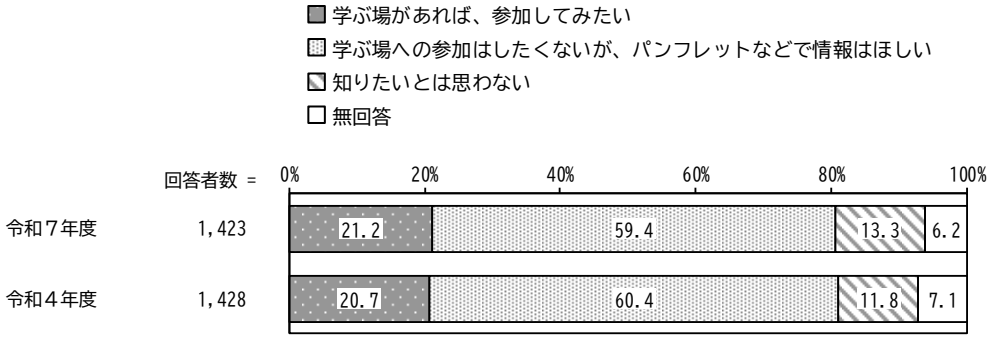
令和４年度と比較すると、「地域包括支援センター」の割合が増加しています。一方、「市役所」の割合が減少しています。



ポイント	○「市役所」や「地域包括支援センター」などが主な相談先として認識されている一方、「分からない」とする人も一定数いることから、成年後見制度の相談窓口についてさらなる周知が必要です。

③ 制度について詳しく知りたいと思うか（校区別調査）

「学ぶ場があれば、参加してみたい」の割合が21.2%、「学ぶ場への参加はしたくないが、パンフレットなどで情報はほしい」の割合が59.4%、「知りたいとは思わない」の割合が13.3%となっています。



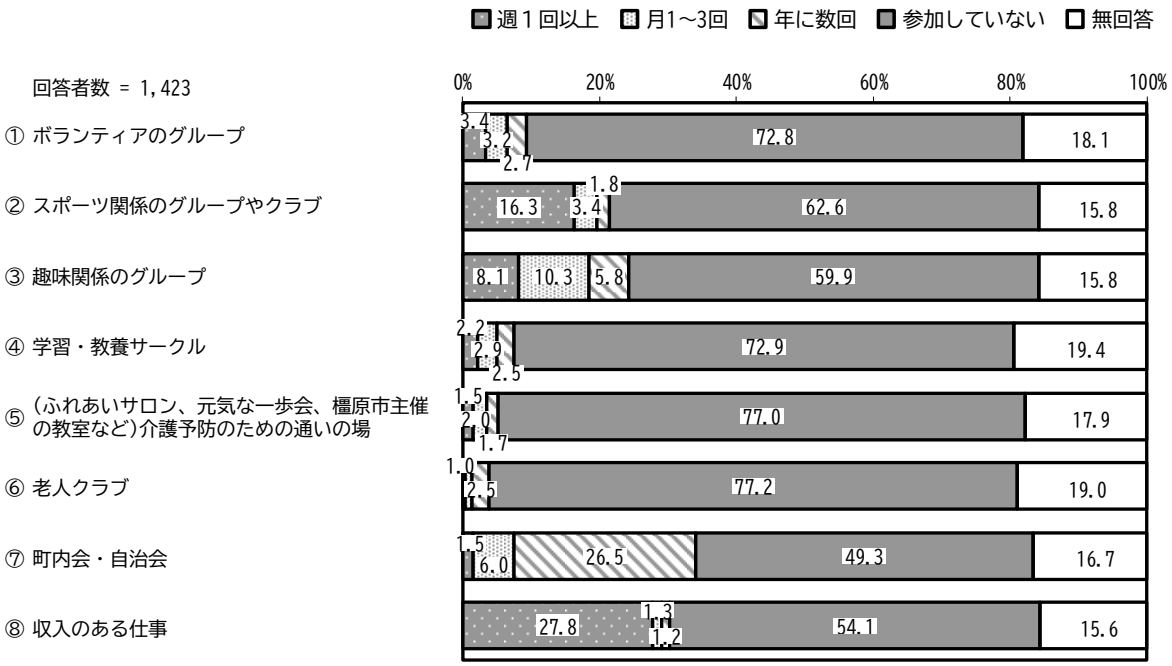
ポイント	
	○成年後見制度の必要性や利用方法等について分かりやすく周知し、制度への理解を促進することが求められます。 ○情報の取得方法として「学ぶ場への参加はしたくないが、パンフレットなどで情報はほしい」が59.4%と最も高く、このことからパンフレット等による情報提供の充実が必要です。

（10）地域での活動について

① 地域活動への参加頻度（校区別調査）

『⑧収入のある仕事』、『②スポーツ関係のグループやクラブ』で週１回以上の頻度で参加している割合が高くなっています。また、『③趣味関係のグループ』で月１～３回以上の頻度の割合が高くなっています。

一方で、『①ボランティアのグループ』『④学習・教養サークル』『⑤介護予防のための通いの場』や『⑥老人クラブ』をはじめとする地域活動において「参加していない」の割合が７割を超えています。

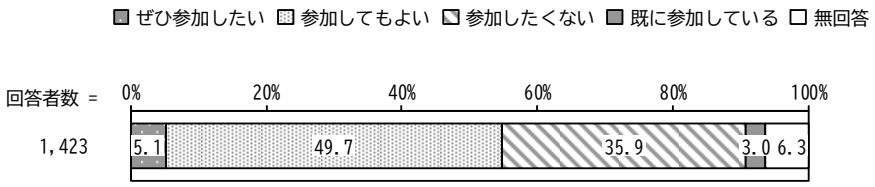


ポイント	○老人クラブや介護予防のための通いの場をはじめとする多くの地域活動で「参加していない」の割合が高く、未参加者の地域活動への参加促進が求められます。

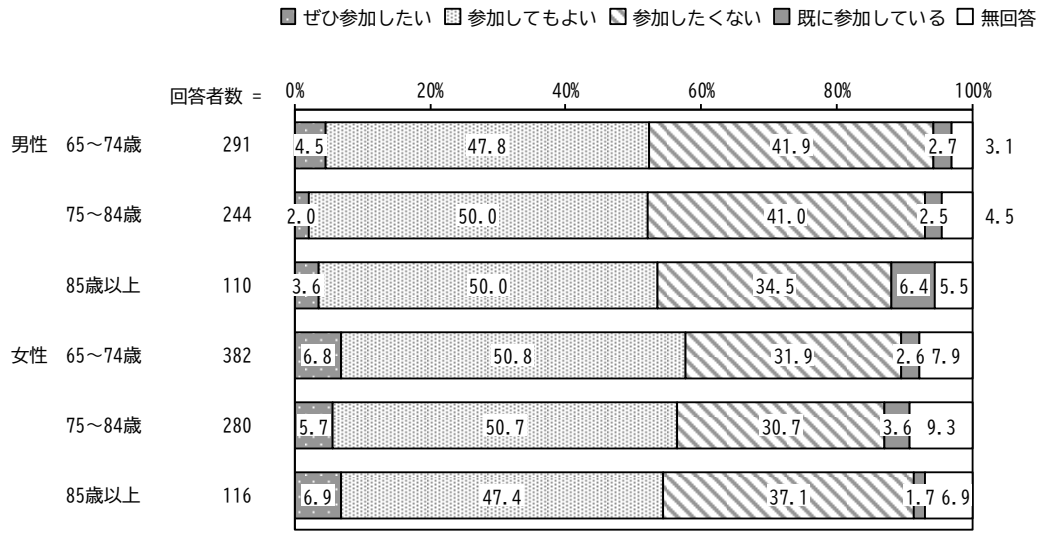
② 新たな地域づくり活動への参加意向（校区別調査）

「参加してもよい」の割合が49.7%と最も高く、次いで「参加したくない」の割合が35.9%となっています。

性・年齢別にみると、男性で年齢が上がるにつれて「参加したくない」の割合が、女性では年齢が上がるにつれて「参加してもよい」の割合が低くなっています。



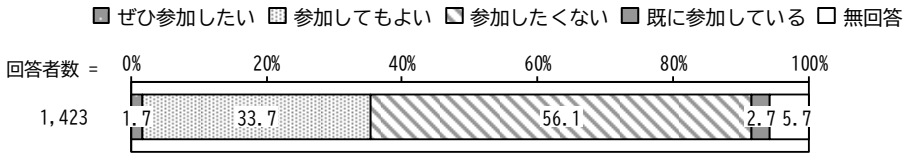
【性・年齢別】



ポイント	○新たな地域づくり活動への参加者としての意向において、「参加したくない」という回答が35.9%となっており、特に65～84歳の男性で高くなっているため、これらの層の参加意向を向上させることが必要です。

③ 地域活動に企画・運営（お世話役）で参加したいと思うか（校区別調査）

「参加したくない」の割合が56.1%と最も高く、次いで「参加してもよい」の割合が33.7%となっています。

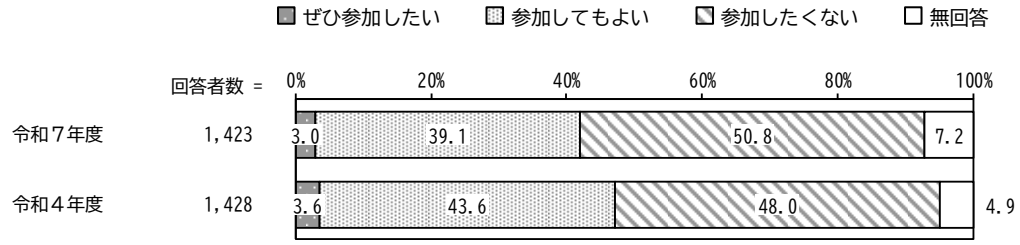


ポイント	○活動の企画・運営（お世話役）に対して「参加したくない」の割合が56.1%と過半数を占め、地域の担い手を確保することが求められます。

④ 介護予防教室に参加意向（校区別調査）

「介護予防教室に参加しようと思いますか」という問いに対し、「参加してもよい」の割合が39.1%、「ぜひ参加したい」が3.0%となっています。

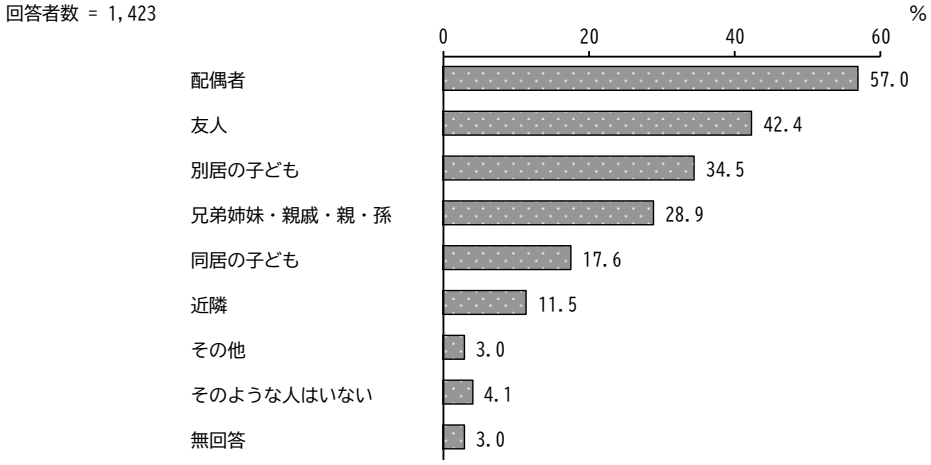
介護予防教室に参加しようと思いますかという問いに対し、「参加してもよい」の割合が39.1%、「ぜひ参加したい」が3.0%となっています。



ポイント	○「参加したくない」の割合が５割となっており、介護予防の必要性を周知していくことが必要です。

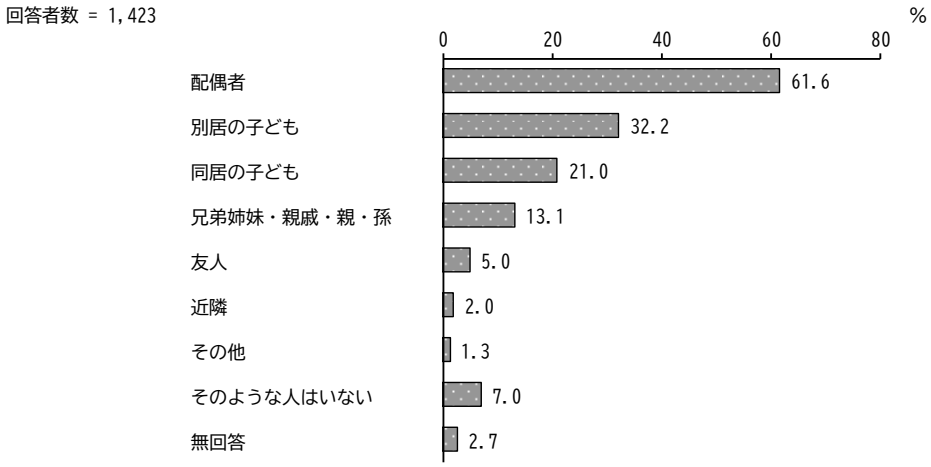
⑤ 心配事や愚痴（ぐち）を聞いてくれる人（校区別調査）

「配偶者」の割合が57.0%と最も高く、次いで「友人」の割合が42.4%、「別居の子ども」の割合が34.5%となっています。



⑥ 病気で数日間寝込んだときに、看病や世話をしてくれる人（校区別調査）

「配偶者」の割合が61.6%と最も高く、次いで「別居の子ども」の割合が32.2%、「同居の子ども」の割合が21.0%となっています。



ポイント	○心配事や愚痴を聞いてくれる人が「そのような人はいない」が4.1%、病気時に看病や世話をしてくれる人が「そのような人はいない」が7.0%となっており、周囲に頼れる相手がいない高齢者に対する愚痴・心配事の傾聴および看病・世話を担う支援体制の確保が求められます。

5 今後の取り組むべき課題の整理

ここでは、アンケート調査結果や第９期計画の検証結果、国における第10期介護保険事業計画の基本指針の方向性を踏まえ、今後取り組むべき課題を整理しました。第10期計画では、この課題を踏まえた施策を展開します。

（１）地域包括ケアシステムを支えるネットワークづくりに向けた課題

アンケート調査では、地域包括支援センターが主な相談先として認知が進んでいます。また、かかりつけ医を持つ割合が８割に達しています。

地域レベルでの相談支援体制や地域資源のネットワークをさらに推進するため、地域包括支援業務の機能強化や地域コミュニティの活性化を図っていくことが必要であり、また、「身寄りのない高齢者等の生活ニーズに対する地域全体での切れ目のない支援体制の構築」や「医療情報化推進方針と整合を図った医療・介護の連携体制の構築」といった新たな方向性についても国の動向等を踏まえながら取り組みを検討していくことが必要です。

（２）介護予防・健康づくりと社会参加に向けた課題

アンケート調査では、自立して活動できる高齢者が多く、健康づくり活動の企画・運営や介護予防教室への参加意欲、さらには交流の場・通いの場に対する関心が比較的高くなっています。

高齢者の社会参加や自主的な介護予防をさらに推進するため、通いの場や生きがいづくりの支援体制を拡充していくことが必要です。

（３）介護サービスの充実に向けた課題

アンケート調査では、要介護者・要支援者の多くが介護保険サービスを利用しており、そのなかでも訪問介護などのニーズが高いサービスについては不足を感じている一方で、事業所側では採用難や賃金等の課題から人材不足が深刻となっています。

介護サービスの充実や多様な人材の確保・育成をさらに推進するため、業務の効率化や事業者支援体制を一層強化していくことが必要です。

また、「2040年度を見据えた将来のサービス提供体制の検討」についても国の動向等を踏まえながら取り組みを検討していくことが必要です。

（４）認知症予防及び支援策に向けた課題

アンケート調査では、認知症に対する市民の理解が進み、周囲へ知られることへの抵抗感が少ない一方で、家族の介護における困りごとを周囲に助けてほしいという声や、安心して入所できる施設等の支援ニーズが高くなっています。

認知症の方とその家族への支援をさらに推進するため、認知症の早期発見・早期対応と地域で支える体制づくりを強化していくことが必要であり、また、「認知症基本法及び認知症施策推進基本計画を踏まえた取組の位置付けの明確化と推進」といった新たな方向性についても国の動向等を踏まえながら取り組みを検討していくことが必要です。

（５）高齢者の尊厳を守る支援体制に向けた課題

アンケート調査では、成年後見制度やＡＣＰ（人生会議）について知っている・考えたことがあるものの、具体的な行動や家族等との話し合いには至っていない方が多くなっています。

高齢者の尊厳を守る支援体制をさらに推進するため、制度の普及啓発や権利擁護の取り組みを強化していくことが必要であり、また、「身寄りのない高齢者等が抱える多様な生活ニーズに対する権利擁護や生活支援の対応策の強化」といった新たな方向性についても国の動向等を踏まえながら取り組みを検討していくことが必要です。

（６）住みよいまちづくりに向けた課題

アンケート調査では、ひとり暮らしで介護が必要になった場合の在宅生活に不安を抱えており、移送サービスや家事支援へのニーズあることがうかがえます。

住みよいまちづくりをさらに推進するため、高齢者福祉・生活支援サービスの確保や高齢者の安心な暮らしを支える体制を強化していくことが必要であり、また、「高齢者向け住まいの入居状況等を踏まえた地域でのサービス提供体制の構築」といった新たな方向性についても国の動向等を踏まえながら取り組みを検討していくことが必要です。

（７）災害時における高齢者支援に向けた課題

今後、高齢者のみ世帯や高齢者単身世帯が増えていくことが考えられる中で、アンケート調査では、看病や世話をしてくれる人が近隣や友人などの地域住民の割合が低くなっており、近隣の助け合いにより、見守りや安否確認をしていくことが重要となります。

災害時における高齢者支援体制の確立をさらに推進するため、避難行動要支援者への対策や防災意識の向上を強化していくことが必要であり、また、「介護現場の安全性の確保及びリスクマネジメントの観点からの災害や感染症に対する備えの検討と体制整備」といった新たな方向性についても国の動向等を踏まえながら取り組みを検討していくこと必要です。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

橿原市第４次総合計画、「日本国はじまりの地橿原」未来戦略では、『はじまりから未来へ、つながりきらめくまち かしはら』を将来ビジョンとして掲げ、まちづくりの理念として「人とともに、歴史とともに、やさしく強いまち かしはら」を定めています。

本計画では、総合計画や国・県の方針を踏まえ、前計画の基本理念である【安心で生きがいに満ちた心豊かな暮らしを支える福祉のまちづくり】を継承し、いつまでも生きがいや役割をもって、地域社会とのつながりを大切にしながら、元気に自分らしくいきいきと暮らせるまちづくりを目指します。

安心で生きがいに満ちた心豊かな暮らしを支える
福祉のまちづくり

● 橿原市の日常生活圏域

国の基本的な考え方は、地理的条件、人口、交通事情、その他社会的条件、介護保険サービス等を提供するための整備状況等を勘案して、高齢者が介護を必要とする状態となっても、住み慣れた地域での生活が継続できるよう「日常生活圏域」を設定することとしており、本市の日常生活圏域は、下記のとおり７圏域となっています。

なお、本市では日常生活圏域ごとに介護保険施設や地域密着型サービス事業所を整備しています。

≪橿原市の日常生活圏域≫

地域包括支援センター担当区域	日常生活圏域	校区
北部	橿原	橿原中学校区
	大成	大成中学校区
	八木北	八木中学校区の一部 （耳成小学校区、耳成南小学校区、晩成小学校区）
南部	八木南	八木中学校区の一部 （鴨公小学校区、香久山小学校区）
	畝傍	畝傍中学校区
	光陽	光陽中学校区
	白橿	白橿中学校区

≪橿原市施設配置図≫



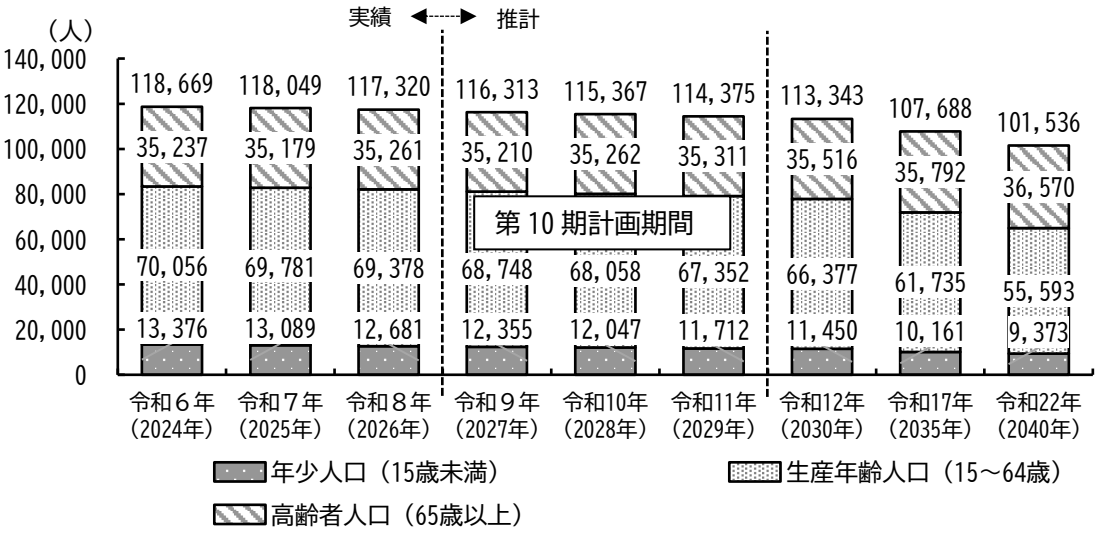
※施設配置図については、今後、更新・修正を行っていきます。

2 2040 年の橿原市の姿

（１）高齢者人口の推計

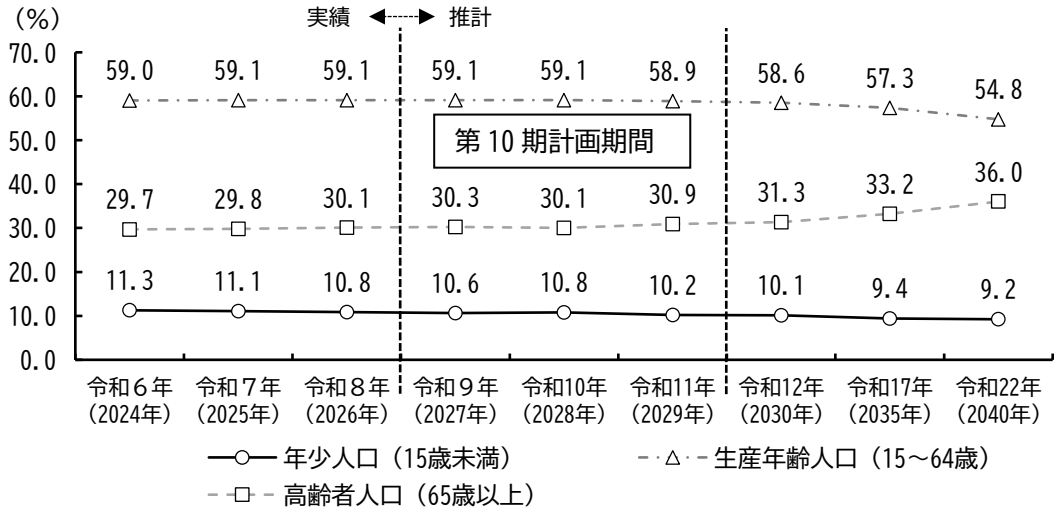
高齢化率は、令和８年（2025年）の30.1%から、本計画期間の最終年度である令和11年（2029年）には30.9%、令和21年（2039年）には35%を超えて、令和22年（2040年）には36.0%と人口の４割近くが高齢者になると見込まれます。

≪人口（年齢３区分別）の推計≫



資料：（実績）令和６年～８年は、住民基本台帳人口（各年 10 月１日）
（推計）令和９年以降は、コーホート変化率法による推計（各年 10 月１日）

≪年齢３区分別人口割合の推計≫



資料：（実績）令和６年～８年は、住民基本台帳人口（各年 10 月１日）
（推計）令和９年以降は、コーホート変化率法による推計（各年 10 月１日）

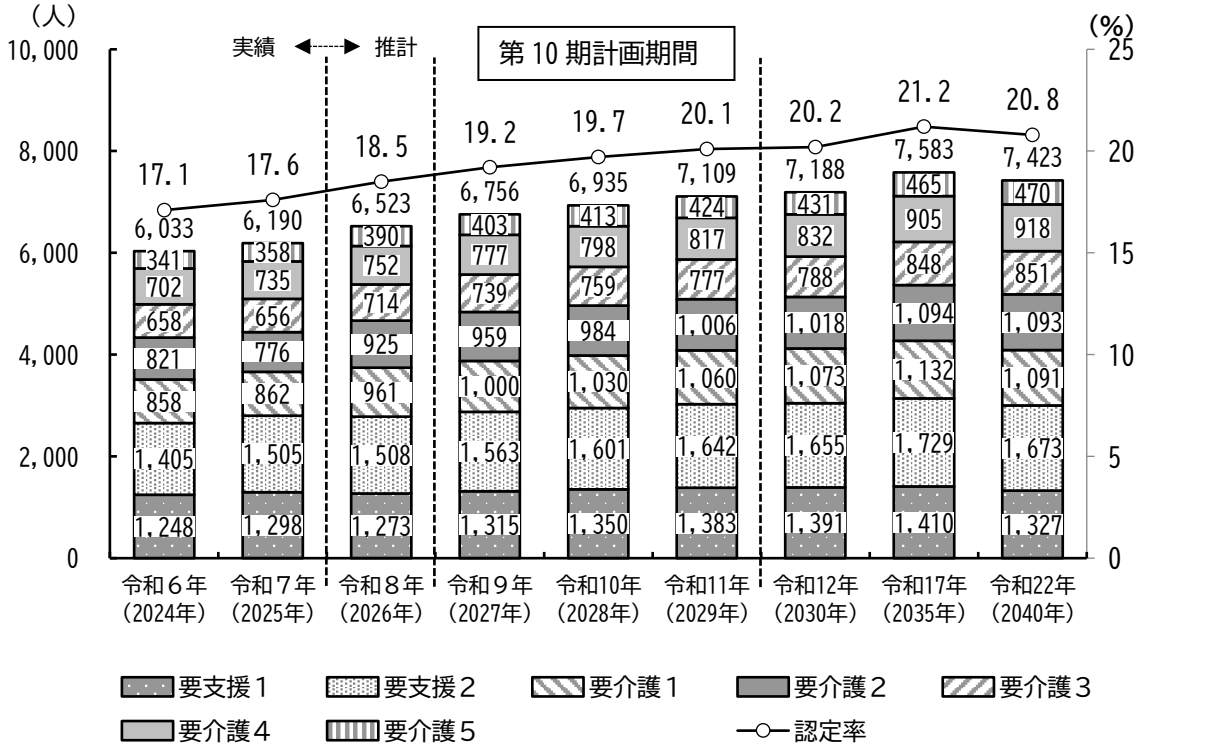
（２）要介護等認定者数の推計

要介護等認定者数の推計では、令和７年度（2025年度）の性別５歳階級別介護度別の認定率が今後も続くものと仮定して各年度の認定者数を算出しました。

推計結果によると、要介護等認定者数は、令和７年度（2025年度）の6,190人から本計画期間の最終年度である令和11年度（2029年度）には7,109人（1.15倍）、令和22年度（2040年度）には7,423人（1.20倍）になると見込まれます。

第１号認定率（第１号認定者数÷第１号被保険者数＝第１号被保険者に占める第１号認定者の割合）は令和７年度（2025年度）の17.6%から令和11年度（2029年度）には20.1%まで上昇すると見込まれます。

≪要介護等認定者数の推計≫



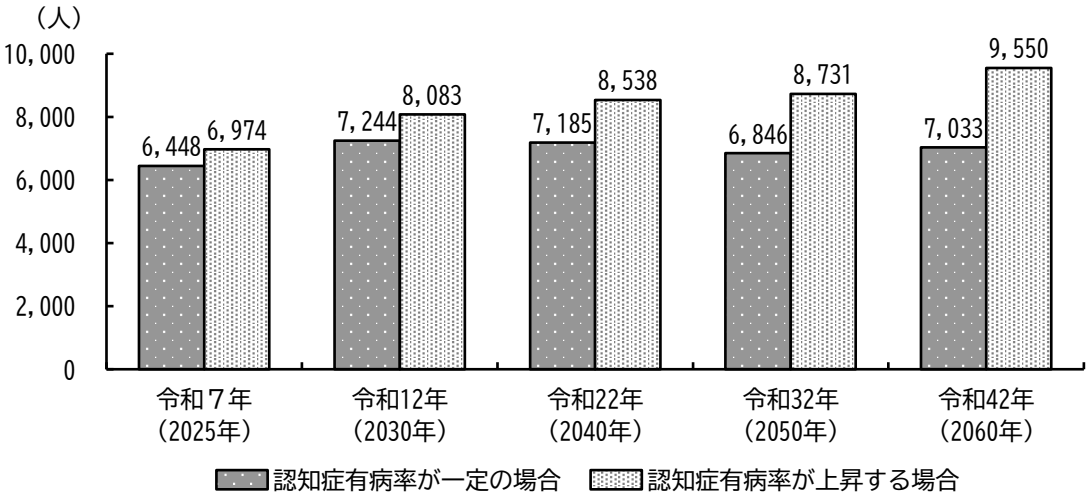
資料：（実績）令和６年～７年は、厚生労働省「介護保険事業状況報告（９月月報）」（各年９月末）
（推計）令和８年以降は、過去５年間の認定率の平均で推計

（３）認知症高齢者の推計

本市の認知症高齢者について、「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」における認知症有病率をもとに推計すると、平成24年度（2012年度）以降に認知症有病率が一定であると仮定して高齢者人口に乗じて算出した場合、令和７年（2025年）に6,448人に、令和22年（2040年）には7,185人に増加すると見込まれます。

また、認知症有病率が平成24年度（2012年度）以降に糖尿病有病率の上昇に伴い上昇すると仮定して高齢者人口に乗じて算出した場合には、令和７年（2025年）に6,974人、令和22年（2040年）には8,538人に増加すると見込まれます。

≪認知症高齢者数の推計≫



※「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」
（平成 26 年度厚生労働科学研究費補助金特別研究事業 九州大学 二宮教授）
の認知症有病率より推計

第４章 高齢者福祉計画

１ 基本方針

基本理念の実現に向けて、５つの基本方針を設定し、その具体的な取組及び目標値について設定します。

基本方針１　地域包括ケアシステムを支えるネットワークづくり

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、医療・介護・介護予防・住まい及び生活支援が包括的に確保される体制を構築していくとともに、地域の各種団体や住民が連携し、サービスを一体的に提供していく地域づくり・人づくりを実現するため、地域包括支援センターや地域ケア会議を通じた支援ネットワークの構築や地域課題の発見と地域資源の活用等、地域包括ケアシステムの深化・推進に取り組みます。

また、「地域共生社会」の実現に向け、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持てる社会の構築を進めるとともに、地域住民と協働して、地域生活における様々な課題の相談支援体制を目指します。

基本方針２　介護予防・健康づくりと社会参加の推進

高齢になっても健康で暮らし続けられるよう、市民が生涯にわたって主体的に健康づくりに取り組める環境整備を進めるとともに、フレイル予防をはじめ、高齢者の健康維持に取り組みます。

また、住み慣れた地域で、元気で充実し、自立した生活を送ることができるよう、活動や学習機会の提供・就労支援等を通じた高齢者の生きがいづくりや社会参加の推進を図ります。

基本方針３　介護サービスの充実強化

介護が必要となった場合でも住み慣れた地域で自分らしく安心して生活を続けることができるよう、高齢者の多様なニーズを踏まえながら、介護サービスを提供するための基盤整備を進めます。

また、介護保険制度の持続可能性を高め、介護保険サービスの質の向上を図るため、介護給付等適正化事業を継続して実施し、保険者機能強化に取り組みます。

基本方針４　高齢者の尊厳を守る支援体制の確立

認知症高齢者の増加や単身世帯の拡大、家族状況の変化等を背景に、高齢者をめぐる消費者被害や虐待の発生、判断能力の低下に伴う日常生活上の課題、頼れる身寄りがいないといった多様な問題が深刻化しています。高齢者がいかなる状況にあっても尊厳ある暮らしを維持するため、権利擁護の観点に立った専門的かつ継続的な支援を行っていきます。

高齢者虐待の態様が複雑・多様化するなか、被虐待者自身が助けを求めにくい特性や家庭内の潜在化を踏まえ、早期発見・早期対応につながる総合的な支援体制を構築していきます。

基本方針５　住みよいまちづくりの推進

高齢者やその家族が、介護等により生活のあり方が変化しても、できる限り自宅や住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、在宅生活を営む上で必要な福祉サービス等の支援を行います。

また、高齢者が地域生活を安全に営めるよう、高齢者の実情に合わせた住環境の整備や交通・防犯対策等を講じるほか、高齢者が自分らしく尊厳を持って生活していくための支援を行います。

自発的な声かけ等による見守り等の地域活動や災害時の安否確認が円滑に行われるよう、関係機関との連携の促進や情報共有を行います。風水害をはじめとした自然災害が起こったとしても、関係法令等に基づき、国や県が発信する情報の収集や情報提供に努め、要支援・要介護者に対する支援を継続できるよう、取り組んでいきます。

また、介護サービス事業所に対しては、風水害等に備えるため、避難確保計画の策定や訓練の実施を指導するとともに、地域と協働し、防災や感染症予防について周知・啓発を進めます。

2 施策の体系

基本理念	基本方針	施策
安心で生きがいに満ちた心豊かな暮らしを支える福祉のまちづくり	1 地域包括ケアシステムを支えるネットワークづくり	（1）地域包括支援業務の機能強化 （2）医療・介護の連携強化 （3）地域レベルでの相談支援体制の強化 （4）地域資源のネットワークの強化 （5）地域コミュニティの活性化
	2 介護予防・健康づくりと社会参加の推進	（1）介護予防と自立支援・重度化防止の推進 （2）壮年期からの健康づくりの意識啓発と保持増進 （3）自主的な介護予防・健康づくり・フレイル予防活動の支援 （4）高齢者の社会参加と地域づくり （5）高齢者の就労支援
	3 介護サービスの充実強化	（1）介護サービスの充実 （2）多様な人材の確保・育成と資質向上 （3）業務の効率化と事業者支援 （4）介護給付の適正化
	4 高齢者の尊厳を守る支援体制の確立	（1）成年後見制度の利用促進 （2）高齢者に対する虐待防止と権利擁護 （3）ＡＣＰ（人生会議）の普及・啓発
	5 住みよいまちづくりの推進	（1）高齢者福祉・生活支援サービスの確保 （2）高齢者の安心な暮らしの確保 （3）施設等のバリアフリー・ユニバーサルデザイン化の推進 （4）在宅支援拠点と連携した住まいの整備 （5）防犯・安全対策の強化 （6）災害時における高齢者支援体制の強化

3 施策の展開について

基本方針１　地域包括ケアシステムを支えるネットワークづくり

（１）地域包括支援業務の機能強化

【現状と課題】

地域包括支援センター及び「かしはら街の介護相談室」において、地域の実態やニーズの把握を行うなど、支援体制の強化を図っています。しかし、近年では高齢者の抱える課題も複合化・複雑化してきています。

今後も身寄りのない高齢者や認知症高齢者等の増加が見込まれるため、地域コミュニティの活性化を図り、より一層、地域包括支援センター及び「かしはら街の介護相談室」、関係機関との連携を強化し、切れ目のない支援体制を構築する必要があります。

【今後の方向性】

○「かしはら街の介護相談室」と連携を図りながら、地域包括支援センターの機能強化を推進します。

○地域包括支援センターにおける専門職の適正な配置体制を確保し、人材の資質向上や適切な事業評価に取り組みます。

○地域の関係機関等とのネットワークを深化させ、身近な相談・見守り支援の拠点としての周知啓発を推進します。

【具体的取組】

事業名	事業概要	担当部署
地域包括支援センターと「かしはら街の介護相談室」の連携による体制強化への取組	地域包括ケアシステムの中核機関として、地域包括支援センター及び「かしはら街の介護相談室」の体制強化を図ります。 地域包括支援センターの機能（総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務、介護予防ケアマネジメント業務、地域ケア会議、認知症施策の推進）の充実のため、必要な職員数３職種（保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員）の配置を義務付け、その資質向上、事業評価等に取り組みます。 また、「かしはら街の介護相談室」は、より地域に密着した身近な相談窓口として、地域の高齢者の見守りや相談に応じます。	長寿介護課

（２）医療・介護の連携強化

【現状と課題】

高齢化に伴い医療・介護を必要とする高齢者が増加する中、入退院調整ルールの浸透や各種合同会議・研修を通じ、専門職間の関係づくりと円滑な情報連携を実現してきました。

今後も本人が自宅で療養生活を送ることができる体制の充実を目指し、入退院調整ルールの継続的な周知啓発により連携体制を維持するとともに、在宅医療に関わる専門職の資質向上に向け、多様な視点を取り入れた研修テーマの設定とスキルアップ支援が必要です。

【今後の方向性】

〇関係機関と連携しながら、支援を必要とする高齢者が住み慣れた地域で医療・介護サービスを一体的に受けられる体制の構築を推進します。

〇医療・介護に関わる専門職の資質向上を推進するとともに、地域における多職種連携ネットワークの構築を図ります。

〇かかりつけ医を持つことの重要性や在宅医療に関する情報提供を行い、普及啓発に努めます。

【具体的取組】

事業名	事業概要	担当部署
病院と地域の関係機関との連携のさらなる強化	医療関係者と介護関係者等の相互理解や連携を促進するため、入退院時における「入退院連携マニュアル」を関係者へ周知するとともに、必要に応じて会議等を開催することでさらなる連携の強化に取り組みます。	長寿介護課
在宅医療に関わる専門職のスキルアップと連携体制の構築	地域で在宅医療を支援する介護支援専門員（ケアマネジャー）の研修を行い、資質向上を図ります。医療・介護の専門職のスキルアップと連携を強化するため、多職種交流勉強会を開催し、在宅医療に関わる専門職のネットワーク体制の構築を進めます。	長寿介護課

【関連する目標指標】

事業名	指標名	目標値		
		令和９年度（2027年度）	令和10年度（2028年度）	令和11年度（2029年度）
病院と地域の関係機関との連携のさらなる強化	入院情報提供書の提出率	88.5%	88.5%	88.5%

（３）地域レベルでの相談支援体制の強化

【現状と課題】

高齢者が身近で相談できる環境づくりに向け、本市では地域包括支援センターや「かしはら街の介護相談室」の体制を拡充し、24時間365日対応の窓口開設や市民向け教室を多数開催してきました。

近隣住民や他課との情報連携により、支援が必要な高齢者へ迅速に訪問対応できた一方で、地域とのつながりが薄く自ら声をあげない高齢者の早期発見が課題となっています。

今後は相談窓口の周知を推進し、教室等を機に市民と各機関の顔の見える関係構築を図っていくことが必要です。

【今後の方向性】

〇複合化・複雑化した課題を抱える高齢者の支援に対応するため、関係機関等とのネットワークを活用し、個々の実態やニーズに応じた適切な支援体制の整備を推進します。

【具体的取組】

事業名	事業概要	担当部署
身近な総合相談窓口	地域の身近な総合相談窓口として、24 時間365日の窓口開設を実施します。また、より多くの高齢者の相談に引き続きつなげるため、効果的な手段で周知に努めます。	長寿介護課
地域の高齢者への積極的な訪問	生活機能の低下のリスクのある高齢者や虐待、認知症等により見守りを必要とする高齢者などを支援につなげるため、関係機関等から情報提供のあった高齢者への訪問相談を行います。	長寿介護課
地域住民対象の教室の開催	地域のニーズに対応しながら、認知症や成年後見制度等の権利擁護、介護予防などの啓発のための教室を開催するとともに、住民の集い・交流の場づくりに取り組みます。	長寿介護課

（４）地域資源のネットワークの強化

【現状と課題】

地域の見守り体制の強化に向け、定期的な地域ケア会議の開催や市民活動交流広場を通じた広報・活動支援に加え、企業との協定締結等によりネットワークの構築を進めてきました。一方で、活動団体の担い手不足や高齢化、企業等のさらなる連携・参加が課題となっています。

今後は交流広場の認知度向上やデジタル技術の導入による課題分析、事業者等への周知・啓発を推進し、多様な主体が横断的に連携して高齢者を支える見守り体制の充実を図っていくことが必要です。

【今後の方向性】

〇関係者間の連携強化とネットワークの構築を推進し、高齢者や障がい者をはじめ誰もが住み慣れた地域で安心して生活できる地域づくりを進めます。

〇多職種が連携する効果的な検討の場を通じて、個別課題の解決や地域課題の抽出、支援体制の構築を進めます。

【具体的取組】

事業名	事業概要	担当部署
地域資源の把握・連携	住民参加による高齢者福祉に資する様々な活動を支援し、地域包括支援センターと「かしはら街の介護相談室」及び関係機関等の連携により、地域の社会資源等の実態把握を進め、関係者との連携を図ります。	長寿介護課
地域ケア会議の推進	個別ケースの課題から地域全体の課題を抽出し支援体制の構築を目指す個別レベル地域ケア会議、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう必要な見守り・居場所等について検討する生活支援地域ケア会議、専門職がケアマネジメントのプロセスに関与し多職種により課題等を検討することで要支援者等の生活機能の改善を目指す自立支援地域ケア会議など、多職種連携の会議を通じて、個別課題の解決や地域課題の把握を図ります。	長寿介護課
市民活動交流広場運営事業	市民公益活動に関する情報収集・提供や、作業スペースの提供、活動団体の支援及び交流を促進するため、市民活動講座を年に１回程開催、ひろばの寺子屋を年に１回程開催、月に１度のＮＰＯ・ボランティア活動紹介事業、情報誌「ナビコンパス」の発行による活動周知、行政や登録団体・個人による出前講座の調整などを実施します。	市民協働課

事業名	事業概要	担当部署
地域見守りネットワーク事業	高齢者や障がい者が住み慣れた地域で安心して生活できるように地域社会全体で見守る仕組みづくりを進めます。また、地域からの孤立や孤独死を防止し、認知症などの異変を早期に発見して必要な支援を行えるように各種団体、企業、事業者などと行政が協力して、見守りを行います。	福祉総務課

【関連する目標指標】

事業名	指標名	目標値		
		令和９年度 （2027年度）	令和10年度 （2028年度）	令和11年度 （2029年度）
市民活動交流広場 運営事業	市民活動講座等 開催回数	１回	１回	１回
	ナビコンパス発行回数	４回	４回	４回
地域見守り ネットワーク事業	地域見守り ネットワーク 協定締結業者数	35事業所	35事業所	35事業所

（5）地域コミュニティの活性化

【現状と課題】

住み慣れた地域での生活支援に向け、市内小学校区地域福祉推進委員会を軸に、集いの場や民生委員等の見守り活動を展開し、多世代交流やボランティア育成を進めてきました。一方で、一人暮らし高齢者の増加に伴う活動者の負担増や、若手・新たな担い手の不足、自治会等の組織運営上の課題が浮き彫りとなっています。

今後は情報発信の強化や周知方法の工夫により、幅広い世代の関心と参加を促しながら、地域福祉の持続可能な体制を構築していくことが必要です。

【今後の方向性】

〇自治会組織の運営を支援し、地域コミュニティの強化や交流の促進、その必要性についての周知を図ります。

〇地区ごとの推進組織の活動を支援し、地域ニーズに応じた支え合い活動の推進と次世代の担い手育成を図ります。

〇地域福祉推進の中核を担う人材の活動環境を整えるとともに、その資質向上の取組を後押しします。

【具体的取組】

事業名	事業概要	担当部署
地域福祉推進委員会活動支援	各小学校区における住民（自治会、民生委員・児童委員、各種団体等）により構成された地域福祉推進委員会の活動を支援し、「かしはら街の介護相談室」と連携しながら、地域のニーズや特性にあった取組や活動を通じて、住民の地域福祉への理解と関心を深め、住民同士の支え合いによる福祉活動を推進します。また、各小学校区間の情報共有を図り、連携を進めることで、地域福祉の充実を図ります。さらに、幅広い世代が参加できる取組を推進し、次世代の担い手の育成を図ります。	福祉総務課 社会福祉協議会
民生委員・児童委員・ボランティア等による見守り活動への支援	民生委員・児童委員やボランティアの協力を得て、ひとり暮らし高齢者等が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、ふれあいや見守り、安否確認等を目的とした活動に対して支援します。また、見守り活動を通じ、地域の社会資源や社会福祉協議会の取組の活動等を周知啓発し、多方面から支援できる体制を整えていきます。	社会福祉協議会
民生委員・児童委員の活動支援	地域福祉推進の中核を担っている民生委員・児童委員活動を支援するとともに、関係部署との連携や研修を通して見識を一層深めてもらう機会を提供します。	福祉総務課

【関連する目標指標】

事業名	指標名	目標値		
		令和９年度（2027年度）	令和10年度（2028年度）	令和11年度（2029年度）
地域福祉推進委員会活動支援	活動支援している地域福祉推進委員会数	15	15	15
民生委員・児童委員・ボランティア等による見守り活動への支援	見守り活動支援事業利用者数	1,800人	1,800人	1,800人
	ふれあい電話訪問サービス事業利用者数	40人	40人	40人
民生委員・児童委員の活動支援	民生児童委員数	233人	233人	233人

基本方針２　介護予防・健康づくりと社会参加の推進

（１）介護予防と自立支援・重度化防止の推進

【現状と課題】

介護予防に向け、専門職の派遣や短期集中型サービスの提供、健診データを活用した個別・全体の指導を連携して推進してきました。ふれあいサロン等の活動も再開されましたが、講座内容の固定化や運営側の高齢化、事業の効果検証不足が課題となっています。

今後は講座内容の刷新や効率的な運営を進めるとともに、要支援状態から改善した高齢者の受け皿の確保や専門職の更なる活用を図り、持続可能な予防・自立支援体制の構築が必要です。

【今後の方向性】

〇高齢者が住み慣れた地域で介護予防の取組に参加できるよう、専門職の知見を活用した質の高い介護予防支援を展開します。

〇地域における健康づくりの場を活用し、関係各課と連携した疾病・重症化予防、介護予防を推進します。

〇多様な社会資源を活用して社会参加することにより、元気でいきいきと暮らせる地域づくりを進めます。

【具体的取組】

① 一般介護予防事業

事業名	事業概要	担当部署
介護予防普及啓発事業	運動機能の低下や閉じこもりを予防するため、市主催の介護予防教室「元気はつらつ体操教室」を継続して実施します。また、専門職等による、各種講義を受講していただける「シニア塾」「介護予防セミナー」を実施することで、地域の活動を支援します。	長寿介護課
地域介護予防活動支援事業	介護予防に資する活動を支援するため、「ふれあいサロン」の実施を継続的に支援するとともに、住民主体の介護予防サークル「元気な一歩会」の立ち上げ支援を実施します。	長寿介護課
地域リハビリテーション活動支援事業	専門職がケアマネジメントのプロセスに関与するため、自立支援地域ケア会議へ専門職を派遣します。また、地域における介護予防に資する活動を支援するため、専門職の派遣に取り組みます。	長寿介護課
高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施	高齢者の通いの場「ふれあいサロン」において、高血圧症やフレイル予防、生活習慣病の重症化予防を行うことで市民の健康寿命の延伸を図ります。介護予防と生活習慣病等の疾病予防、重症化予防を一体的に実施するために、関係各課と相互に連携を図りながら、取組を進めていきます。	長寿介護課 保険年金課 健康増進課

② 介護予防・生活支援サービス事業

事業名	事業概要	担当部署
緩和型の訪問型・通所型サービスの提供	要支援者だけでなく基本チェックリストにより把握された事業対象者に対し、緩和型の訪問型・通所型サービスを提供し、自立支援・重度化防止を図ります。	長寿介護課
短期集中型訪問型・通所型サービスの提供	保健・医療の専門職による短期集中型の訪問型・通所型サービスの提供を継続的に実施します。	長寿介護課
自立支援・重度化防止のためのケアプラン支援	自立に向けたケアプラン達成に係る支援を検討します。	長寿介護課

（２）壮年期からの健康づくりの意識啓発と保持増進

【現状と課題】

健康寿命の延伸に向け、各種検診の実施や受診費用負担の軽減、施設や公園を活用した運動・健康づくりプログラムの提供に取り組んできました。しかし、各種検診の受診機会の確保や自己負担額の引き下げを行ったものの、特定健診等の受診率は伸び悩んでいます。

今後は更なる受診率向上に向けた啓発活動を強化するとともに、周辺施設等と連携した魅力的な健康づくりの場を提供し、早期発見・早期治療を推進することが必要です。

【今後の方向性】

〇疾病の早期発見および早期治療を推進するため、健（検）診の目的や重要性に関する意識啓発を強化します。

〇特定健康診査や長寿（後期高齢者医療）健康診査の受診促進に向け、受診しやすい健（検）診体制の検討や取組を推進します。

【具体的取組】

事業名	事業概要	担当部署
健康診査の実施	疾病の早期発見・早期治療につなげるため、種々のがん検診、生活習慣病健診、Ｂ・Ｃ型肝炎検査を実施します。また、橿原市国民健康保険の被保険者のうち、40～74歳の方を対象として、メタボリックシンドロームに着目した、特定健康診査を実施します。さらに、後期高齢者医療制度の被保険者を対象として、疾病を早期発見し、必要に応じて治療を受けていただくために、長寿(後期高齢者医療)健康診査を実施します。	健康増進課 保険年金課
新沢千塚古墳群公園の運営	シルクの杜の温浴施設やトレーニングルームを利用した様々なプログラムの提供や、公園を利用したウォーキングイベント等の実施を行い、新沢千塚古墳群公園全体を健康づくりの場として活用していきます。	公園緑地課

（3）自主的な介護予防・健康づくり・フレイル予防活動の支援

【現状と課題】

地域の「集いの場」を通じた介護予防の推進に向け、広報紙での「元気な一歩会」のＰＲやマップ作成、合同交流企画など、認知度の向上と活動の活性化を図る取組を実施してきました。一方で、市内の活動団体数が増加していない点が大きな課題となっています。

今後は地域ボランティア等との連携を深めながら立ち上げ支援を強化し、未参加者への魅力的な情報発信を行い、高齢者が主体的となる介護予防サークルの拡大と地域への定着が必要です。

【今後の方向性】

〇高齢者が主体的に健康づくりを行えるよう、生活習慣病の予防や閉じこもりがちな市民の社会的孤立感の解消を図るための環境整備を行います。

【具体的取組】

事業名	事業概要	担当部署
自主的な介護予防活動の支援	高齢者向けの「一歩会体操」を紹介するとともに、個人で参加できる運動の場を紹介する冊子『ドコイク』を作成し、介護予防活動の一助となるよう支援します。	長寿介護課

（４）高齢者の社会参加と地域づくり

【現状と課題】

生きがいづくりや社会参加に向け、歴史講座等の実施や地域学級・老人クラブの活動支援に加え、地域生涯学習推進委員の新規委嘱や研修を通じた地域間の連携を推進してきました。しかし、参加者の固定化による新規参加者の伸び悩みや未実施地区の存在、老人クラブの会員減少が課題となっています。

今後は新規の参加者へ向けた周知や魅力向上を図るとともに、体制が整っていない地区への働きかけを行い、市内全域で誰もが参加できる環境を整備していくことが必要です。

【今後の方向性】

〇自らの経験と知識を活かした積極的な社会参加や生きがいづくりのため、地域活動団体の活動を推進し、健康づくりや介護予防を支援します。

〇高齢者に限らず幅広い年齢層における学びの場や生涯学習活動の機会の提供に努めます。

【具体的取組】

事業名	事業概要	担当部署
生涯学習事業	高齢者に限らず、幅広い年齢層において、学びの場を提供していきます。	文化芸術振興課
地域生涯学習推進委員の設置	市民が生涯学習活動に参加できるよう、その普及・推進を図る地域生涯学習推進委員を設置しています。推進委員会議や交流会等を通じて情報・意見交換をすることで地域でのネットワーク化を図ります。	文化芸術振興課
橿原市地域学級の実施支援	地域住民同士の連帯感や、きずなを深めることを目的に実施している地域学級について、全地区での実施につながるよう支援します。	文化芸術振興課
老人クラブ等活動支援	市老人クラブ連合会及び単位老人クラブの活動を推進し、健康づくりや介護予防を促進することで高齢者の社会参加や生きがい活動を支援します。	福祉総務課

【関連する目標指標】

事業名	指標名	目標値		
		令和９年度（2027年度）	令和10年度（2028年度）	令和11年度（2029年度）
生涯学習事業	講座開催数	３回	３回	３回
地域生涯学習推進委員の設置	地域生涯学習推進委員の委嘱数	44人	44人	44人
橿原市地域学級の実施支援	橿原市地域学級の実施数	20事業	20事業	20事業
老人クラブ等活動支援	市助成クラブ数（適正老人クラブ数・小規模適正クラブ）	33	33	33

（５）高齢者の就労支援

【現状と課題】

高齢者の就労支援に向け、シルバー人材センターへの運営補助、広報、ハローワークとの連携、求職者・就労者向けガイドブックの作成等を通じ、会員数の増加や就労機会の確保を図ってきました。一方で、シルバー人材センター会員の就業率が低下しているほか、高齢者向けセミナー等の情報をホームページ等で周知しているものの、デジタルツールに不慣れな高齢者には情報が届きにくい状況があります。

今後はハローワークとの連携による具体的な相談支援を強化し、多様な媒体を活用した積極的な情報発信により、就業率の向上や活躍の場の拡大が必要です。

【今後の方向性】

〇活躍の場を拡大させていくため、事業者への普及啓発を進めるとともに、高齢者をはじめ多様な人材が働きやすい職場づくりを支援します。

〇関係機関との連携のもと、高齢者の多様なライフスタイルや希望に応じた就労機会の拡大、情報の周知を図ります。

【具体的取組】

事業名	事業概要	担当部署
シルバー人材センターを通じた就業機会の拡大	自らの労働能力を活用し生きがいの充実や社会参加を希望する高齢者に対して、シルバー人材センターを通じて就業機会の拡大を図ります。	地域振興課
関係機関相互の連携強化	ハローワークやシルバー人材センター等の関係機関との連携により、多様化する高齢者のライフスタイルやニーズに対応した、より効果的な高齢者の就労支援に取り組みます。	地域振興課
各種情報提供	求職者向けの情報や就労者向けの相談窓口、各種セミナー・スキルアップ講習等の情報を、関係機関等と連携しながら広く市民に提供します。	地域振興課
多様な人材活用に向けた企業への啓発	シルバー人材センターを通じての就業機会の拡大に加えて、高齢者をはじめ多様な人材が働きやすい職場づくりを支援するための啓発をします。	地域振興課

基本方針３　介護サービスの充実強化

（１）介護サービスの充実

【現状と課題】

後期高齢者の増加に伴う介護ニーズの上昇に対応するため、看護小規模多機能型居宅介護の開設や障がい福祉からの切れ目のない支援、ＢＣＰ策定支援等の基盤整備を進めてきました。一方で、地域密着型サービスでの事業者公募に対する申込が少ないことや、ＢＣＰ等の助言が一部の事業所にとどまっていることなどが課題となっています。

今後は公募要件の見直しや各種支援の継続により、事業者の参入を促進し、持続可能なサービス提供体制を構築していくことが必要です。

【今後の方向性】

〇介護を必要とする状態となっても、できる限り住み慣れた地域や家庭で、個人の尊厳を保ちながら、安心して暮らし続けることができるよう、多様なニーズに対応した介護サービスの提供基盤の整備・充実に努めます。

〇要介護（要支援）認定者の身体機能等の維持や向上のため、関係部局や地域資源との連携を強化します。

〇大規模災害や感染症等のリスクに備え、事業者が持続可能な危機管理体制を維持できるよう支援します。

【具体的取組】

事業名	事業概要	担当部署
各種の介護保険サービスの提供体制の整備	高齢者が介護の必要な状態になっても、住み慣れた地域で暮らし介護サービスを受けることができるように、地域密着型サービス事業所の整備を進めます。また、医療からの追加的需要や介護離職ゼロへの対応といった観点からも、介護サービスの提供基盤を整備し、在宅限界点の向上を図るとともに多様なニーズへの対応に努めます。	長寿介護課
障がい福祉サービスからの切れ目のない支援の適切な提供体制の確保	障害福祉サービスの利用者が65歳となった際に、引き続き、同じ事業所が適切なサービスを提供して切れ目のない支援を行うことができるよう関係部局と連携します。	障がい福祉課 長寿介護課
介護保険サービス事業者に対する災害・感染症対策への支援	非常災害対策や感染症の予防及びまん延の防止について、事業者が継続して取り組んでいくことができるように、奈良県担当課や保健所等と協力しながら、助言や情報提供等を継続して行っていきます。	長寿介護課

（２）多様な人材の確保・育成と資質向上

【現状と課題】

介護人材の確保・資質向上に向け、介護支援専門員を対象とした研修や自立支援地域ケア会議の実施、計画的な運営指導による助言・指導に取り組んできました。しかし、単発の研修では効果が限定的であることや事業者への有効な支援策の不足が課題となっています。

今後は研修とケアプラン点検の一体的な実施や、職員研修を推進し、多様なニーズに対応できる質の高い介護提供体制の維持・強化を図る必要があります。

【今後の方向性】

〇介護人材の確保に向けて、国や県における各種施策等の必要な情報提供を行うとともに、事業者が主体的に取り組む人材確保や雇用環境の改善等に対し、必要な協力・連携に努めます。

〇介護に関わる専門職の専門性の向上と、ケアマネジメントの質の底上げを目指した取組を推進します。

〇介護サービス事業所に所属する職員へ保険者の立場から助言を行うとともに、計画的な運営指導を継続します。

【具体的取組】

事業名	事業概要	担当部署
介護支援専門員（ケアマネジャー）支援研修の実施	介護支援専門員（ケアマネジャー）の資質を向上させるため、地域の介護支援専門員（ケアマネジャー）を対象とした研修会を実施します。	長寿介護課
介護人材の確保	介護人材の確保に向けて、国や県における各種施策等の必要な情報提供を行うとともに、事業者が主体的に取り組む人材確保や雇用環境の改善等に対し、必要な協力・連携に努めます。	長寿介護課
介護サービス事業所職員に対する保険者の立場からの助言	介護サービス事業所に所属する職員が、その業務を行うにあたり、保険者の立場から助言を行います。計画的に運営指導を進めていきます。	長寿介護課

（３）業務の効率化と事業者支援

【現状と課題】

介護現場の人手不足解消や負担軽減に向け、申請・届出様式の国標準への統一や必要書類の簡素化、電子申請システムの導入により事務負担の軽減に取り組んできました。しかし、依然として紙による手続きが多く、デジタル化の推進や手続きの簡略化が十分にすすんでいない点が課題となっています。

今後は介護保険システムの標準化による、申請様式の統一化、ケアプラン連携システム等による連携のオンライン化を図る等、事業者側の事務作業の効率化を推進することが必要です。また、介護現場における業務改善・働き方改革の推進も必要です。

【今後の方向性】

〇介護現場の業務負担を軽減するために、国や県の制度を活用し補助事業の実施を検討します。

【具体的取組】

事業名	事業概要	担当部署
介護現場の業務負担の軽減（業務効率化、新技術への対応）	介護現場の業務負担を軽減するため、国や県の制度を用い、補助事業の実施を検討します。また、事業者からの届出様式の見直し（介護保険システムの標準化）及びケアプラン連携システム等による連携のオンライン化に取り組み、業務負担の軽減を図ります。	長寿介護課

（４）介護給付の適正化

【現状と課題】

介護保険制度の持続可能性と質の向上に向け、ＷＥＢ方式によるケアプラン点検や各種システム点検等を組み合わせて実施し、主要事業の目標指標を達成するとともに適切な指導・苦情対応を行ってきました。

今後も点検や運営指導の更なる効果的な運用により、要介護認定者の自立支援・重度化防止に資する適正な給付・サービス提供体制を維持していくことが必要です。

【今後の方向性】

〇介護給付適正化の主要事業を継続して実施し、介護保険制度の信頼性と保険者機能の強化を図ります。

〇介護サービスにおける安心・安全を確保するため、利用者と事業者の円滑な関係の維持に向けた適切な支援・対応を行います。

【具体的取組】

事業名	事業概要	担当部署
介護保険サービス事業者への助言・指導	個別指導、集団指導の実施等を組み合わせながら、指定権者・保険者としてサービスの質の確保及び適正化を図るため、市内の介護保険サービス事業者に対して適切な助言・指導を行います。	長寿介護課
介護保険サービスに関する苦情相談	介護保険サービスの利用に際して、介護サービスの利用者が事業者等とトラブルがあったときは、事実関係を確認し、事業者等との調整を行います。	長寿介護課
介護給付等適正化事業	介護給付適正化主要３事業を実施します。 ①要介護認定の適正化 ②ケアプランの点検 自立支援・重度化防止の観点から、必要なサービスが適切に位置づけられているか等を点検します。住宅改修、福祉用具購入の利用における必要性を確認していきます。 ③医療情報との突合・縦覧点検	長寿介護課

【関連する目標指標】

事業名	指標名	目標値		
		令和９年度（2027年度）	令和10年度（2028年度）	令和11年度（2029年度）
介護給付等適正化事業	ケアプラン点検（点検対象はランダムに抽出）	24事業所	24事業所	24事業所
	医療情報との突合・縦覧点検（国保連への委託）	100%	100%	100%

基本方針４　高齢者の尊厳を守る支援体制の確立

（１）成年後見制度の利用促進

【現状と課題】

国では、「第二期成年後見制度利用促進基本計画」（令和４年度（2022年度）～令和８年度（2026年度））において、「尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加」を掲げ、意思決定支援の浸透や制度そのものの見直し、市町村における体制構築に取り組んできました。こうした中、令和８年（2026年）６月には成年後見制度の見直しに係る民法等の改正法が公布され、本人の意思や状況に応じた柔軟な制度利用に向けた見直しが進められています。また、社会福祉法等の改正により、身寄りのない高齢者等への支援や地域における権利擁護支援体制の充実も図られることとなっています。

本市では、権利擁護を推進するため、成年後見講座や出前講座等による普及・啓発、申立費用や後見人等への報酬助成の実施や迅速な手続・相談対応に取り組んできました。一方で、身寄りのない高齢者の増加や制度の認知度の低さ、講座参加者の少なさ、申立てから制度利用開始まで時間を要すること、中核機関の機能や役割の周知不足、関係機関との調整の難しさなどが課題となっています。

今後は制度の周知・啓発方法の充実や中核機関を中心とした連携・相談体制の強化を図り、身寄りのない高齢者等への支援を含め、本人の意思決定を尊重しながら、権利擁護が必要な高齢者の早期発見から適切な制度利用・支援へ円滑につながる体制整備を推進していくことが必要です。

【今後の方向性】

〇成年後見制度の見直しや第三期成年後見制度利用促進基本計画など、国の動向を踏まえ、制度に関する正しい知識の普及啓発を行うとともに、地域連携ネットワークを適切に運営し、中核機関を中心とした関係機関との協力・連携を強化します。

〇権利擁護が必要な高齢者を適切な制度利用や支援につなげられるよう、本人の意思や状況に応じた支援を基本として、申立手続きの円滑化、支援体制の整備を進めます。

〇本人の意思決定支援や身上保護が適切に行われるよう、後見人等からの相談に応じるとともに、ケース会議の開催等により、関係機関と連携しながら継続的に見守り・支援する体制を構築します。

【具体的取組】

① 地域連携ネットワークの構築及び中核機関の整備

事業名	事業概要	担当部署
成年後見制度の広報・啓発 （中核機関の広報機能）	成年後見制度に関する正しい知識の普及啓発と制度利用促進のため、地域からの要望があれば出前講座を開催します。また、広報誌に成年後見制度に関する記事を掲載し、周知啓発を行います。	障がい福祉課 長寿介護課 社会福祉協議会
権利擁護に関する相談や 成年後見制度等の手続き支援 （中核機関の相談機能）	権利擁護に関する支援が必要なケースの相談に応じ、関係機関と連携しながら適切に対応します。また、後見等の必要性があれば、成年後見制度等の手続きを支援します。（市長申立等）	障がい福祉課 長寿介護課 社会福祉協議会
成年後見制度の利用促進 （中核機関の制度利用促進機能）	本人の状況に応じ、適切な専門職団体に依頼して受任者の調整を行います。また、日常生活自立支援事業等の関連制度と成年後見制度との連携を強化し、日常生活自立支援事業の対象者のうち成年後見制度への転換が望ましいケースについては、スムーズな移行等を検討します。	障がい福祉課 長寿介護課 社会福祉協議会
後見人支援体制の充実 （中核機関の後見人支援機能）	成年後見人等からの本人の意思決定支援・身上保護等に関する相談に応じるとともに、必要なケースについてはケース会議を開催し、後見人を含めた関係者が「チーム」となって日常的に本人を見守り、本人の状況を継続的に把握し適切に対応する体制をつくります。	障がい福祉課 長寿介護課 社会福祉協議会

② 成年後見市長申立と利用助成の実施

事業名	事業概要	担当部署
成年後見制度利用支援事業	適切に市長申立を行い、かつ、制度の利用が困難な状況にある高齢者等に対し、成年後見制度の申立に要する経費や成年後見人等への報酬の助成を行います。	障がい福祉課 長寿介護課

（２）高齢者に対する虐待防止と権利擁護

【現状と課題】

権利擁護に向け、対応手順に基づく多機関連携や広報・SNS等を活用した多面的な人権啓発、職員研修や各種相談対応を着実に推進してきました。一方で、複雑化する虐待要因への対応や相談窓口の認知不足が課題となっています。

今後は庁内・関係機関との更なる連携強化や啓発・研修手法の見直しを図り、早期発見と質の高い権利擁護・権利侵害防止体制を維持・拡充していく必要があります。

【今後の方向性】

〇高齢者が尊厳を保持し不利益を被ることなく生活できるよう、関係機関の連携のもと、権利擁護の強化や自立した日常生活を支える総合的な支援に努めます。

〇高齢者虐待防止ネットワークを活用した早期発見･対応体制を充実させるとともに、本人や養護者を支える仕組みづくりを進めます。

〇高齢者虐待防止をはじめとする人権意識の向上を図るため、周知・啓発を推進します。

【具体的取組】

事業名	事業概要	担当部署
権利擁護のための相談支援	高齢者が不利益を被ることなく、住み慣れた地域で安心して生活を送ることができるよう、高齢者の権利擁護に関する相談支援を行います。	長寿介護課
日常生活自立支援事業	認知症高齢者等判断能力が不十分な方の権利を擁護するとともに、福祉サービスの利用援助や日常生活の相談、金銭管理などの援助を行うことで、地域で安心して生活できるように支援します。	社会福祉協議会
高齢者の虐待防止	高齢者の人権を守り、養護者に対する支援を行うため、高齢者虐待防止ネットワークを活用し、高齢者虐待の発見から対応までの体制の充実を図ります。	長寿介護課
広報等による人権啓発	市民の人権意識の高揚を図るため、広報誌やホームページへの啓発記事の掲載や人権パネル展の開催、駅等での街頭啓発等の活動を推進します。また、ナビプラザ壁面ＬＥＤや公共施設の電子看板、コミュニティバス内広告表示等のデジタル機器を活用した啓発を実施します。	人権政策課
人権市民講座の開催	高齢者の人権をはじめ、あらゆる人権課題に対する市民の人権意識の高揚を図るため、人権市民講座等を開催します。	人権政策課

事業名	事業概要	担当部署
人権相談	相談機会の周知を図りつつ、人権擁護委員による特設人権相談及び人権政策課相談員による人権相談、女性相談員による女性相談を実施します。また、内容に応じて、関係機関との連絡調整、情報交換等を行っていきます。	人権政策課 ジェンダー共生推進室
市職員の研修機会の確保	市職員が、高齢者の人権を含む人権全般に関する知識を深め、人権意識の高揚を図ることができるように研修機会を設けます。	人事課

【関連する目標指標】

事業名	指標名	目標値		
		令和９年度（2027年度）	令和10年度（2028年度）	令和11年度（2029年度）
日常生活自立支援事業	利用者数	28人	29人	30人
市職員の研修機会の確保	研修受講率	60%	60%	60%

（3）ＡＣＰ（人生会議）の普及・啓発

【現状と課題】

最期まで自分らしく暮らせるよう、出前講座でのＡＣＰ（人生会議）や成年後見制度の啓発、エンディングノートの配布などを通じ、望む医療・ケアについて本人や家族が事前に話し合うことの普及に取り組んできました。一方で、措置等の特別な支援を必要とする高齢者を早期に把握し、適切な対応につなげるため、関係機関との連携の強化することが課題となっています。

今後はＡＣＰのさらなる周知・啓発を図るとともに、医療・介護・福祉等の連携を深め、早期発見と支援体制の強化を推進することが必要です。

【今後の方向性】

○ＡＣＰ（人生会議）の普及啓発を進めます。

【具体的取組】

事業名	事業概要	担当部署
ＡＣＰ（人生会議）の普及・啓発	人生の最終段階における医療・ケアについて、本人が家族等や医療・ケアチームと繰り返し話し合い、共有する取組である「ＡＣＰ（人生会議）」についての啓発を行います。	長寿介護課

基本方針５　住みよいまちづくりの推進

（１）高齢者福祉・生活支援サービスの確保

【現状と課題】

高齢者世帯の増加に伴う生活支援ニーズに応えるため、自力でのごみ出しが困難な世帯に対し、戸別収集や粗大ごみ収集支援を実施し、在宅生活の環境整備に取り組んできました。しかし、利用希望者が増加しており、収集・運行体制の維持や強化が課題となっています。

今後は持続可能な収集体制の再構築や他事業との連携を図り、介護を担う家族の負担軽減と高齢者が安心して暮らせる在宅支援体制の充実を図っていく必要があります。

【今後の方向性】

〇生活支援を必要とする高齢者に対し、多様な生活支援サービスに関する周知を行い、サービスが必要な方の利用につなげます。

〇ひとり暮らし高齢者等が住み慣れた地域での生活を継続するための支援の充実を図ります。

【具体的取組】

事業名	事業概要	担当部署
養護老人ホームの入所	65歳以上で、環境上の理由及び経済的な事情等により、在宅生活が困難な低所得世帯の高齢者に対して、養護老人ホームの入所措置を実施します。	福祉総務課
ふれあい収集	要支援・要介護の認定を受けている人、または総合事業のうち１号事業を利用している人、身体障害者手帳の交付を受けている人のみで構成された世帯、70歳以上の人のみの世帯を対象として、一般家庭ごみ・カン・ビン・資源ごみ・不燃物・粗大ごみを指定場所へ出すことが困難な場合、週に１回、市が指定する日に家庭の玄関先等で収集を行います。	収集業務課
粗大ごみリクエスト収集	要支援・要介護の認定を受けている人、または総合事業のうち１号事業を利用している人、身体障害者手帳の交付を受けている人のみで構成された世帯、70歳以上の人のみの世帯を対象として、一般家庭ごみと同じ場所で収集を行います。	収集業務課

【関連する目標指標】

事業名	指標名	目標値		
		令和９年度（2027年度）	令和10年度（2028年度）	令和11年度（2029年度）
養護老人ホームの入所	養護老人ホーム措置者数	35人	35人	35人
ふれあい収集	新規利用者数	11人	11人	11人
粗大ごみリクエスト収集	利用者数	440人	440人	440人

（２）高齢者の安心な暮らしの確保

【現状と課題】

ひとり暮らし高齢者等の安心した在宅生活に向け、配食を通じた安否確認や、24時間対応の緊急通報装置の貸与・月１回の定期訪問電話による生活支援と見守り体制の整備に取り組んできました。一方で、本事業が単なるサービス給付ではなく見守りの役割を担っていることへの理解不足や、支援を必要とする高齢者への制度の周知不足が課題となっています。

今後は事業趣旨の理解促進と効果的な広報を展開し、孤独死の防止や安否確認体制の更なる強化を図ることが必要です。

【今後の方向性】

〇高齢者が安心して暮らせるよう、65歳以上のひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯に対し、安心・安全な生活を支援する仕組みの周知および支援体制の充実に努めます。

【具体的取組】

事業名	事業概要	担当部署
食の自立支援事業	65歳以上のひとり暮らしまたは高齢者のみ世帯で、見守りや栄養改善が必要な方に対し、お弁当を配達することで安否の確認を行い、地域での見守り体制をつくります。	長寿介護課
緊急通報システム	65歳以上のひとり暮らしまたは高齢者等が安心して日常生活を送れるよう、緊急時のための通報システムを整備し、緊急時や非常時に備えた見守り体制をつくります。	長寿介護課
高齢者の見守り	地域包括支援センターと「かしはら街の介護相談室」など関係機関が連携し、ひとり暮らし高齢者の見守り体制の仕組みを検討していきます。	長寿介護課

（3）施設等のバリアフリー・ユニバーサルデザイン化の推進

【現状と課題】

バリアフリー化に向け、道路整備や庁舎の視認性向上、自治会集会所改修への補助支援、福祉のまちづくり条例に基づく届出対応等に取り組んできました。しかし、厳しい財政状況や要望額を下回る交付金、事業の進捗の遅れ、整備基準に対する一部設置者の理解不足が課題となっています。

今後は限られた財源の重点配分や現場確認を通じた進捗管理の強化、指導・助言の徹底を図り、計画的かつ実効性の高い安心・安全なまちづくりを推進していくことが必要です。

【今後の方向性】

〇高齢者が地域で安心して暮らせるよう、市域全体のバリアフリーおよびユニバーサルデザイン化を総合的に推進します。

【具体的取組】

事業名	事業概要	担当部署
駅周辺・市道のバリアフリー化	駅周辺等の特定箇所におけるバリアフリー・ユニバーサルデザイン化の推進及び市道路の歩道整備を進め、歩行者のスペース確保に努めます。	道路河川課
市庁舎内の整備	本庁舎運営を考慮しながら、市庁舎を利用しやすいものにするため、段差の解消等のユニバーサルデザイン化を推進します。	資産経営課
「移動等円滑化基本構想」に基づく特定事業計画の推進	移動等円滑化基本構想に基づく特定事業計画（大和八木駅からかしはら万葉ホールにかけての生活関連道路・施設が対象）の進捗管理を行います。	都市計画課
集会所施設整備助成事業	地域の自主的・主体的な市民活動を行う自治会の活動拠点である集会所のバリアフリー等の整備に対して費用の一部の補助を行います。	市民協働課
建築物に対する指導・助言	公共建築物、民間建築物等、不特定かつ多数の人が利用する建築物に対する指導・助言を行い、バリアフリー化を推進します。	建築安全推進課

【関連する目標指標】

事業名	指標名	目標値		
		令和９年度（2027年度）	令和10年度（2028年度）	令和11年度（2029年度）
集会所施設整備助成事業	集会所施設整備助成件数	３件	３件	３件

（４）在宅支援拠点と連携した住まいの整備

【現状と課題】

要介護・要支援者の在宅生活継続に向け、介護保険に基づく住宅改修費の給付や市営住宅改修時の手すり設置確認、住宅型有料老人ホームの開設に伴う県からの意見照会に対する実地確認・対応に取り組んできました。一方で、法令・制度に基づく適正な事業運営と、高齢者向け住宅の適正な配置に向けた関係部局や県との更なる連携が課題となっています。

今後は制度の適切な運用と連携強化を図り、高齢者が安心して暮らせる住まいの確保に努めていくことが必要です。

【今後の方向性】

〇日常生活に不安を抱える高齢者のため、市営住宅のバリアフリー化や建替え時のユニバーサルデザイン導入を進めるとともに、県と連携し、多様なニーズに対応した住まいの確保に努めます。

〇要介護（要支援）認定者が自宅で可能な限り自立した生活を送ることができるよう、個々の身体状況に合わせた住環境整備の適正な支援を行います。

【具体的取組】

事業名	事業概要	担当部署
市営住宅整備事業	市営住宅のバリアフリー化を推進し、建て替え時にはユニバーサルデザインを取り入れます。	住宅政策課
住宅改修費の支給（介護保険サービス）	要介護認定または要支援認定を受けた人が自宅での住環境を整えるため、介護保険サービスの対象となる住宅改修をする場合に、申請により改修費用の一部を助成します。	長寿介護課
有料老人ホームに関する県との連携	高齢者が安心して暮らすことができる高齢者向け住宅の開設に際して、県からの意見照会への対応など連携に努めます。また、関係部局との連携に努めます。	長寿介護課
居住サポート住宅認定事業	居住サポート及び住宅に関する基準を満たす賃貸住宅を居住サポート住宅として認定し、高齢者が地域で安心して暮らし続けられる居住環境の確保に努めます。	住宅政策課 福祉総務課

（５）防犯・安全対策の強化

【現状と課題】

高齢者の安全･安心な生活に向け､消費生活センターでの相談対応や防犯灯設置補助･啓発､道路修繕や転落防止柵の設置などの交通安全対策に取り組んできました｡一方で､県内で増える特殊詐欺への新たな啓発手法の検討、多様化する相談への対応力の向上、道路パトロールによる危険箇所の迅速な把握が課題となっています。

今後は警察等との連携強化や職員等の対応力や専門性向上、効果的な広報を展開し、防犯・交通安全の両面から地域環境の確保を図っていくことが必要です。

【今後の方向性】

〇高齢者をはじめ市民の消費者被害の防止や救済のため､消費生活相談や消費者教育･啓発を推進するとともに、悪質商法等の未然防止に向けた情報提供を強化します。

〇高齢者の交通安全に対する意識を高めるため交通安全教育や啓発活動の充実を図るとともに、既設道路の維持管理を進め、交通事故の予防・軽減に取り組みます。

〇「橿原市安全で住みよいまちづくり条例」に基づき、市民の防犯意識の高揚と自主防犯活動の活性化を図り、地域全体で犯罪に強いまちづくりを進めます。

【具体的取組】

事業名	事業概要	担当部署
消費生活センター事業	高齢者をはじめ、市民の消費者被害の救済及び未然防止・拡大防止のため、消費生活センターを設置し、消費生活相談や消費者教育・啓発を推進します。	市民協働課
交通安全施設事業	既設道路の維持管理、歩道の段差解消、転落防止柵の設置、点字ブロックの敷設等を実施し、交通事故の予防・軽減に努めます。	建設管理課
安心安全な地域づくり事業	高齢者等が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、「橿原市安全で住みよいまちづくりに関する条例」に基づき、市民の防犯意識の高揚、自主防犯活動の活性化のための啓発、防犯に配慮した生活環境整備等の事業を行うことにより、安心安全なまちづくりを目指します。近年、特に多い高齢者に対する特殊詐欺等の被害防止のため、高齢者等に必要な情報の提供、防犯学習機会の提供、地域の見守り活動への支援を行うことにより、市民一人ひとりの防犯力の向上を目指すとともに、地域全体で防犯活動に取り組むことができる仕組みづくりを進めます。	市民協働課

【関連する目標指標】

事業名	指標名	目標値		
		令和９年度（2027年度）	令和10年度（2028年度）	令和11年度（2029年度）
消費生活センター事業	消費生活相談件数	600件	600件	600件
安心安全な地域づくり事業	犯罪認知件数	700件	700件	700件

（６）災害時における高齢者支援体制の強化

【現状と課題】

防災ボランティア活動の推進に向け、訓練の実施やハザードマップの配布、要支援者名簿・個別避難支援計画の作成・共有、福祉避難所との協働や事業所ＢＣＰ策定確認に取り組んできました。一方で、ボランティア登録者の確保や防災への関心が低い層への啓発、名簿・避難所連携を活かした実地訓練の不足が課題となっています。

今後は周知方法を工夫しつつ、地域・関係機関との更なる連携強化と各種訓練の充実を進め、地域防災力と災害時支援体制の拡充を図っていくことが必要です。

【今後の方向性】

〇高齢者が社会の一員として地域で自立した生活と安全な暮らしを確保するため、市民の防災・防犯意識の高揚と地域防災力の向上を図ります。

〇災害等発生時における適切な連携を図るため、配慮が必要な高齢者等の避難支援に向けた包括的な体制の整備を進めます。

〇避難先で支援が必要な高齢者等の生活を支えるため、関係機関等と連携して配慮の行き届いた避難所運営体制を構築します。

〇災害ボランティアの育成を図るとともに、介護サービス事業所に対する業務継続計画（ＢＣＰ）の策定状況の確認・指導等を行い、災害や感染症発生時にも安定的・継続的にサービスを提供できる体制を支援します。

【具体的取組】

事業名	事業概要	担当部署
ボランティア推進事業	災害発生時に災害ボランティアや災害ボランティアセンターの運営を円滑に行えるよう、引き続き、災害ボランティアの登録を募集します。また、登録者を対象とした「災害ボランティアセンター設置・運営訓練」や研修会等を実施し、災害ボランティアの育成を図ります。	社会福祉協議会
地域防災力の向上事業	市民の防災意識の高揚と地域防災力向上を図るため、広報誌やＳＮＳを活用した啓発、ホームページの充実に加え、自主防災組織・企業・学校など地域における多様な主体に対して防災教育・防災訓練の実施に係る助言や協力を行います。 また、新たな基準に基づく洪水ハザードマップを配布することにより、危険度に応じた避難方法について周知を行うとともに、適切に災害情報を取得してもらうため安全・安心メールや戸別受信機、各種ＳＮＳの活用を推進します。	危機管理課

事業名	事業概要	担当部署
避難行動要支援者避難支援事業	災害時に家族や自分の力で避難できない高齢者や障がいのある方等（避難行動要支援者）の名簿及び個別避難支援計画書を作成し、名簿への登録を促します。また、避難支援等関係者に名簿と計画書を配布し、より一層の周知・浸透を図ります。さらに、「橿原市地域防災計画」と「橿原市避難行動要支援者避難支援計画」に基づき、関係各課との連携を図り、名簿や個別避難計画書の利活用の検討を含めた避難行動要支援者の避難支援体制の整備を推進します。	危機管理課 福祉総務課
避難生活支援のあり方についての検討	高齢者をはじめ、避難先で支援が必要な方々の避難生活を支えるための避難所運営のあり方について、関係機関等と連携を図ります。	危機管理課 長寿介護課
既存の介護サービス事業所における業務継続に向けた取組の支援	感染症が発生した場合であっても、利用者に必要なサービスが安定的・継続的に提供される体制を構築する必要があることから、感染症の発生時に備えた取組や発生時における業務継続に向けた取組を支援します。	長寿介護課
介護サービス事業所の新規指定等における業務継続計画の確認	令和６年（2024年）４月１日から業務継続計画（ＢＣＰ）の策定等や感染症の予防及びまん延の防止のための措置が義務付けられたことから、事業所の新規指定時などに対応済みであることの確認を行います。	長寿介護課

【関連する目標指標】

事業名	指標名	目標値		
		令和９年度（2027年度）	令和10年度（2028年度）	令和11年度（2029年度）
ボランティア推進事業	ボランティア登録者数	50人	50人	50人
	訓練実施回数	１回	１回	１回
避難行動要支援者避難支援事業	避難行動要支援者数	1,100人	1,200人	1,200人

第５章 認知症施策推進計画

１ 基本方針

基本理念の実現に向けて、３つの基本方針を設定し、その具体的な取組及び目標値について設定します。

基本方針１　認知症に関する正しい理解の促進

誰もが認知症になり得ることを前提に、自分ごととして認知症について考え、認知症の人や家族等、保健医療福祉の関係者だけでなく、認知症になったら何もできなくなるのではなく、認知症になってからも、一人一人が個人としてできること・やりたいことがあり、住み慣れた地域で仲間等とつながりながら、希望をもって自分らしく暮らし続けることができるという考え方である「新しい認知症観」を広く市民が正しく理解する必要があります。

認知症に関する正しい知識を身につけ、理解を深め、共生社会の基盤を築くことを目的に、市民一人一人が主体的に関わる地域づくりに向けた理解の増進に努めます。

基本方針２　認知症の方とその家族等への支援とそのネットワークの強化

認知症の人がその個性や能力を発揮でき、希望を実現しながら、これまでの生活の中で培ってきた友人関係や地域とのつながりを持ち続け、地域で安心して自分らしく生活できるよう取り組んでいきます。

また、認知症の人が社会の一員として生きがいを持ち、能力を発揮できる場を拡大するとともに、権利や尊厳が守られる環境を整えます。また、認知症の人やその家族が、不安や悩みを抱え込んだ際に、いつでも身近で安心して相談できる切れ目のない相談体制を確立します。

基本方針３　認知症の予防・早期発見・早期対応の推進

認知症の「予防」とは、「認知症にならない」ことが目的ではなく、「認知症になるのを遅らせる」「認知症になっても進行を緩やかにする」という意味であることに留意が必要です。

支援を希望する者が、適切な認知症や軽度認知障害（ＭＣＩ）の予防に取り組むことができるよう、予防に関する普及啓発や地域における予防活動の推進を図ります。

2 施策の体系

基本理念	基本方針	施策
安心で生きがいに満ちた心豊かな暮らしを支える福祉のまちづくり	1 認知症に関する 正しい理解の促進	（1）認知症の人に関する市民の理解の増進等
	2 認知症の方と その家族等への支援と そのネットワークの強化	（1）認知症の人の社会参加の機会の確保等 （2）認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護 （3）相談体制の整備等
	3 認知症の予防 ・早期発見・早期対応の 推進	（1）保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等 （2）認知症の予防等

3 施策の展開について

基本方針１　認知症に関する正しい理解の促進

（１）認知症の人に関する市民の理解の増進等

【現状と課題】

認知症への理解促進に向け、広報やパネル展示、認知症ケアパスの活用に加え、小中学校や企業と連携した認知症サポーター養成講座の開催や「認知症の方にもやさしいお店」の登録推進に取り組んできました。一方で、さらなるサポーターの確保養成や啓発機会の拡大が課題となっています。

今後は様々な団体に所属するキャラバン・メイトの活動提案やサポーターとの協働を強化し、多様な機会ととらえた講座・普及啓発活動を展開することで、認知症の方と家族を支える地域づくりを推進していくことが必要です。

【今後の方向性】

〇認知症に対する正しい理解が地域全体に広まるよう、知識の普及・啓発を図ります。
〇認知症の方や家族を手助けできる人材を育成します。
〇地域住民や育成した人材が地域で参画・活動できる体制の充実を図り、認知症当事者の尊厳が守られ安心して暮らし続けられる環境整備を進めます。

【具体的取組】

事業名	事業概要	担当部署
認知症に関する普及啓発活動	認知症や若年性認知症に関する正しい知識の普及・啓発、相談窓口の周知活動、地域での支え合いの推進のため、広報誌・ホームページ等への情報掲載や講座の開催、パンフレット（認知症ケアパス）の作成・配布等を行います。	長寿介護課
認知症サポーター養成講座	認知症や若年性認知症を正しく理解し、地域や職域で認知症の方やその家族を手助けができるよう、認知症サポーター養成講座を実施します。また、小中学生を対象とした講座を開催し、キッズサポーターの養成に取り組みます。	長寿介護課

【関連する目標指標】

事業名	指標名	目標値		
		令和９年度（2027年度）	令和10年度（2028年度）	令和11年度（2029年度）
認知症サポーター養成講座	認知症サポーター養成講座参加者人数	300件	300件	300件

基本方針２　認知症の方とその家族等への支援とそのネットワークの強化

（１）認知症の人の社会参加の機会の確保等

【現状と課題】

認知症高齢者と家族の支援に向け、安心シールの配布や警察連携による登録促進、行方不明者を捜索することに協力するメールの登録者の周知のほか、定期的な「認知症カフェ」や出張・休日開催等による相談・交流の場を拡充してきました。一方で、メール登録者数の伸び悩みや、身近な地域での認知症カフェ開催要望への対応、将来を見据えた介護基盤の整備が課題となっています。

今後は配信協力者の拡大を図るとともに、地区単位での認知症カフェ展開や実施主体の検討を進め、地域支援体制を強化していくことが必要です。

【今後の方向性】

〇認知症の方とその家族、地域住民、専門職など誰もが気軽に集える場づくりを推進し、認知症の方の社会参加や意見を発信する機会の確保を図ります。

〇適切な介護保険サービスの提供を通じて、認知症の方やその家族が住み慣れた地域で安心して生活を継続できるよう、多角的に支援します。

【具体的取組】

事業名	事業概要	担当部署
介護保険サービスによる支援	介護保険サービスの提供により、認知症の方やその家族の生活を支援します。	長寿介護課
はいかい高齢者家族支援サービス	認知症等によりはいかいする高齢者等の家族に、位置検索システム（ＧＰＳ）を貸与し、当該高齢者等の安全を確保し、家族の精神的・肉体的負担の軽減を図ります。また、認知症等で行方不明となった高齢者等を早期に発見するため、協力者にメールを配信し、地域ぐるみで捜索する「はいかいＳＯＳネットワーク」の活用を図ります。	長寿介護課
認知症カフェの推進	認知症の方とその家族、地域住民やボランティア、専門職など誰もが参加でき、集う場、相談できる場として認知症カフェを身近な距離感で実施を推進します。	長寿介護課

（２）認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護

【現状と課題】

認知症の方が尊厳を保ち、希望する暮らしを続けるためには、日常生活や医療・介護の場における意思決定支援と権利擁護が極めて重要です。

本人の意思形成や表明を丁寧にくみ取るアプローチが広がりつつあるものの、家族や支援者が本人の意向を推認・決定するケースが少なくありません。また、成年後見制度の活用や「意思決定支援ガイドライン」の浸透も進んでおらず、地域全体で本人の自己決定権を尊重する意識の向上と、身近な支援者が具体的な支援スキルを身に付ける体制の構築が必要です。

【今後の方向性】

〇認知症の方や家族等に対し、意思決定支援の重要性の理解増進を図るともに、認知症の方自身が意思決定する意識とスキルを高める機会を確保します。

〇本人主体の意思決定支援ガイドラインの周知徹底を図るとともに、成年後見制度の利用を促進していきます。

【具体的取組】

事業名	事業概要	担当部署
本人主体意思決定支援事業	認知症当事者やその家族を対象に、相談に基づき本人意思確認支援を行います。	長寿介護課
意思決定支援普及啓発事業	新たな取り組みである本事業の普及啓発を図っていくとともに、意思決定支援に関する情報提供を行います。	長寿介護課

（３）相談体制の整備等

【現状と課題】

認知症高齢者の増加に伴い、介護を担う家族等の精神的・身体的負担の増大や、介護による負担や孤立が深刻な課題となっています。

相談窓口の設置や各種支援サービスの展開を進めているものの、必要な支援情報を適切なタイミングで届ける体制は未だ十分とは言えません。また、介護者が悩みや経験を共有し、リフレッシュできる身近な居場所や相談の場に対するニーズも高まっています。認知症当事者のみならず、介護者を包括的に支える相談体制の整備と、地域から孤立させない切れ目のない支援ネットワークの構築が必要です。

【今後の方向性】

〇介護者の精神的、身体的な負担を軽減するためのサービスを周知し、家族介護支援事業を推進します。

〇介護者の負担を軽減するため、認知症の方とその家族、地域住民、専門職など誰もが参加でき、集う場として認知症カフェの実施を継続します。

【具体的取組】

事業名	事業概要	担当部署
家族介護支援・相談周知事業	地域包括支援センター等と連携し、個別相談支援を推進します。	長寿介護課
キャラバン・メイト活動支援	認知症サポーター養成講座の実施に係る企画立案にキャラバン・メイトの参画を促し、協働して地域住民への啓発活動に取り組みます。	長寿介護課
地域で認知症サポーター等が活躍できる仕組みづくり	認知症サポーター等がチームを組み、認知症の方やその家族のニーズに合った具体的な支援につなげる「チームオレンジ」を推進します。	長寿介護課

【関連する目標指標】

事業名	指標名	目標値		
		令和９年度（2027年度）	令和10年度（2028年度）	令和11年度（2029年度）
キャラバン・メイト活動支援	キャラバン・メイト人数	120件	130件	140件
地域で認知症サポーター等が活躍できる仕組みづくり	チームオレンジのチーム数	2チーム	3チーム	4チーム

基本方針３　認知症の予防・早期発見・早期対応の推進

（１）保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等

【現状と課題】

適切な医療・介護へつなげるため、地域包括支援センターへの認知症地域支援推進員の配置や医療機関との連携を図り、総合相談を通じた初期集中支援チームによる早期対応体制を整備してきました。しかし、相談窓口の周知不足や現在の支援・早期発見体制の有効性の検証が課題となっています。

今後は、相談窓口の周知方法を効果的に見直すとともに、既存の支援体制を検証・見直し、地域全体の認知症ケアの質の向上を図ることが必要です。

【今後の方向性】

〇認知症予防及び早期発見、早期対応の重要性について理解促進を図るとともに、不安を感じた時に相談できる窓口の周知や専門医療機関との連携等に努めます。

〇初期段階における適切な支援のあり方を検討するとともに、必要な取組を推進し、当事者が早い段階で専門的な医療や適切なケアにつながる環境を維持･強化します。

〇地域におけるケア体制の充実を図り、医療と介護の連携のもとで予防から重度化防止までを見据えた切れ目のない支援体制を構築します。

【具体的取組】

事業名	事業概要	担当部署
認知症初期集中支援チーム	認知症の初期段階から包括的・集中的に支援する、認知症初期集中支援チームを活用し、認知症サポート医も加わったチーム員会議を継続し、認知症の早期発見、早期治療へとつなぐ取組を進めます。	長寿介護課
認知症総合支援事業	地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を配置し、地域の認知症ケアの向上を図るとともに、地域の医療機関や認知症疾患医療センターと連携し、認知症の方やその家族を支援します。	長寿介護課

（２）認知症の予防等

【現状と課題】

認知症の発症や進行を遅らせる予防の重要性を踏まえ、各地域の介護予防教室等において認知症予防をテーマとした講座や運動プログラムを導入してきました。一方で、従来の講座形式（集団教育）だけでは対象者が限られるため、普及手法の多様化が課題となっています。

今後は若い世代を含む幅広い層に向けて、従来の枠組みにとらわれない新たな媒体や手法を活用し、生活習慣改善の啓発と認知症予防意識の定着を図ることが必要です。

【今後の方向性】

〇身近な場所で継続して認知症予防に関する活動ができるよう支援を行います。

【具体的取組】

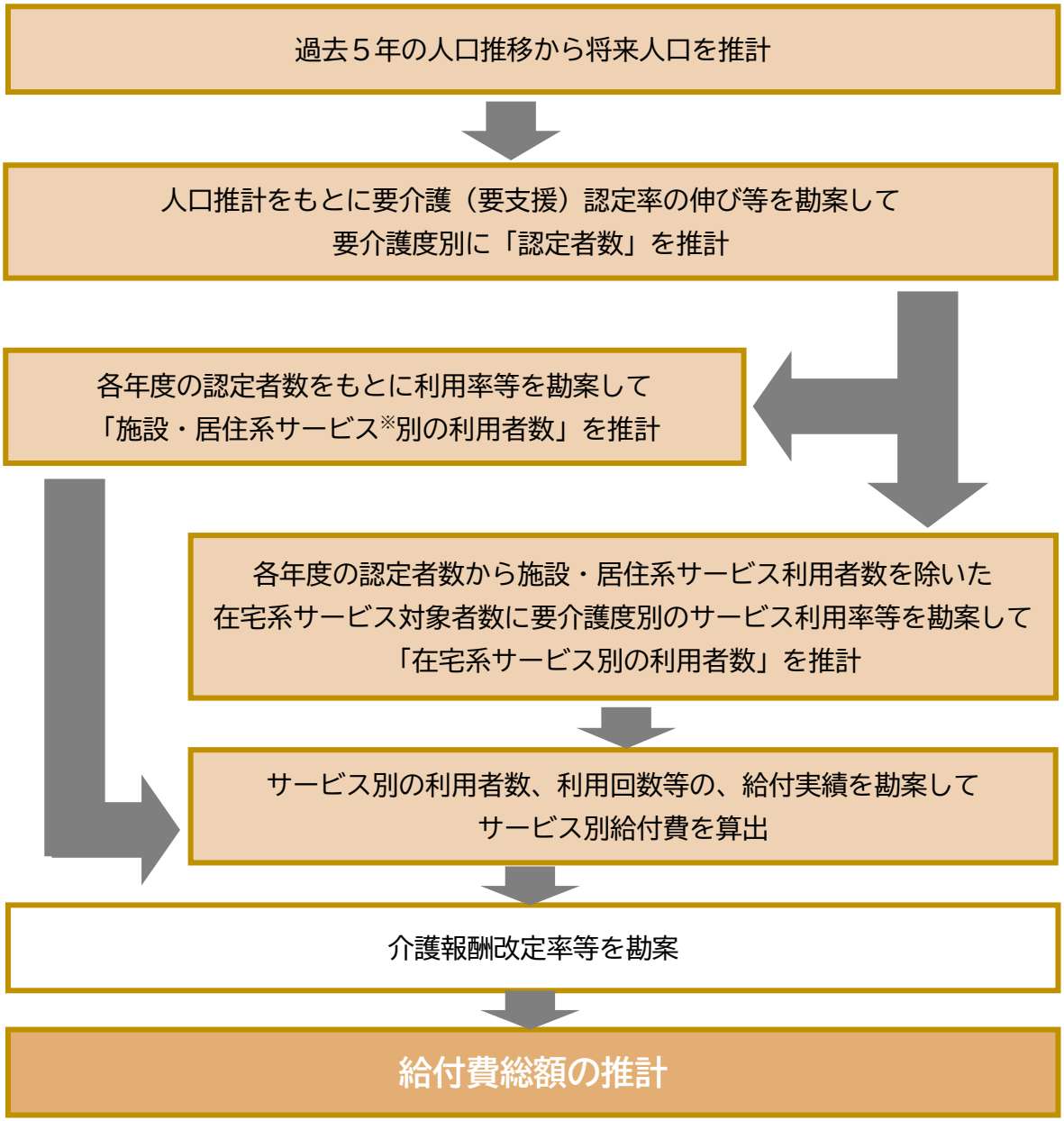
事業名	事業概要	担当部署
地域における認知症予防の推進・充実	地域包括支援センターと「かしはら街の介護相談室」の連携のもと、認知症予防に関する知識の普及を図ります。	長寿介護課
認知症予防教室	認知症予防の推進のため、地域住民との交流や運動等を行う地域活動を支援していきます。	長寿介護課

第６章 介護保険サービス等の量の見込み（介護保険事業計画）

介護保険サービス見込み量は、以下の手順に沿って算出します。

なお、介護保険サービス等の量の見込みについては、各年度における介護保険サービス等の量の見込みに加え、中長期的な介護保険サービス等の量を推計します。推計に当たっては、中長期的なサービス提供体制の確保についても考慮し、地域の実情に即した介護保険サービス等の量を見込みます。

＜介護保険事業の見込み量のおおまかな推計の流れ＞



※ 居住系サービスとは、居宅サービスのうち「特定施設入居者生活介護」、地域密着型サービスのうち「認知症対応型共同生活介護」等のサービスです。
※ 上記の推計は、地域包括ケア「見える化」システムを活用しています。
※ 介護保険サービス等の見込量、介護保険給付費等の推計、保険料の設定については現在算定中であり、現時点では確定していないため、本素案には掲載していません。今後、算定結果を踏まえ、計画書に反映する予定です。